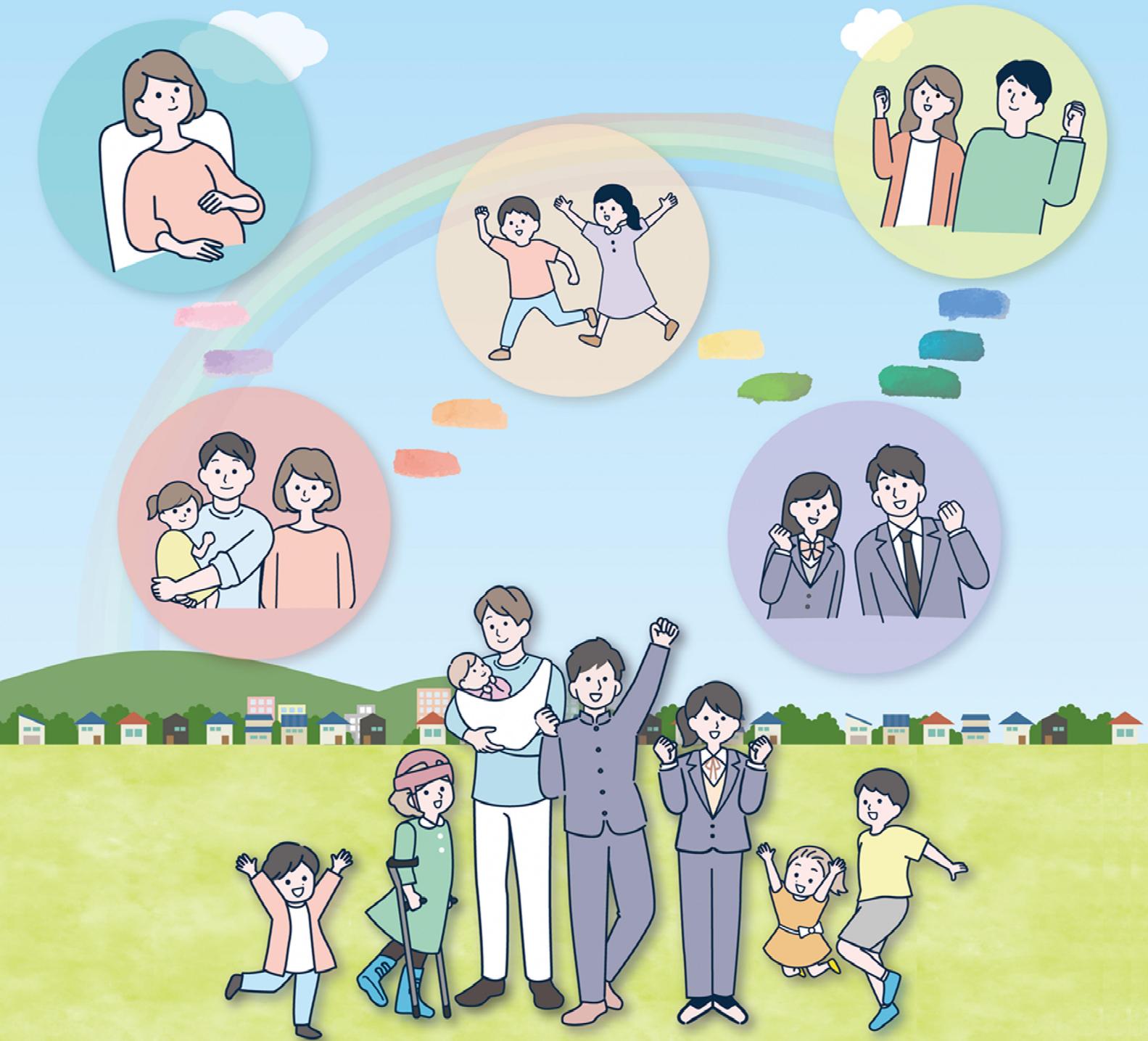


第2期川西市こども・若者未来計画

すべてのこどもたちに最良のスタートを
～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）



令和7年（2025年）3月
川西市・川西市教育委員会

目 次

| | |
|---|-----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 1 計画策定の背景..... | 2 |
| 2 国における近年の動向..... | 3 |
| 3 計画の位置づけ・期間・対象者..... | 5 |
| 4 子ども・子育て支援新制度の概要..... | 7 |
| 第2章 こども・若者を取り巻く現状..... | 10 |
| 1 人口と世帯の状況..... | 11 |
| 2 就業の状況..... | 16 |
| 3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況..... | 18 |
| 4 こども・子育て当事者の状況..... | 22 |
| 5 若者の状況..... | 43 |
| 6 こども・若者の意見表明..... | 49 |
| 7 ひきこもりや不登校などの状況..... | 66 |
| 8 貧困の状況..... | 74 |
| 第3章 計画の考え方..... | 77 |
| 1 基本理念..... | 78 |
| 2 基本目標..... | 78 |
| 3 計画の体系..... | 80 |
| 第4章 施策の展開..... | 81 |
| 重点施策・施策体系..... | 82 |
| 基本目標1 親と子のいのちと健康を守る..... | 85 |
| 基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む..... | 88 |
| 基本目標3 こどもが主体となる教育保育を提供する..... | 95 |
| 基本目標4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する..... | 101 |
| 基本目標5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する.... | 106 |
| 基本目標6 こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する..... | 114 |

第5章 事業計画..... 116

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定..... | 117 |
| 2 計画期間における人口推計..... | 118 |
| 3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方..... | 119 |
| 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策..... | 120 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策..... | 123 |

第6章 就学前教育保育施設のあり方 137

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 就学前教育施設の現状・課題、方向性..... | 138 |
| 2 検討経過..... | 138 |
| 3 川西市における就学前教育保育の拠点施設..... | 139 |
| 4 拠点施設とならない認定こども園のあり方..... | 144 |
| 5 市立就学前教育保育施設のあり方..... | 144 |

第7章 計画の推進体制 149

| | |
|-------------------|-----|
| 1 計画の推進に向けて | 150 |
|-------------------|-----|

第 | 章

計画の概要

I 計画策定の背景

我が国における急速な少子高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決するべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化しています。現在、こうした課題に対処するため、SDGsの推進、多様性と包摂性（※1）ある社会の形成、DX（※2）の推進など様々な取組が行われています。

国においては、令和5年（2023年）4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

政府の動きとしては、令和5年（2023年）1月に公表された「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、子ども・子育て政策を取りまとめたもので、(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2) 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3) 共働き・共育での推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

川西市においては、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年（2015年）に「第1期川西市子ども・子育て計画」、令和2年（2020年）に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定するほか、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年（2013年）に「川西市子ども・若者育成支援計画」を策定、平成30年（2018年）には同計画を改定しました。

さらに、令和5年（2023年）3月に「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」を統合し、「川西市子ども・若者未来計画」を策定し、こども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、こどもから若者まで、切れ目のない施策の推進に取り組んできました。

そして、令和6年（2024年）3月に「第6次川西市総合計画」を策定し、めざす都市像「心地よさ息づくまち 川西 ~ジブンイロ 叶う未来へ~」の実現に向けた5つの柱（分野別目標）を設定しています。その1つ「人が豊かに育つ川西の実現」において、施策「子ども・若者」の中に「妊娠・出産・乳幼児支援」「子育て環境整備」「教育保育」「若者支援」を位置付けています。

また、同時期に「川西市教育大綱」を策定し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を示しています。

本計画は、「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、こども・若者支援施策の充実を図るために「第2期川西市こども・若者未来計画」を策定し、こどもから若者まで、切れ目なく施策を推進していきます。

【参考】

※1 包摂性…社会的に誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つことを意味します。持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」という考え方に基づいています。

※2 DX……デジタルトランスフォーメーションのこと、デジタル技術やデータを活用した業務・組織等の変革をさします。

2 | 国における近年の動向

(1) 子育て支援対策

平成29年（2017年）6月「子育て安心プラン」が公表され、25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、令和2年度（2020年度）までに女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

令和元年（2019年）10月からは3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて教育保育施設の利用料が無償化されました。

令和2年（2020年）12月には、「新子育て安心プラン」が公表され、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することが示されるなど、待機児童の解消をめざすとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされています。

また、平成30年（2018年）9月の「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の高まりなどを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿の拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととされています。

さらに、こども未来戦略（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育への推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

<「加速化プラン」において実施する具体的な施策>

- ・児童手当の抜本的拡充～全ての子どもの育ちを支える制度へ～
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
- ・幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ・全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
- ・新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
- ・育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～
- ・多様な働き方と子育ての両立支援～多様な選択肢の確保～など

(2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設

令和4年（2022年）6月に、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進するために、「こども基本法」が成立しました。

さらに、「こども家庭庁設置法」が成立し、令和5年（2023年）4月に、これまで各省庁でバラバラに行われてきたこどもに関する政策を、一本化して専門的に取り組む機関として、こども家庭庁が創設しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までの子どもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進しています。

(3) こども家庭センターの設置

令和4年（2022年）6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることになりました。

児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけています。

(4) 子ども・若者支援

平成22年（2010年）4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、同ビジョンにおいては、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野に関し、30歳代も対象となりました。

同ビジョンの策定から5年が経過したことを受け、平成28年（2016年）2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援などに重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども・若者を取り巻く環境が更に大きく変化したことを踏まえ、令和3年（2021年）に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、①すべての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、④子ども・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5本柱を基本的な方針として、子ども・若者育成支援を総合的に推進するとされました。

また、近年、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをしている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が増加し、子ども自身の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されており、ヤングケアラーの支援体制の構築・強化をするとされています。

(5) 児童虐待防止

平成28年（2016年）の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区に対して児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成30年（2018年）7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。令和元年（2019年）6月には改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、こどもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれました。

また、令和4年（2022年）6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待のおそれがあり、一時保護を行う場合に、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないことが規定されました。

(6) こども大綱の閣議決定

令和5年（2023年）12月に、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針を定められました。

3 | 計画の位置づけ・期間・対象者

(1) 計画の法的根拠 〈下記5法に基づく計画として位置づけます〉

●こども基本法（第10条第2項）：市町村こども計画

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

●子ども・子育て支援法（第61条）：市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●次世代育成支援対策推進法（第8条）：市町村行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

●子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）：市町村子ども・若者計画

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

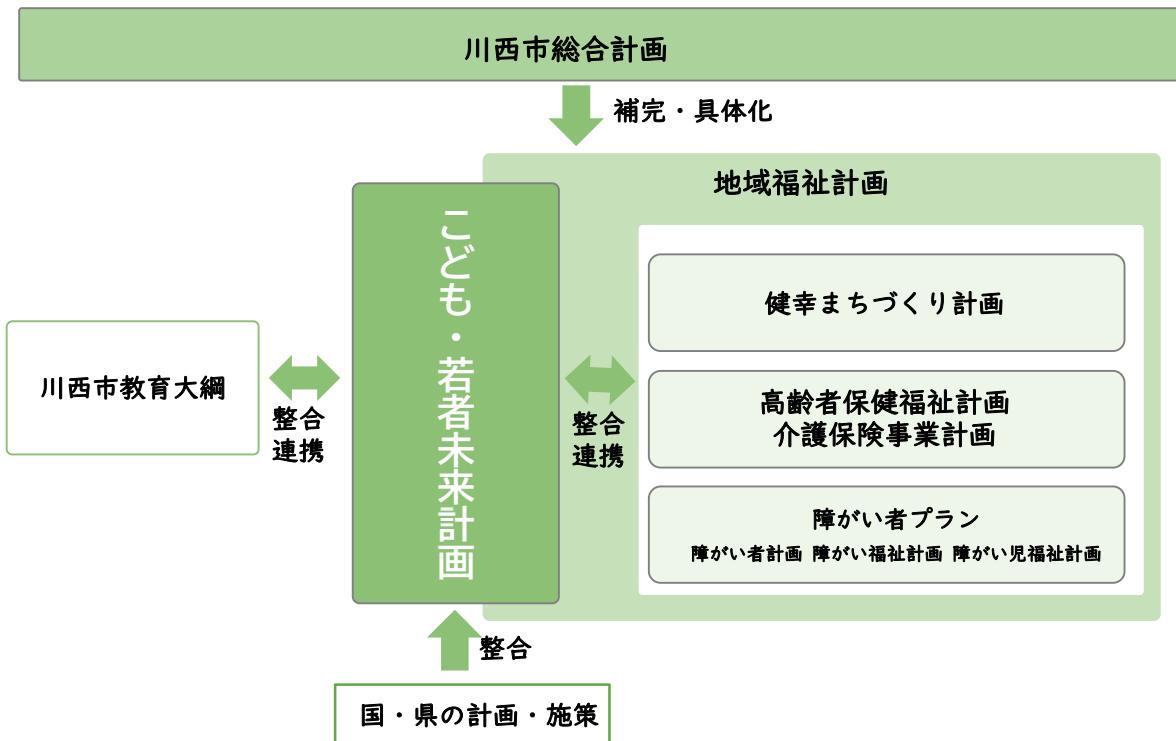
●子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）：市町村子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画【新規】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

●こども・若者未来計画の位置づけ



(3) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

| 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) | 令和12年度 (2030年度) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | | | |
| 川西市子ども・ 若者未来計画 | | 第2期川西市子ども・若者未来計画 | | | | | |
| | | | | 【中間見直し】 | | | |
| 次期 川西市子ども・ 若者未来計画 | | | | | | | |

(4) 計画の対象者

対象者は妊娠前、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

| 0歳 | | 6歳 | | 12歳 | | 18歳 | | 39歳 |
|-----|-----|----|------|-----|--|-----|--|-------|
| 妊娠前 | 妊娠期 | 出産 | 乳幼児期 | 学童期 | | 思春期 | | 青年期以降 |

※概ねの年齢区分

(5) 「こども」の表記基準

本計画において、「こども」表記の取扱いを、原則として下記の通りとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ア 法令に根拠がある語を用いる場合
 - イ 固有名詞を用いる場合
 - ウ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

4 | 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、幼児期の質の高い教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

(2) 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する以下の3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連3法」といいます。新制度の実施主体である市町村においては、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育保育の提供区域の設定、教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

また、令和元年(2019年)5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、同年10月から幼児教育保育の無償化が実施されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律 ^{*1}
- 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正) ^{*2}

| | |
|---------------------------|--|
| 1 質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供 | 幼児期の教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及を図るため、設置手続きを簡素化し、財政支援を充実・強化 |
| 2 保育の量的拡大・確保 教育保育の質的改善 | 地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等を計画的に整備し、待機児童ゼロの継続や多様な教育保育を充実 |
| 3 地域子ども・子育て支援の充実 | すべての家庭を対象に、地域の子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう財政支援を強化 |

*1 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

*2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 給付・支援事業

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

① 子ども・子育て支援給付

- | | | |
|------------------|--------------------|---|
| 1 子どものための教育保育給付 | ●施設型給付 ●地域型保育給付 | >認定こども園 >幼稚園※1 >認可保育所※2 >小規模保育事業（A・B・C型）>家庭的保育事業 >居宅訪問型保育事業 >事業所内保育事業 |
| 2 子育てのための施設等利用給付 | | >幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）>特別支援学校 >預かり保育事業 >認可外保育施設等 |
| 3 子どものための現金給付 | | >児童手当 |
| 4 乳児等のための支援給付 | | >乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）※令和8年度（2026年度）開始 |

※1 私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は私学助成を継続

※2 私立認可保育所は現行どおり市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

② 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1 利用者支援事業 | 2 延長保育事業 |
| 3 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） | 4 子育て短期支援事業（ショートステイ） |
| 5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） | 7 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| 6 養育支援訪問事業 | 9 一時預かり事業 |
| 8 地域子育て支援拠点事業 | |
| 10 病児保育事業 | |
| 11 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） | 12 妊婦に対する健康診査 |
| 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| 14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 15 子育て世帯訪問支援事業【新規（令和4年改正）】 |
| 16 児童育成支援拠点事業【新規（令和4年改正）】 | 17 親子関係形成支援事業【新規（令和4年改正）】 |
| 18 妊婦等包括相談支援事業【新規（令和6年改正）】 | 19 乳児等通園支援事業【新規（令和6年改正）】 |
| 20 産後ケア事業【新規（令和6年改正）】 | |

（4）子どものための教育保育給付

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育保育の必要性に応じた1号～3号認定の支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

| 支給認定区分 | 対象 | 利用する主な施設・事業 |
|--------|--------------------------------|--------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前のこども（2号認定を除く） | 認定こども園・幼稚園※ |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども | 認定こども園・保育所 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども | 認定こども園・保育所・地域型保育事業 |

※私立幼稚園は新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断において選択することとされています

② 保育の必要性に応じた区分

2号認定または3号認定は、保育の必要量によってフルタイム就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）、またはパートタイム就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）に区分されます。

③ 給付対象施設

| 施設 | 対象 |
|---------|---|
| 幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> ・3歳から就学までの児童を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)等を実施 |
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から就学までの児童を対象とし、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ・夕方までの保育のほか、延長保育を実施 |
| 認定こども園 | <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から就学までの児童を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分類 |
| 地域型保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から2歳を対象とし、少人数の単位（20人未満）で保育を必要とする児童を預かる事業 ・4つの類型（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に分類 |

（5）子育てのための施設等利用給付

幼稚園（私学助成幼稚園）、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料等の無償化の適用を受けるためには、新1号～新3号認定の認定を受ける必要があります。

| 認定区分 | 対象 | 利用する主な施設・事業 |
|-------|--|--|
| 新1号認定 | 満3歳以上の就学前のこども（新2号、新3号認定を除く） | 幼稚園（私学助成幼稚園） |
| 新2号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過し、保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども | 幼稚園（私学助成幼稚園）、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育 |
| 新3号認定 | 0～2歳、満3歳に達する日以後最初の3月31日まで、保護者の就労や疾病等により保育を必要とし、かつ、市民税非課税世帯のこども | 幼稚園（私学助成幼稚園）、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育 |

第2章

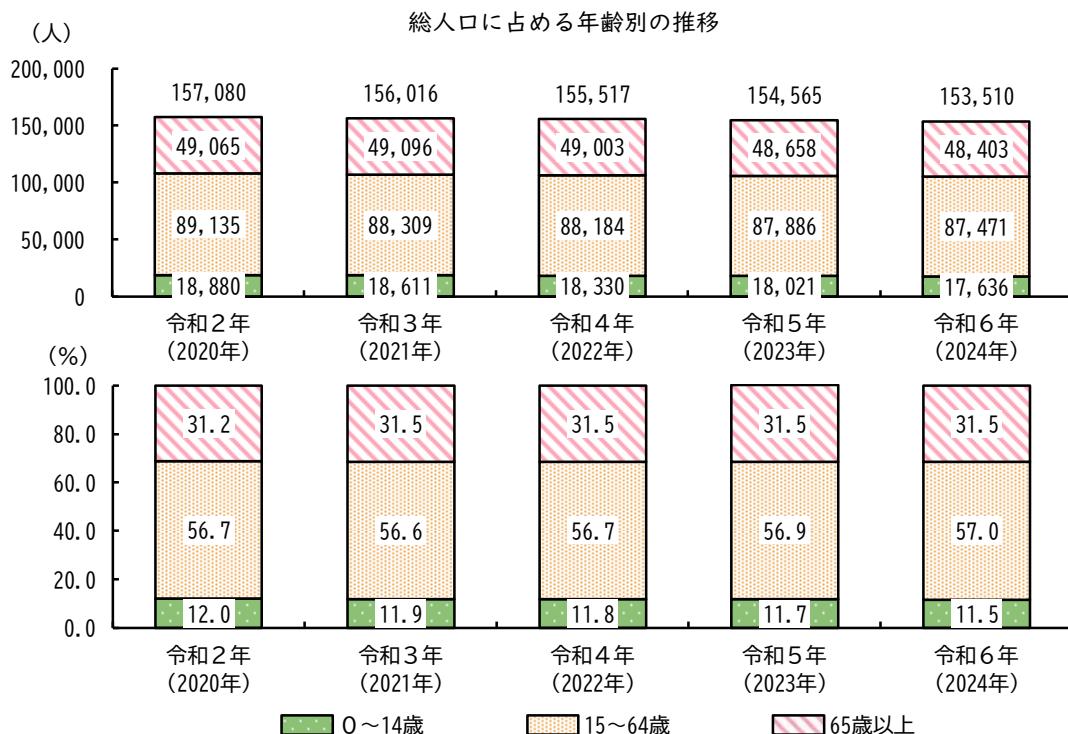
子ども・若者を取り巻く現状

I | 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める年齢別の推移

総人口は減少しており、令和6年（2024年）は153,510人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老人人口も減少しています。令和6年（2024年）の高齢化率（65歳以上の人口の総人口に占める比率）は31.5%となっています。

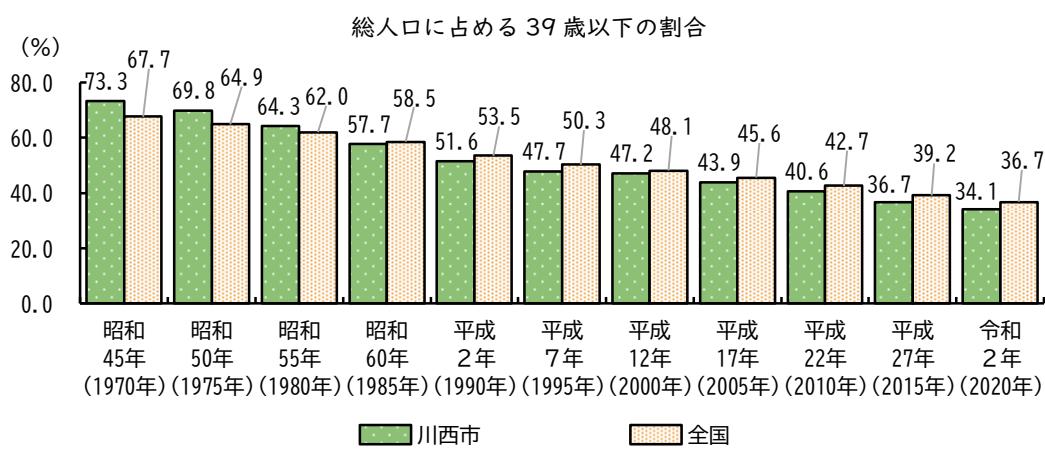


資料：川西市住民基本台帳（各年3月末時点）

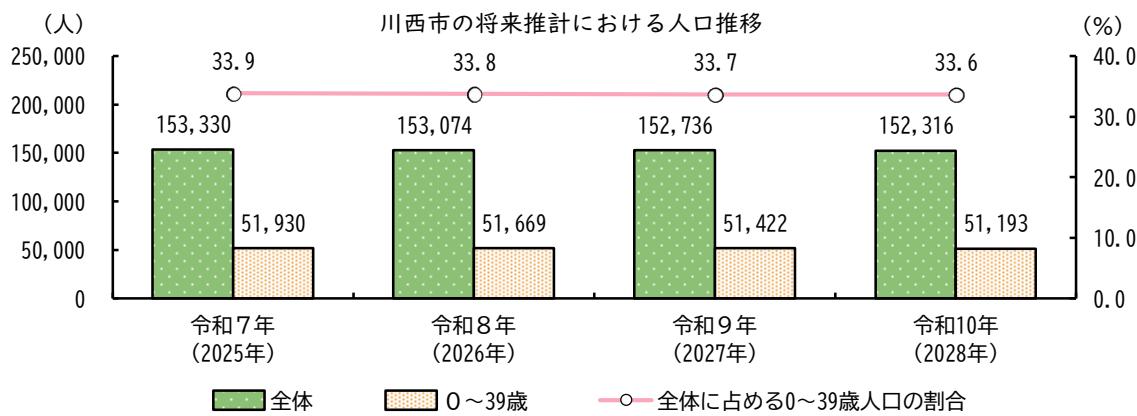
② こども・若者の人口

国勢調査によると、全国の0～39歳のこども・若者の総人口に占める割合は、平成2年（1990年）には53.5%でしたが、その後も減少を続け、令和2年（2020年）に36.7%まで減少しています。川西市の同期間の割合も、51.6%から34.1%へと減少し、同じ傾向が見られます。

また、川西市の人口推計では、令和10年（2028年）には33.6%となることが予測されています。

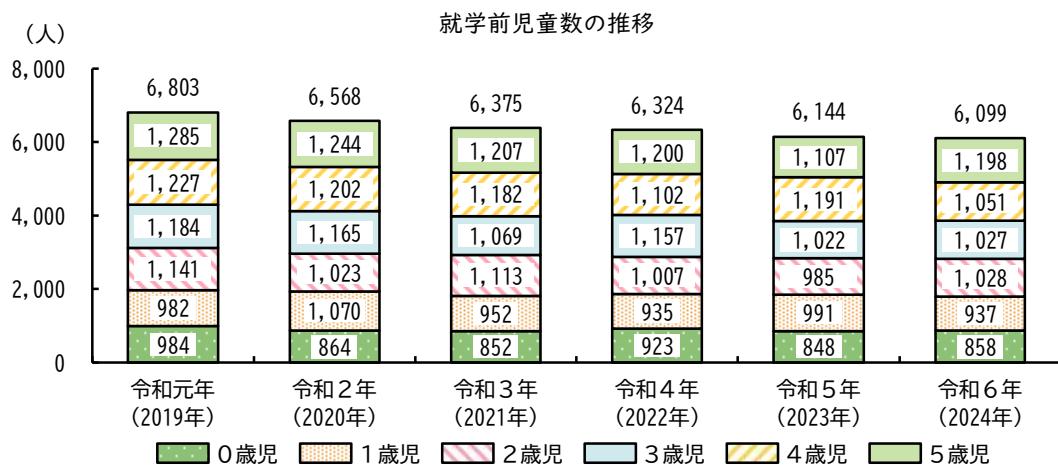


資料：国勢調査



③ 就学前児童数の推移

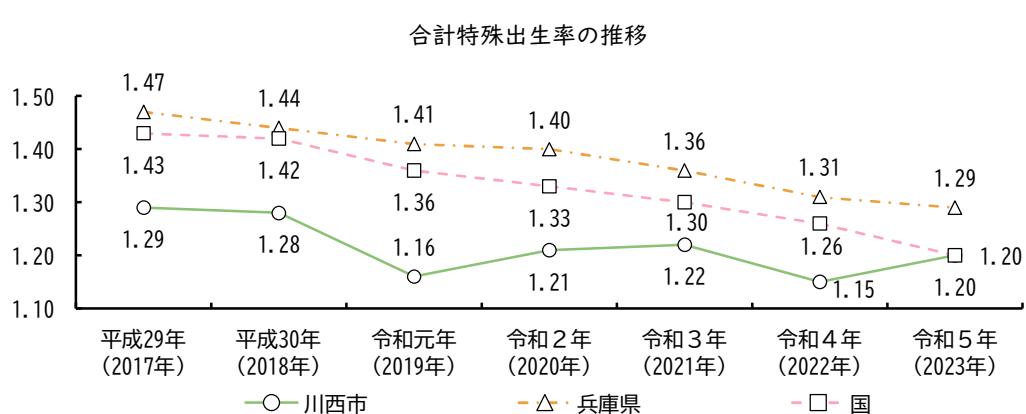
就学前児童数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）は6,099人となっています。



（2）出生の動向

川西市の合計特殊出生率は、令和4年（2022年）には1.15と減少しましたが、令和5年（2023年）には1.20と増加しました。

令和5年（2023年）には国が1.20、兵庫県が1.29となっており、川西市は各年とも国・県を下回る傾向にあります。



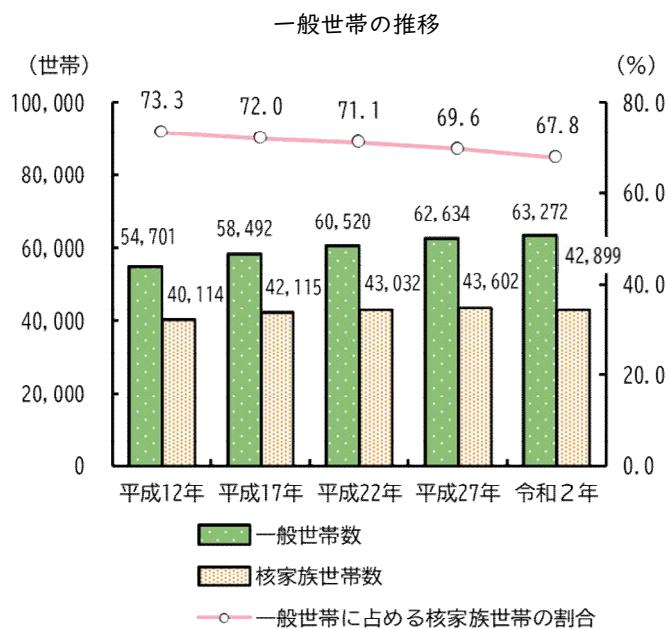
(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）にかけて8,571世帯増加し、令和2年（2020年）は63,272世帯となっています。

一方、核家族世帯数は平成17年（2005年）から令和2年（2020年）にかけてほぼ横ばいであります。令和2年（2020年）は42,899世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）にかけて減少しています。



② 核家族世帯の内訳推移

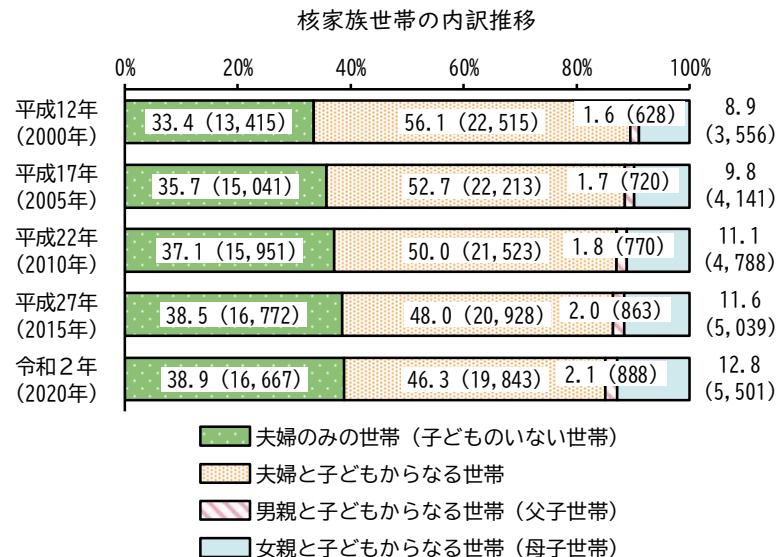
夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

○核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、

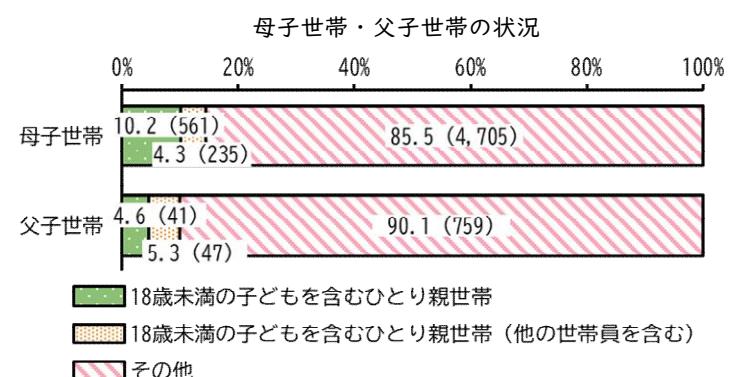
「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

※「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」には、18歳以上の子どもを含む



③ 母子・父子世帯の状況

18歳未満の子どもを含む母子世帯については、令和2年（2020年）で796世帯、父子世帯で88世帯となっています。



(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成28年（2016年）以降「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっており、令和5年（2023年）は1,063人の減少となっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態は、平成28年（2016年）から令和5年（2023年）にかけて増加と減少を繰り返し、令和5年（2023年）は36人の「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）となっています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成28年（2016年）以降「人口減」の状態が続いているおり、令和5年（2023年）は1,027人の減少となっています。

① 自然動態及び社会動態の推移

自然動態及び社会動態の推移

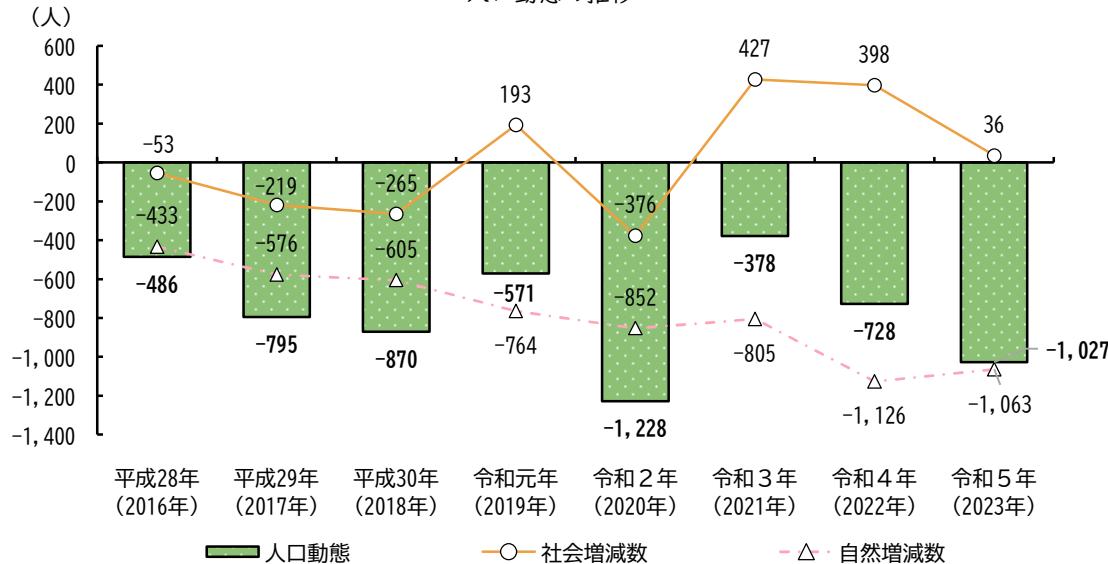
単位：人

| | 平成28年 (2016年) | 平成29年 (2017年) | 平成30年 (2018年) | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) |
|------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 出生数 | 1,048 | 1,010 | 979 | 851 | 892 | 874 | 820 | 863 |
| 死亡数 | 1,481 | 1,586 | 1,584 | 1,615 | 1,744 | 1,679 | 1,946 | 1,926 |
| 転入者数 | 5,552 | 5,329 | 5,374 | 5,782 | 5,124 | 5,390 | 5,624 | 5,387 |
| 転出者数 | 5,605 | 5,548 | 5,639 | 5,589 | 5,500 | 4,963 | 5,226 | 5,351 |

資料：川西市統計要覧

② 人口動態の推移

人口動態の推移



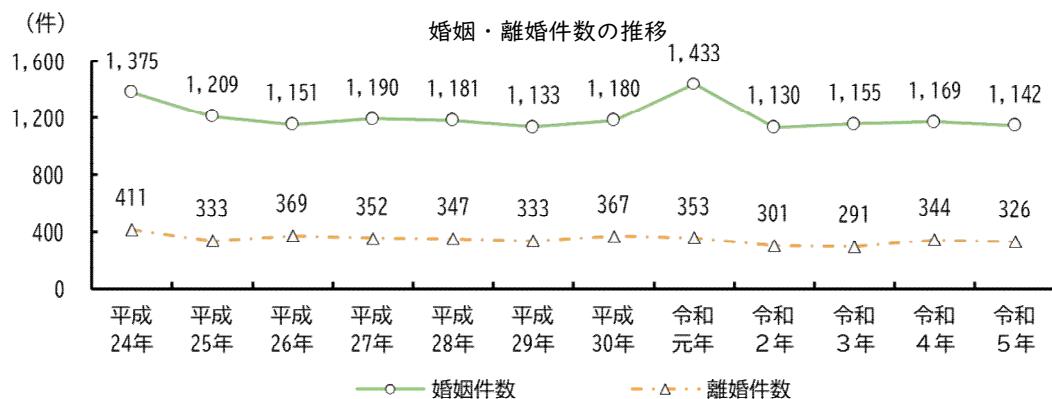
資料：川西市統計要覧

(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成26年（2014年）以降は1,100件台で推移しており、令和元年（2019年）には1,433件に増加しましたが、令和2年（2020年）以降は再び1,100件台になり、令和5年（2023年）で1,142件となっています。

離婚件数は、平成25年（2013年）以降300件台で推移し、令和3年（2021年）には291件となっていましたが、令和5年（2023年）には326件と増加しています。



資料：川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は、男女ともに20～24歳、女性の25～29歳で増加傾向にあり、男性の35～39歳では、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）にかけて4.5ポイント増加しています。

国、県と比較すると、同水準で推移しています。

未婚率の推移

単位：%

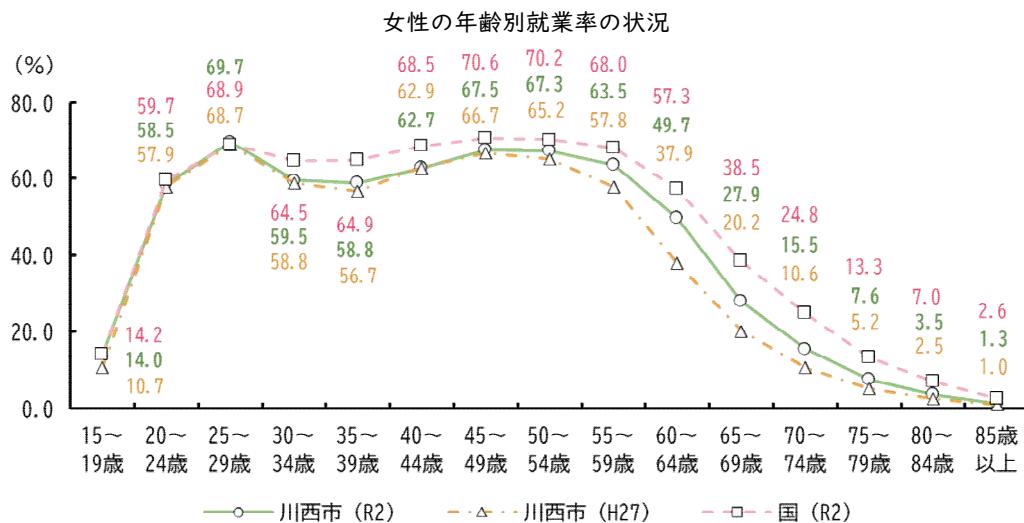
| | | 20～24歳 | | 25～29歳 | | 30～34歳 | | 35～39歳 | |
|---------------|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| （平成05年～平成17年） | 全国 | 93.5 | 88.7 | 71.4 | 59.1 | 47.1 | 32.0 | 31.2 | 18.7 |
| | 兵庫県 | 93.6 | 90.0 | 70.0 | 59.7 | 43.2 | 31.1 | 27.1 | 18.5 |
| | 川西市 | 95.0 | 92.5 | 73.1 | 65.0 | 43.1 | 32.9 | 25.9 | 20.0 |
| （平成18年～平成22年） | 全国 | 94.0 | 89.6 | 71.8 | 60.3 | 47.3 | 34.5 | 35.6 | 23.1 |
| | 兵庫県 | 93.7 | 90.4 | 70.6 | 61.6 | 44.7 | 35.0 | 32.3 | 22.8 |
| | 川西市 | 95.5 | 92.3 | 72.6 | 66.2 | 45.4 | 36.6 | 31.1 | 22.5 |
| （平成23年～平成27年） | 全国 | 95.0 | 91.4 | 72.7 | 61.3 | 47.1 | 34.6 | 35.0 | 23.9 |
| | 兵庫県 | 95.0 | 92.3 | 72.1 | 62.7 | 45.2 | 35.9 | 33.1 | 24.8 |
| | 川西市 | 96.3 | 94.4 | 74.0 | 65.8 | 43.9 | 35.6 | 31.1 | 24.0 |
| （令和02年～令和2年） | 全国 | 95.2 | 92.3 | 72.7 | 62.3 | 47.1 | 35.1 | 34.3 | 23.5 |
| | 兵庫県 | 95.1 | 93.0 | 71.1 | 62.6 | 44.2 | 34.6 | 32.0 | 23.6 |
| | 川西市 | 97.2 | 95.8 | 72.8 | 68.7 | 43.3 | 34.7 | 30.4 | 23.8 |

資料：国勢調査

2 | 就業の状況

(1) 女性の年齢別就業率の状況

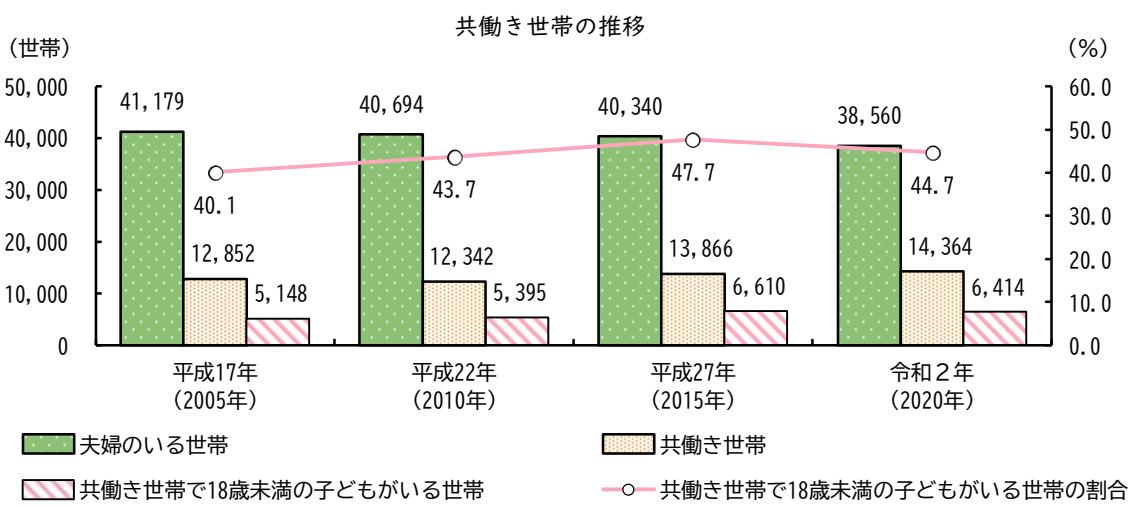
令和2年（2020年）の川西市の女性の年齢別就業率は、平成27年（2015年）と比較すると、40～44歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。



資料：国勢調査

(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年（2020年）は44.7%となっています。



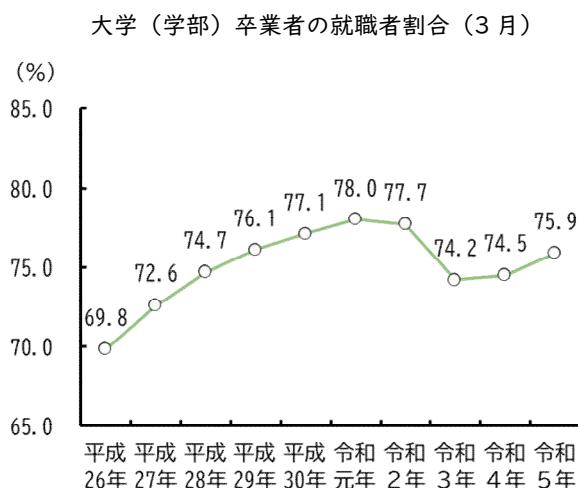
資料：国勢調査

(3) 若者の就職・離職状況など

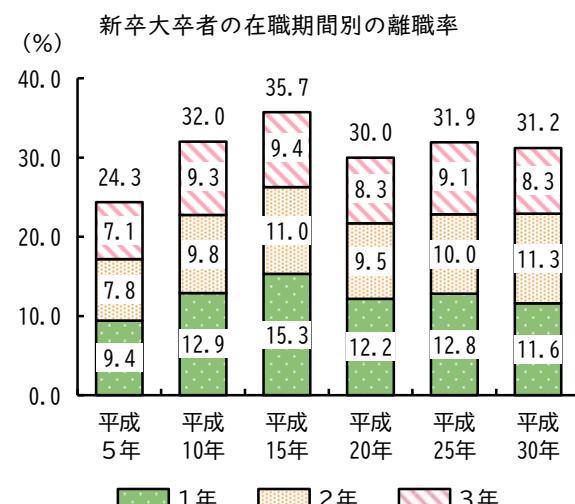
文部科学省「学校基本調査」によると、大学の卒業者の就職率は令和3年（2021年）に新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化等の影響で74.2%に減少しましたが、令和5年（2023年）には75.9%と増加しています。

また、大学を卒業して就職した人のうち31.2%が就職後3年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています。

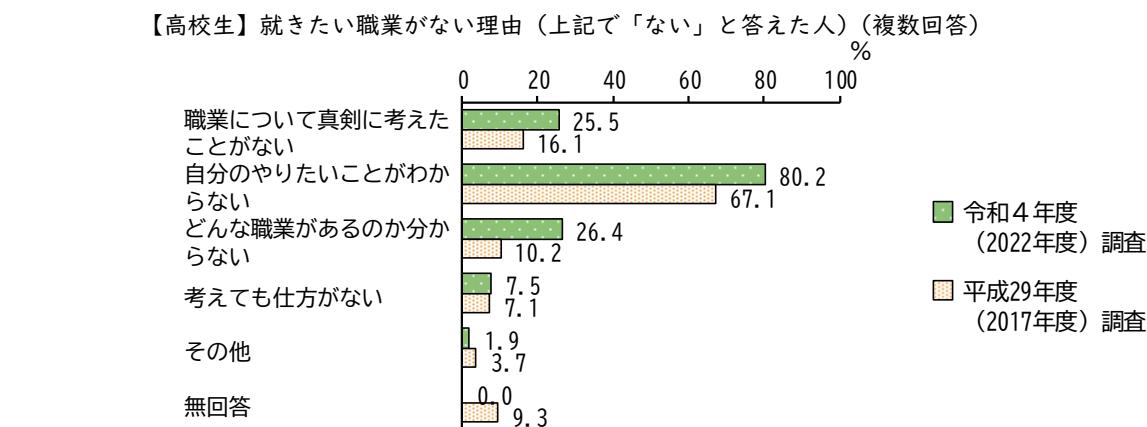
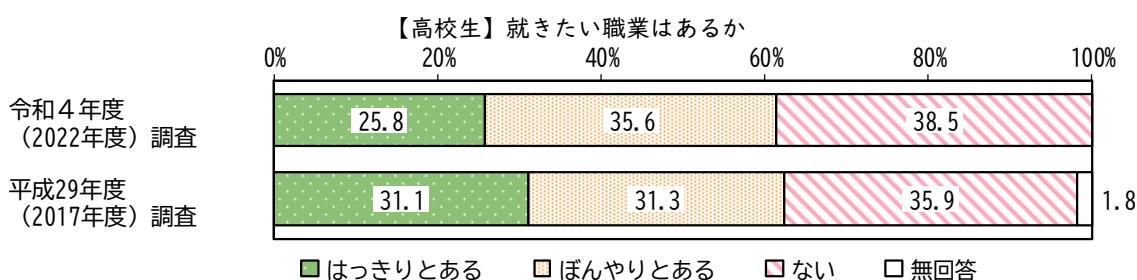
高校生で就きたい職業が「はっきりとある」「ぼんやりとある」と回答した人の割合は横ばいとなっています。また、就きたい職業がない理由としては「自分のやりたいことが分からない」、「どんな職業があるのか分からない」、「職業について真剣に考えたことがない」などの割合が増加しています。



資料：文部科学省「学校基本調査」



資料：厚生労働省「新規学校卒業者の就業状況調査」



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況

（1）保育施設の状況（毎年4月1日時点）

① 保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

保育施設定員は、令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、認可施設で337人、認可外保育施設（企業主導型保育事業所・地域保育園）を含めると、504人増加しています。認定こども園の定員は277人増加し、企業主導型保育事業所の定員は、152人増加しています。

保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

単位：人

| | | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
|-----|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 認可 | 認可保育所 | 1,130 | 1,220 | 1,220 | 1,140 | 1,140 | 1,140 |
| | 認定こども園 | 820 | 880 | 927 | 1,007 | 1,067 | 1,097 |
| | 小規模保育事業所 | 133 | 133 | 133 | 133 | 133 | 183 |
| | 小計 | 2,083 | 2,233 | 2,280 | 2,280 | 2,340 | 2,420 |
| 認可外 | 企業主導型保育事業所 | 197 | 347 | 359 | 371 | 349 | 349 |
| | 地域保育園 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 | 81 |
| | 小計 | 263 | 413 | 425 | 437 | 415 | 430 |
| 合計 | | 2,346 | 2,646 | 2,705 | 2,717 | 2,755 | 2,850 |

資料：入園所相談課

② 保育施設の利用状況（認可・市内）

1～5歳において保育施設の利用者数は増加し、保育施設全体では、令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）で164人増加しています。

保育施設の利用状況（認可・市内）

単位：人

| 項目 | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 0歳 | 162 | 134 | 128 | 158 | 120 | 144 |
| 1～2歳 | 834 | 826 | 818 | 840 | 884 | 895 |
| 3～5歳 | 1,234 | 1,339 | 1,303 | 1,362 | 1,352 | 1,355 |
| 計 | 2,230 | 2,299 | 2,249 | 2,360 | 2,356 | 2,394 |

資料：入園所相談課

③ 待機児童数の推移

待機児童数（国基準）は年々減少し、令和4年（2022年）以降、各年4月時点で0人となっています。

待機児童（国基準）を除く入所保留児童数（※）は、増加と減少を繰り返し、令和6年（2024年）4月時点で109人となっています。

【参考】

※入所保留児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにも関わらず入所ができない状態にある児童のことを入所保留児童といいます。入所保留児童のうち、国の定める基準に該当する児童のことを、「待機児童」と呼んでいます。（以下の項目は、国の基準から除外されます。）

【国の基準から除外される4項目】

- ①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

待機児童数の推移

単位：人

| 項目 | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 待機児童数（国基準） | 29 | 17 | 16 | 0 | 0 | 0 |
| 入所保留児童数（待機児童数を除く） | 51 | 81 | 76 | 60 | 138 | 109 |

資料：入園所相談課

（2）教育施設の状況（毎年5月1日時点）

① 教育施設定員（1号認定定員）の推移

令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、284人の定員が減少しています。

教育施設定員（1号認定定員）の推移

単位：人

| 項目 | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 市立幼稚園・認定こども園 | 700 | 710 | 710 | 710 | 710 | 620 |
| 私立認定こども園 | 615 | 615 | 546 | 546 | 726 | 711 |
| 私立幼稚園 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,240 | 1,240 |
| 計 | 2,855 | 2,865 | 2,796 | 2,796 | 2,676 | 2,571 |

資料：入園所相談課

② 教育施設の利用状況

令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、460人の利用者が減少しています。

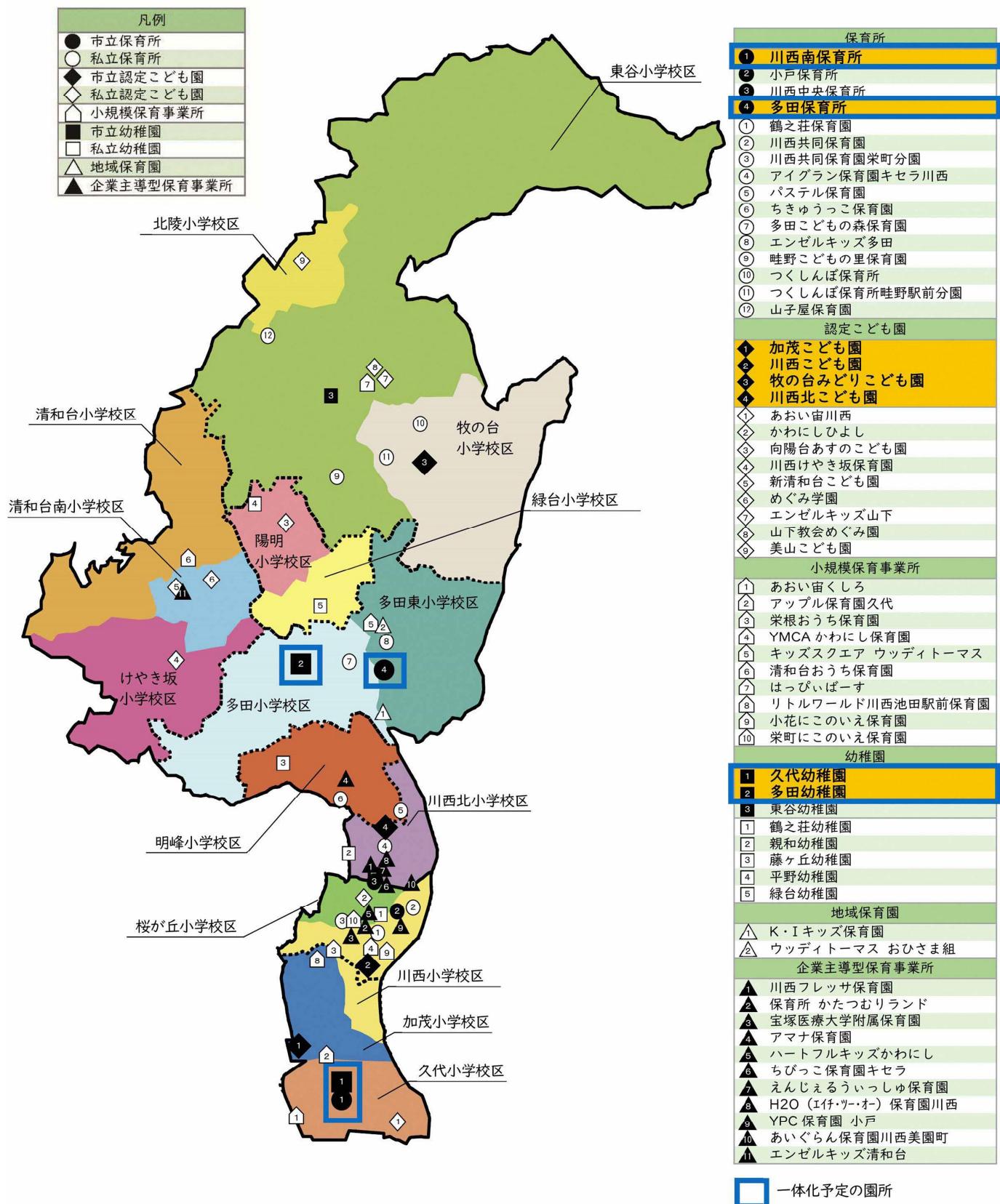
教育施設の利用状況

単位：人

| 項目 | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 市立幼稚園・認定こども園 | 459 | 412 | 381 | 370 | 329 | 334 |
| 私立認定こども園 | 283 | 243 | 240 | 225 | 392 | 370 |
| 私立幼稚園 | 1,171 | 1,092 | 1,040 | 984 | 785 | 749 |
| 計 | 1,913 | 1,747 | 1,661 | 1,579 | 1,506 | 1,453 |

資料：入園所相談課

◆ 幼稚園・認可保育所・認定こども園等の配置状況（令和6年（2024年）4月時点）



第2章 こども・若者を取り巻く現状

○ 中学校区別教育保育利用定員数（令和6年（2024年）4月1日時点）

単位：人

| 区域 | 施設 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | 2・3号計 |
|-----|-------------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 3・5歳 | 3・5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| 川西南 | 認可保育所 | — | 47 | 0 | 33 | 80 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 170 | 123 | 15 | 55 | 193 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 12 | 45 | 57 |
| | 市立幼稚園 | 90 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 170 | 27 | 133 | 330 |
| 川西 | 合計 | 260 | 170 | 27 | 133 | 330 |
| | 認可保育所 | — | 257 | 51 | 172 | 480 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 165 | 173 | 27 | 95 | 295 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 19 | 50 | 69 |
| | 企業主導型保育事業 | — | 131 | 56 | 138 | 325 |
| 明峰 | 私立幼稚園 | 440 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 430 | 97 | 317 | 844 |
| | 合計 | 605 | 561 | 153 | 455 | 1,169 |
| | 認可保育所 | — | 61 | 15 | 44 | 120 |
| | 企業主導型保育事業 | — | 0 | 2 | 10 | 12 |
| 多田 | 私立幼稚園 | 200 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 61 | 15 | 44 | 120 |
| | 合計 | 200 | 61 | 17 | 54 | 132 |
| | 認可保育所 | — | 132 | 18 | 110 | 260 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 3 | 16 | 19 |
| 緑台 | 地域保育園 | — | 46 | 5 | 30 | 81 |
| | 市立幼稚園 | 60 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 132 | 21 | 126 | 279 |
| | 合計 | 60 | 178 | 26 | 156 | 360 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 27 | 54 | 6 | 30 | 90 |
| 清和台 | 私立幼稚園 | 600 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 54 | 6 | 30 | 90 |
| | 合計 | 627 | 54 | 6 | 30 | 90 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 458 | 182 | 15 | 93 | 290 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 3 | 16 | 19 |
| 東谷 | 企業主導型保育事業 | — | — | 3 | 9 | 12 |
| | 認可計（1号除く） | — | 182 | 18 | 109 | 309 |
| | 合計 | 458 | 182 | 21 | 118 | 321 |
| | 認可保育所 | — | 118 | 18 | 64 | 200 |
| | 保育所型認定こども園 | 66 | 24 | 5 | 10 | 39 |
| 全域 | 幼保連携型認定こども園 | 205 | 101 | 15 | 74 | 190 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 3 | 16 | 19 |
| | 市立幼稚園 | 90 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 243 | 41 | 164 | 448 |
| | 合計 | 361 | 243 | 41 | 164 | 448 |
| | 認可保育所 | — | 615 | 102 | 423 | 1,140 |
| | 保育所型認定こども園 | 66 | 24 | 5 | 10 | 39 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 1,025 | 633 | 78 | 347 | 1,058 |
| | 小規模保育事業 | — | — | 40 | 143 | 183 |
| | 企業主導型保育事業 | — | 131 | 61 | 157 | 349 |
| | 地域保育園 | — | 46 | 5 | 30 | 81 |
| | 市立幼稚園 | 240 | — | — | — | 0 |
| | 私立幼稚園 | 1,240 | — | — | — | 0 |
| | 認可計（1号除く） | — | 1,272 | 225 | 923 | 2,420 |
| | 合計 | 2,571 | 1,449 | 291 | 1,110 | 2,850 |

資料：入園所相談課

※上記以外に、民間事業者による2施設開所予定です。（令和7年（2025年）4月）

幼保連携型認定こども園（93人・川西南中学校区）、認可保育所（60人・川西中学校区）

4 こども・子育て当事者の状況

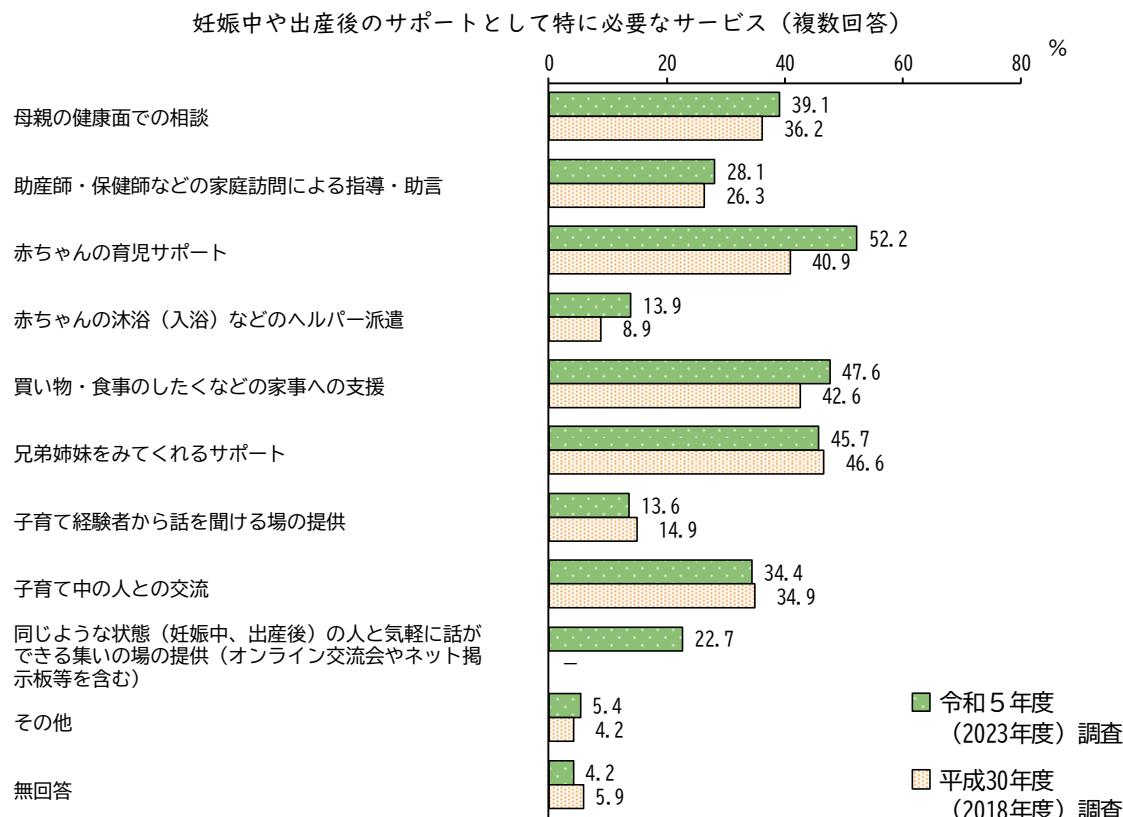
【妊娠・出産期】

(1) 妊娠中や出産後のサポート

① 妊娠中や出産後のサポートとして特に必要なサービス

「赤ちゃんの育児サポート」の割合が52.2%と最も高く、次いで「買い物・食事のしたくなどの家事への支援」の割合が47.6%、「兄弟姉妹をみてくれるサポート」の割合が45.7%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「赤ちゃんの育児サポート」の割合が増加しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※「同じような状態（妊娠中、出産後）の人と気軽に話ができる集いの場の提供（オンライン交流会やネット掲示板等を含む）」の選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で追加されました。

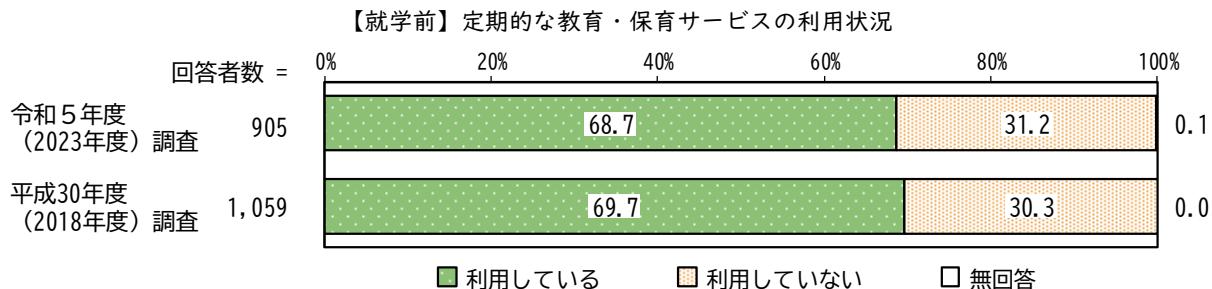
【乳幼児期・学童期】

(Ⅰ) 平日の定期的な教育・保育サービス

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」の割合が68.7%、「利用していない」の割合が31.2%となっています。

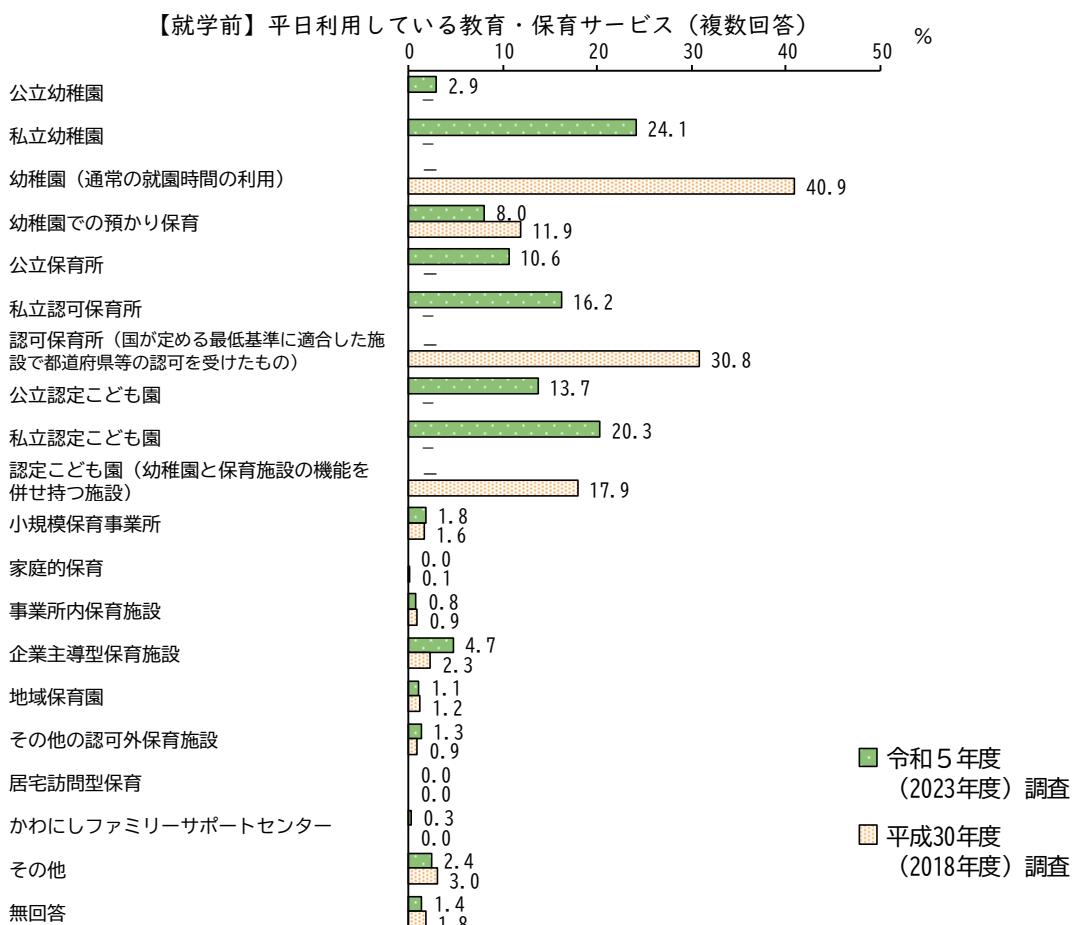
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 「利用している」を選んだ人のうち平日利用している教育・保育サービス

「私立幼稚園」の割合が24.1%と最も高く、次いで「私立認定こども園」の割合が20.3%、「私立認可保育所」の割合が16.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、こども園の割合が高くなっています。幼稚園の割合が低くなっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査と選択肢が異なるため、参考として平成30年度（2018年度）調査の結果を掲載します。

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

③ 定期的に利用したい教育・保育サービス

どの年齢においても「認定こども園」「認可保育所」の割合が高くなっていますが、3歳から5歳では「幼稚園」「幼稚園での預かり保育」の割合も高くなっています。

【就学前】定期的に利用したい教育・保育サービス（2つまで）

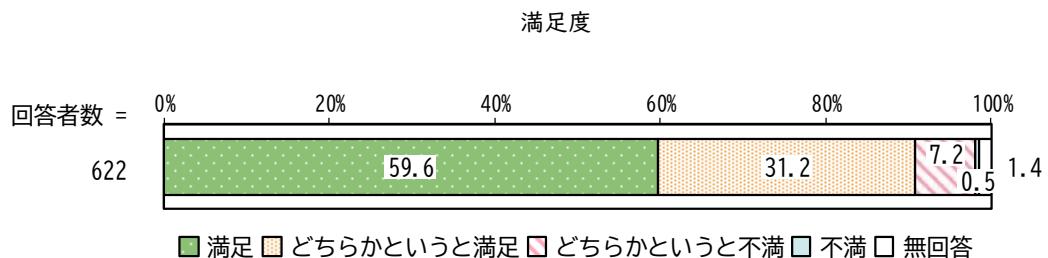
単位：%

| 区分 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|
| 全 体 (件) | 202 | 317 | 425 | 540 | 705 | 817 |
| 幼稚園 | 5.0 | 1.9 | 4.5 | 30.2 | 31.2 | 33.9 |
| 幼稚園での預かり保育 | 1.5 | 0.6 | 2.6 | 18.0 | 19.6 | 21.3 |
| 認可保育所 | 23.3 | 33.4 | 33.4 | 23.9 | 21.0 | 21.8 |
| 認定こども園 | 24.8 | 35.0 | 35.3 | 35.6 | 33.6 | 34.9 |
| 小規模保育事業所 | 4.0 | 4.1 | 3.5 | — | — | — |
| 家庭的保育 | 0.5 | 0.3 | 0.5 | — | — | — |
| 事業所内保育施設 | 0.5 | 0.9 | 0.7 | — | — | 0.1 |
| 企業主導型保育施設 | 3.0 | 1.3 | 1.9 | 0.7 | 0.3 | 0.2 |
| 地域保育園 | — | 0.3 | 0.2 | — | 0.1 | 0.1 |
| その他の認可外保育施設 | 0.5 | 0.3 | 0.5 | 0.4 | 0.1 | 0.1 |
| 居宅訪問型保育 | 4.5 | 2.5 | 1.6 | 0.7 | 0.1 | 0.1 |
| かわにしファミリーサポートセンター | 1.5 | 1.9 | 0.5 | 0.7 | 0.3 | 0.4 |
| その他 | 1.5 | 0.6 | 0.9 | 0.4 | 0.3 | 0.2 |
| 無回答 | 45.0 | 34.1 | 29.9 | 17.8 | 20.6 | 15.5 |

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 現在利用している教育・保育サービスの満足度

「満足」の割合が59.6%と最も高く、次いで「どちらかというと満足」の割合が31.2%となっています。

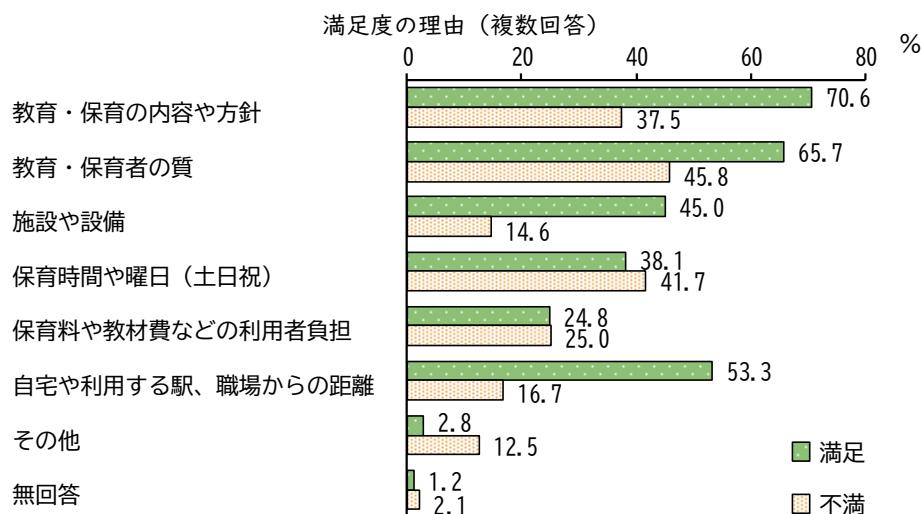


資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

第2章 こども・若者を取り巻く現状

満足（④の「満足」と「どちらかというと満足」の合計）の理由としては、「教育・保育の内容や方針」の割合が70.6%と最も高く、次いで「教育・保育者の質」の割合が65.7%、「自宅や利用する駅、職場からの距離」の割合が53.3%となっています。

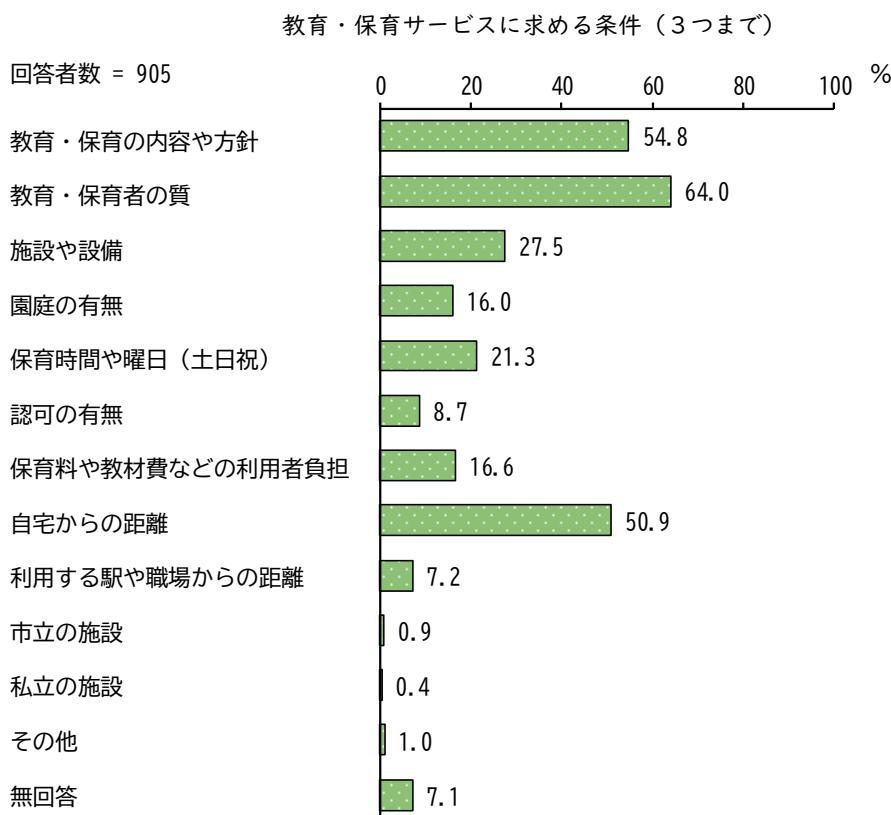
不満（④の「どちらかと言うと不満」と「不満」の合計）の理由としては、「教育・保育者の質」の割合が45.8%と最も高く、次いで「保育時間や曜日（土日祝）」の割合が41.7%、「教育・保育の内容や方針」の割合が37.5%となっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑤ 教育・保育サービスに求める条件

「教育・保育者の質」の割合が64.0%と最も高く、次いで「教育・保育の内容や方針」の割合が54.8%、「自宅からの距離」の割合が50.9%となっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気の際の対応

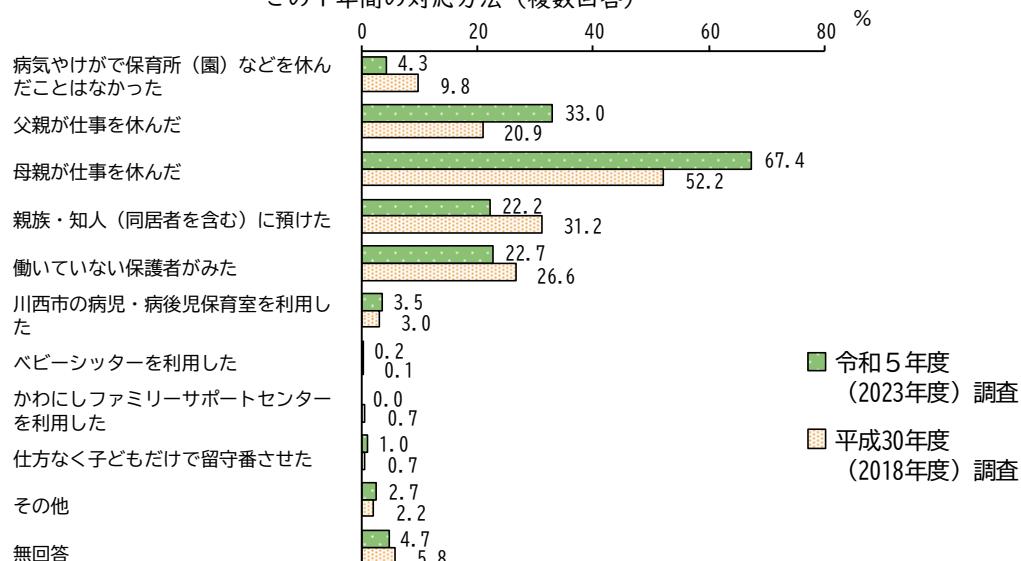
就学前児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が67.4%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が33.0%、「働いていない保護者がみた」の割合が22.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで保育所（園）などを休んだことはなかった」「親族・知人（同居者を含む）に預けた」の割合が減少しています。

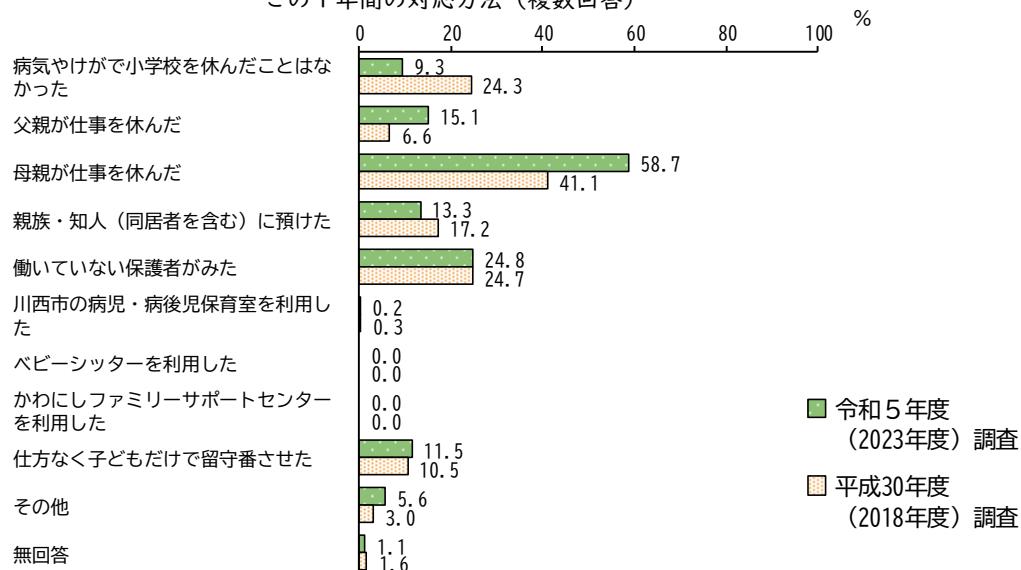
小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が58.7%と最も高く、次いで「働いていない保護者がみた」の割合が24.8%、「父親が仕事を休んだ」の割合が15.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで小学校を休んだことはなかった」の割合が減少しています。

【就学前】子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかっただ場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



【小学生】子どもが病気やけがで小学校を休まなければならなかっただ場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 日中の一時預かり等の利用

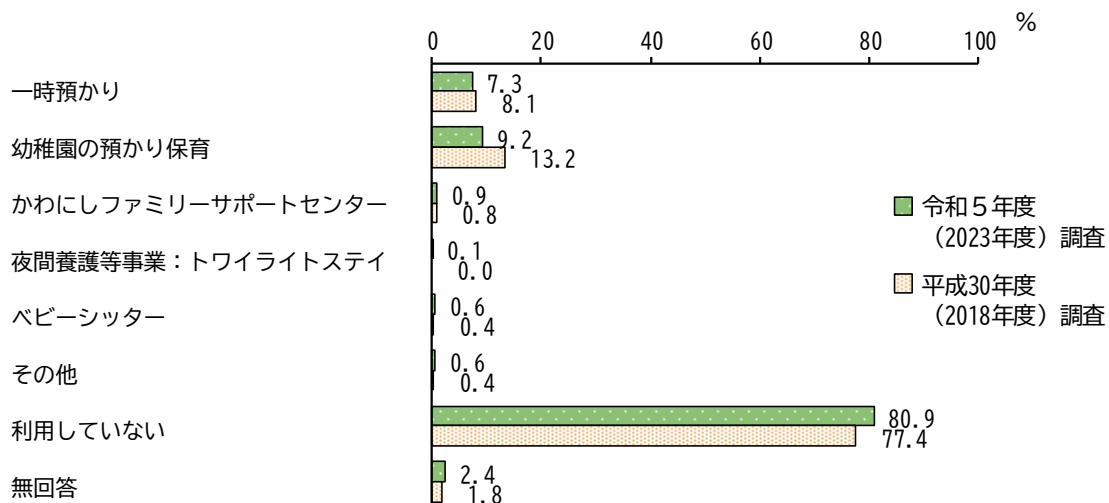
就学前児童では、「利用していない」の割合が80.9%と最も高くなっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

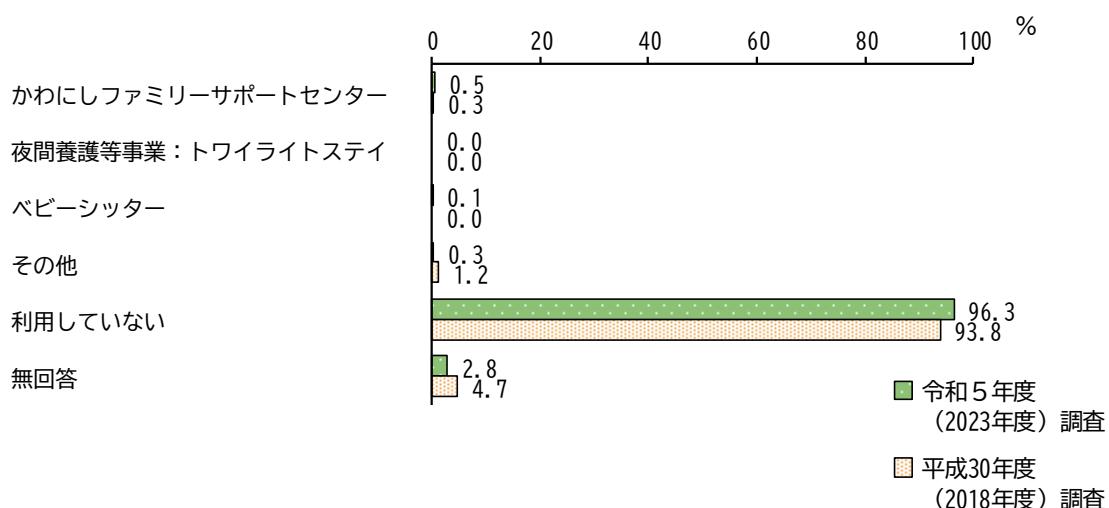
小学生児童では、「利用していない」の割合が96.3%と最も高くなっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



【小学生】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



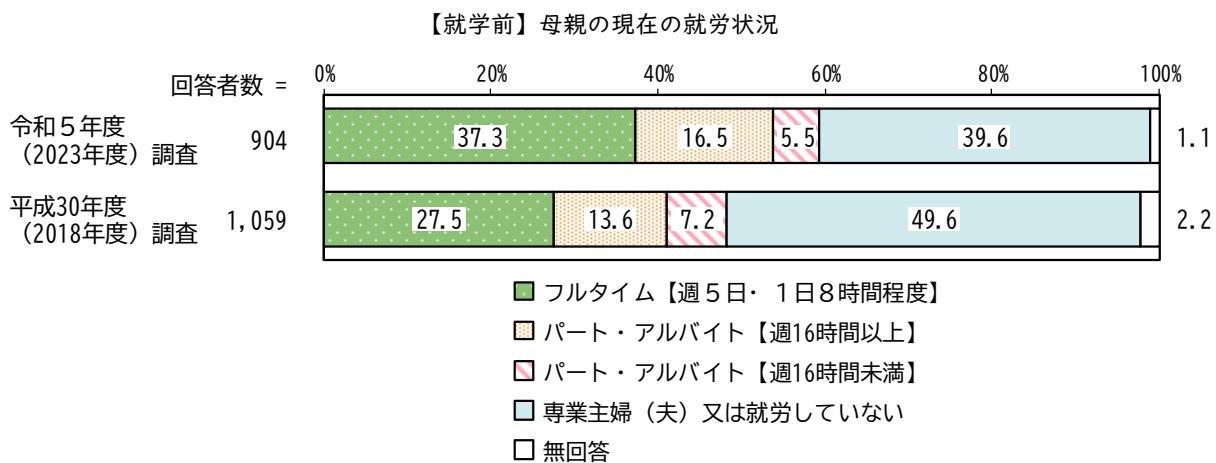
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 就労状況

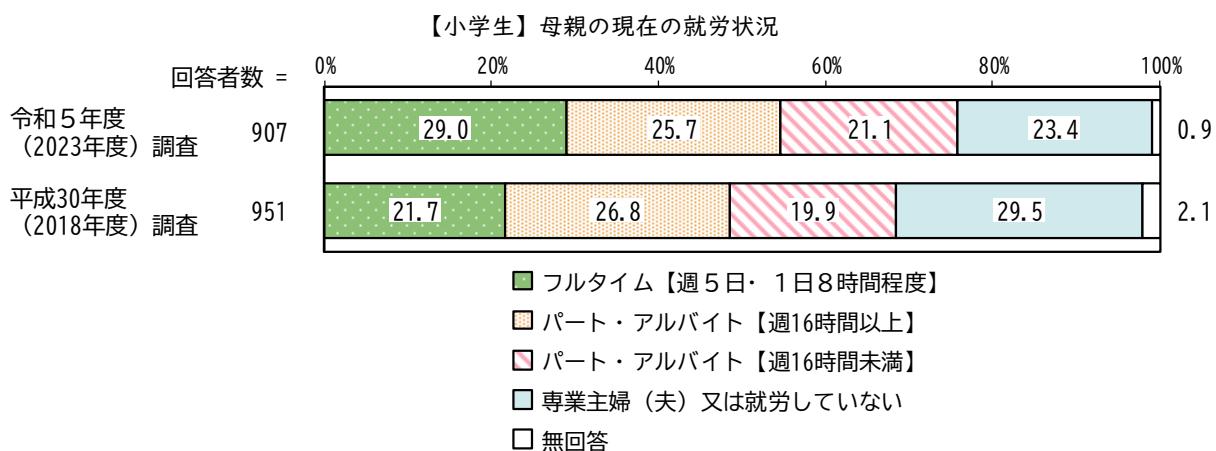
就学前児童では、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が37.3%、「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が16.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



小学生児童では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が29.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が25.7%、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が23.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



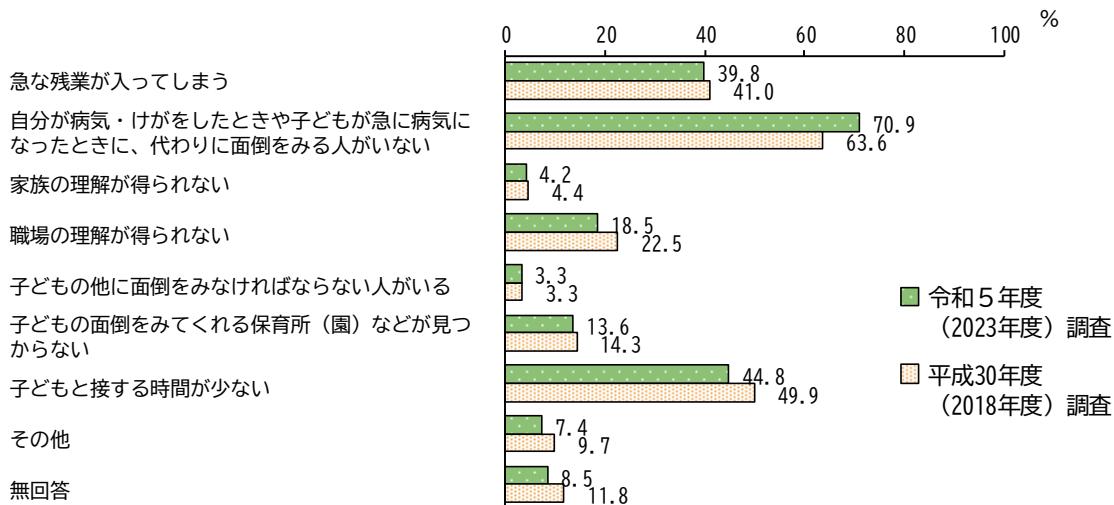
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
※平成30年度（2018年度）調査には、「無回答」に「不明」を含みます。

② 仕事と子育てを両立するうえで大変なこと

就学前児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒を見る人がいない」の割合が70.9%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が44.8%、「急な残業が入ってしまう」の割合が39.8%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもと接する時間が少ない」の割合が減少しています。

【就学前】仕事と子育てを両立するうえで大変なこと（複数回答）

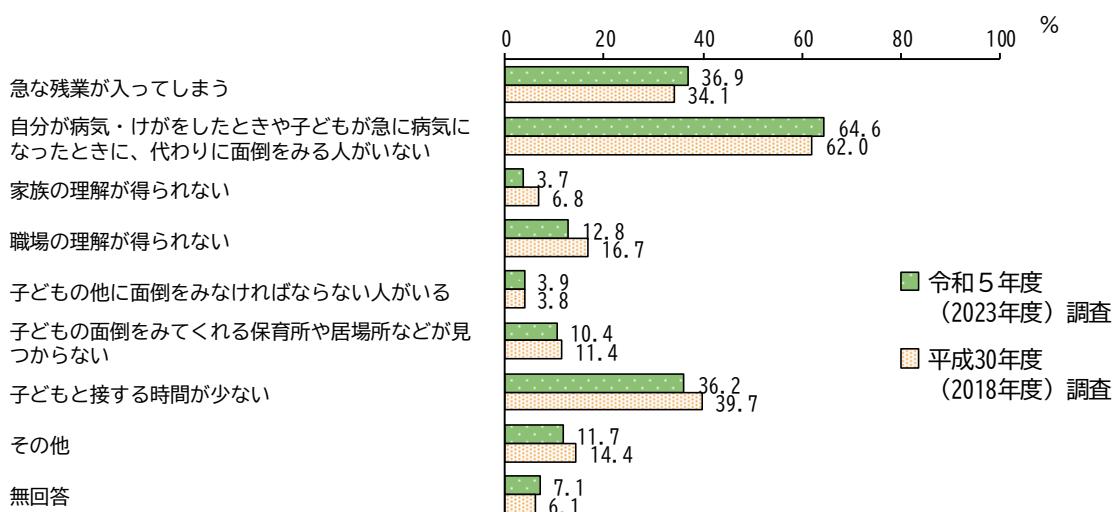


資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

小学生児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒を見る人がいない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」の割合が36.9%、「子どもと接する時間が少ない」の割合が36.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【小学生】仕事と子育てを両立するうえで大変なこと（複数回答）



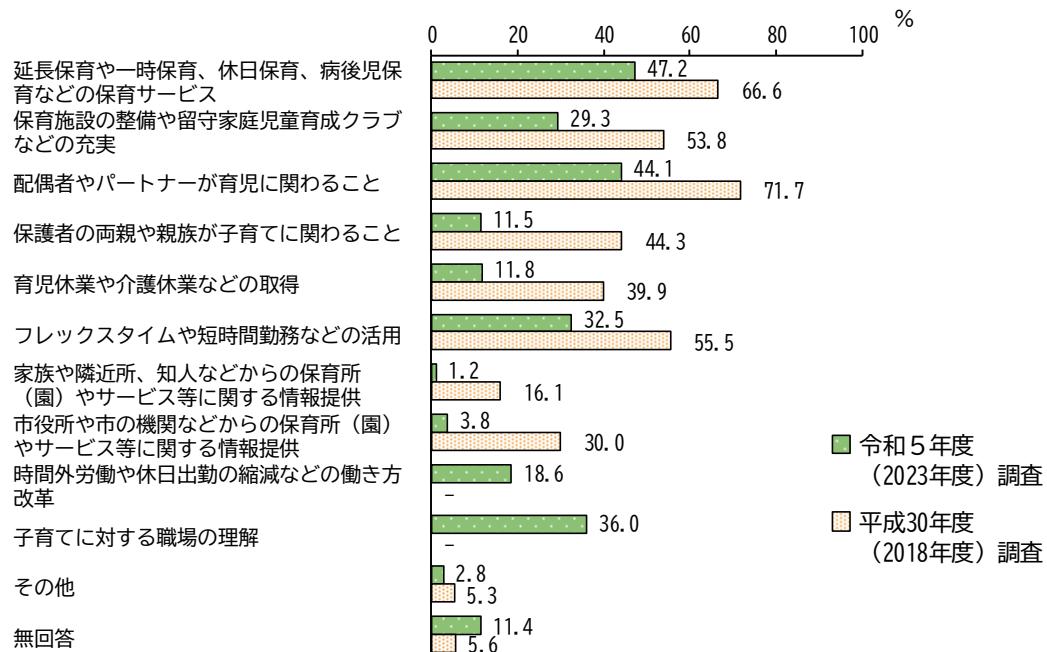
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 仕事と子育てを両立するうえで必要なこと

就学前児童では、「延長保育や一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービス」の割合が47.2%と最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が44.1%、「子育てに対する職場の理解」の割合が36.0%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てに対する職場の理解」の割合が増加しています。一方、「保護者の両親や親族が子育てに関わること」「育児休業や介護休業などの取得」の割合が減少しています。

【就学前】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

※「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「認可保育所の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」でした。また、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」でした。

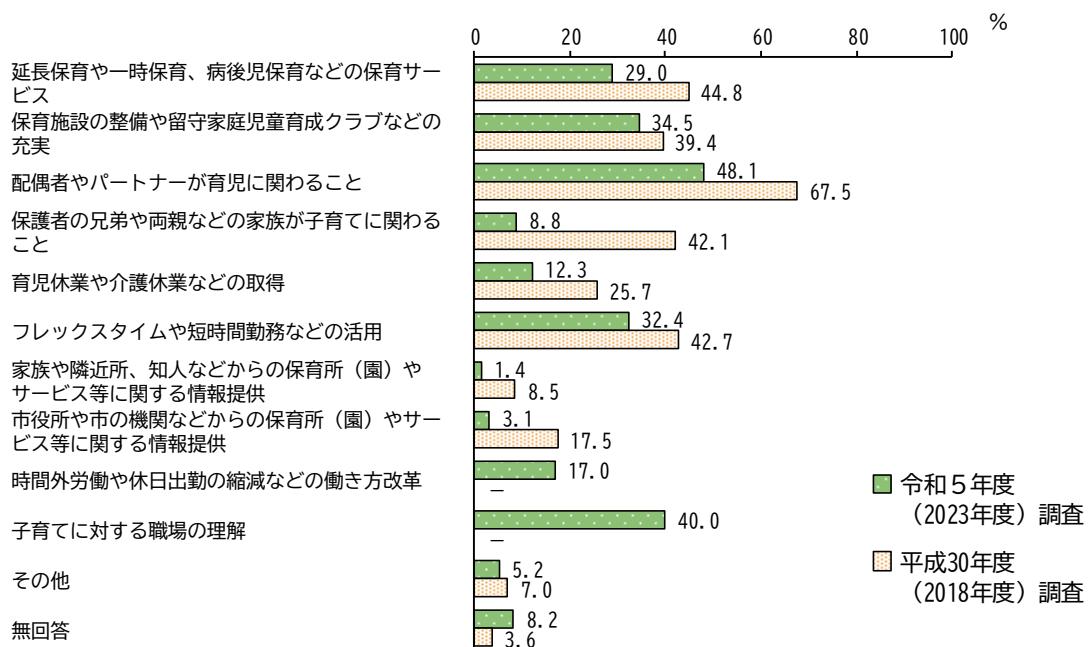
※平成30年度（2018年度）調査の結果が「－」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

小学生児童では、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が48.1%と最も高く、次いで「子育てに対する職場の理解」の割合が40.0%、「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の割合が34.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「時間外労働や休日出勤の縮減などの働き方改革」「子育てに対する職場の理解」を除くすべての項目の割合が減少しています。

【小学生】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

※「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「認可保育所の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」でした。また、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」でした。

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「－」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 子育てについて日ごろ悩んでいること

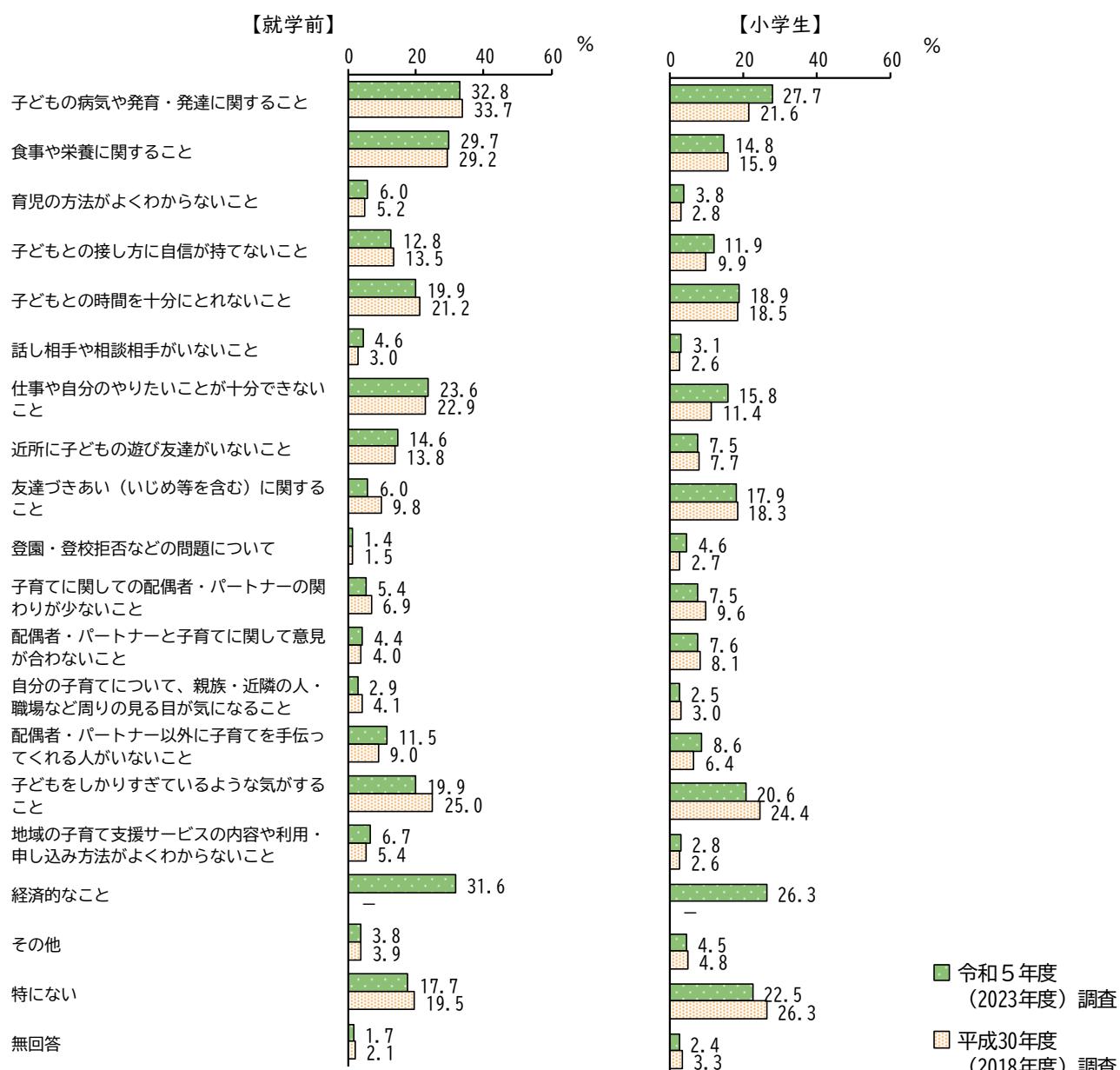
就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関するこ」の割合が32.8%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が31.6%、「食事や栄養に関するこ」の割合が29.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもをしかりすぎているような気がすること」の割合が減少しています。

小学生児童では、「子どもの病気や発育・発達に関するこ」の割合が27.7%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が26.3%、「特にない」の割合が22.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもの病気や発育・発達に関するこ」の割合が増加しています。

子育てについて日ごろ悩んでいること（複数回答）



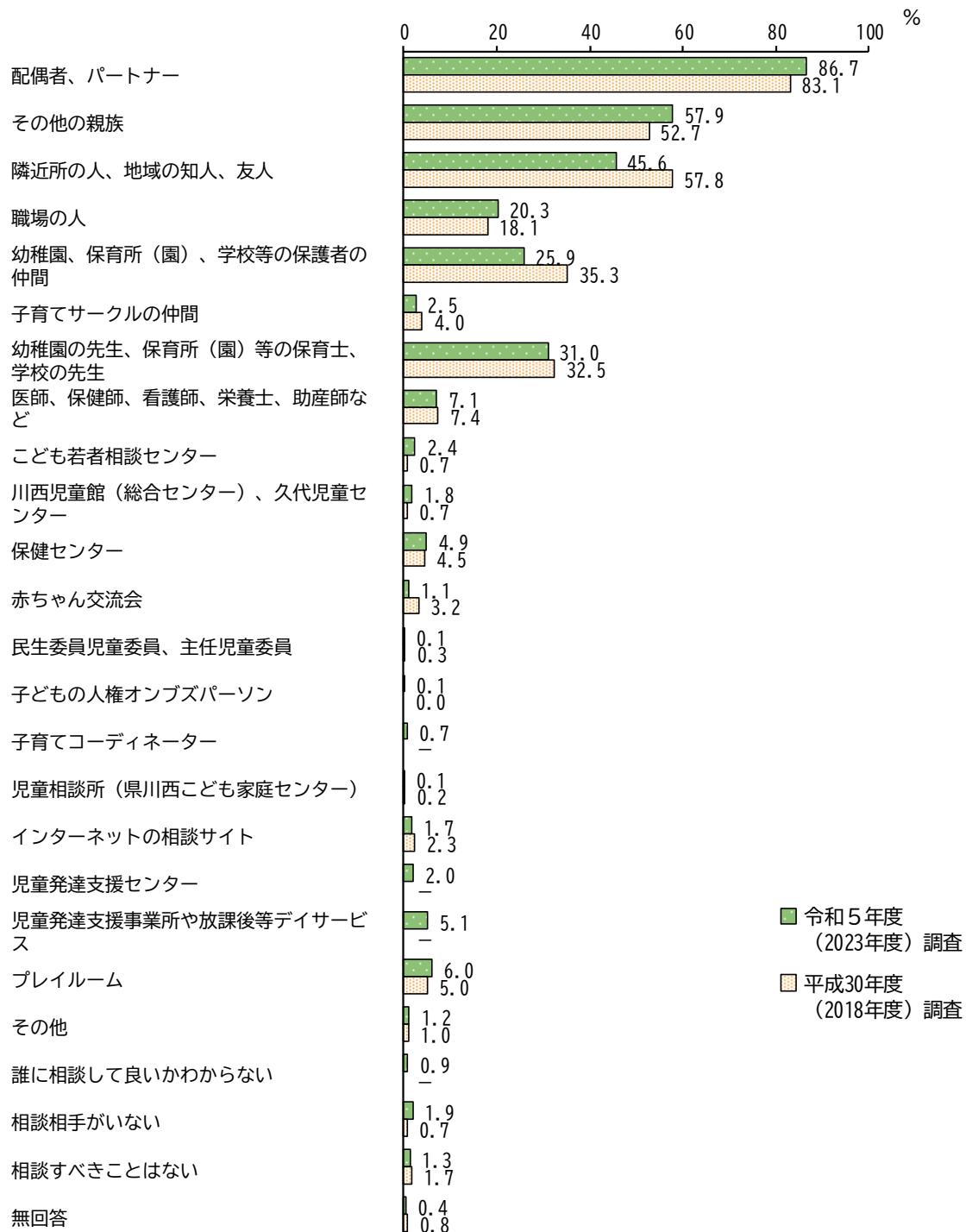
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
※平成30年度（2018年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

② 子育てに関する悩みや不安などの相談先

就学前児童では、「配偶者、パートナー」の割合が86.7%と最も高く、次いで「その他の親族」の割合が57.9%、「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が45.6%となっています。

平成30年度(2018年度)調査と比較すると、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所(園)、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【就学前】子育てに関する悩みや不安などの相談先(複数回答)

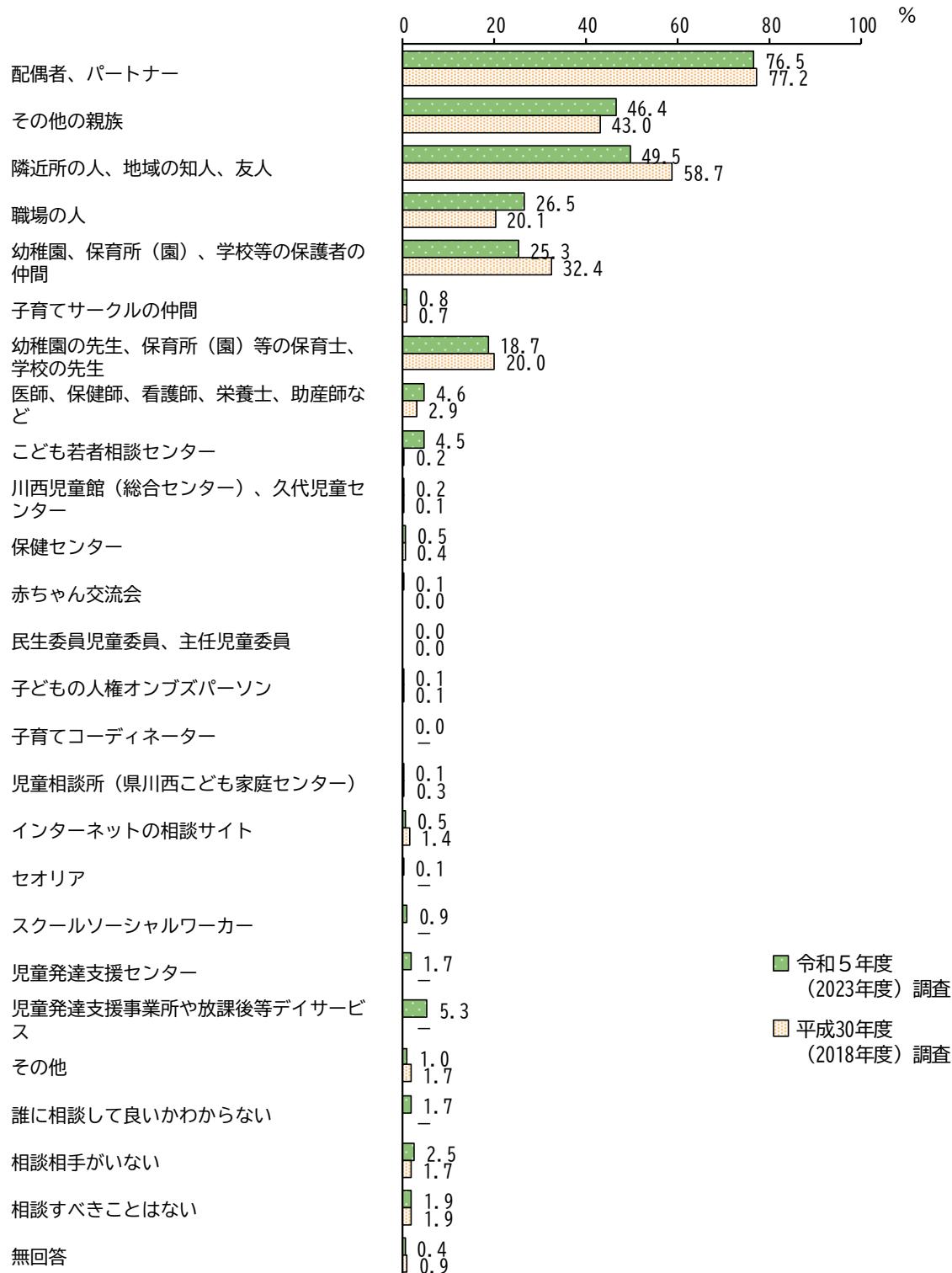


資料：令和5年度(2023年度)「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
※平成30年度(2018年度)調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度(2023年度)調査で新たに追加された選択肢です。

小学生児童では、「配偶者、パートナー」の割合が76.5%と最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が49.5%、「その他の親族」の割合が46.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「職場の人」の割合が増加しています。一方、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所（園）、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【小学生】子育てに関する悩みや不安などの相談先（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

【子育て期】

(Ⅰ) 子育ての悩みなどの相談先

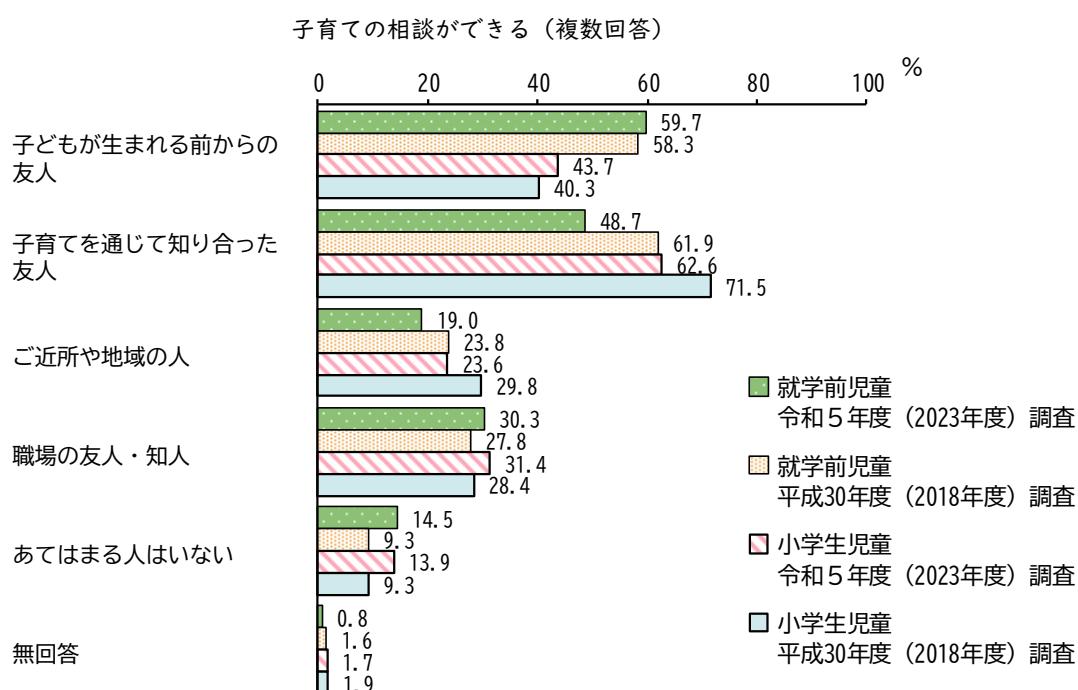
① 家族・親族以外で付き合いのできる人の有無

就学前児童では、「子どもが生まれる前からの友人」の割合が59.7%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が48.7%、「職場の友人・知人」の割合が30.3%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。一方、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が62.6%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が43.7%、「職場の友人・知人」の割合が31.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」「ご近所や地域の人」の割合が減少しています。



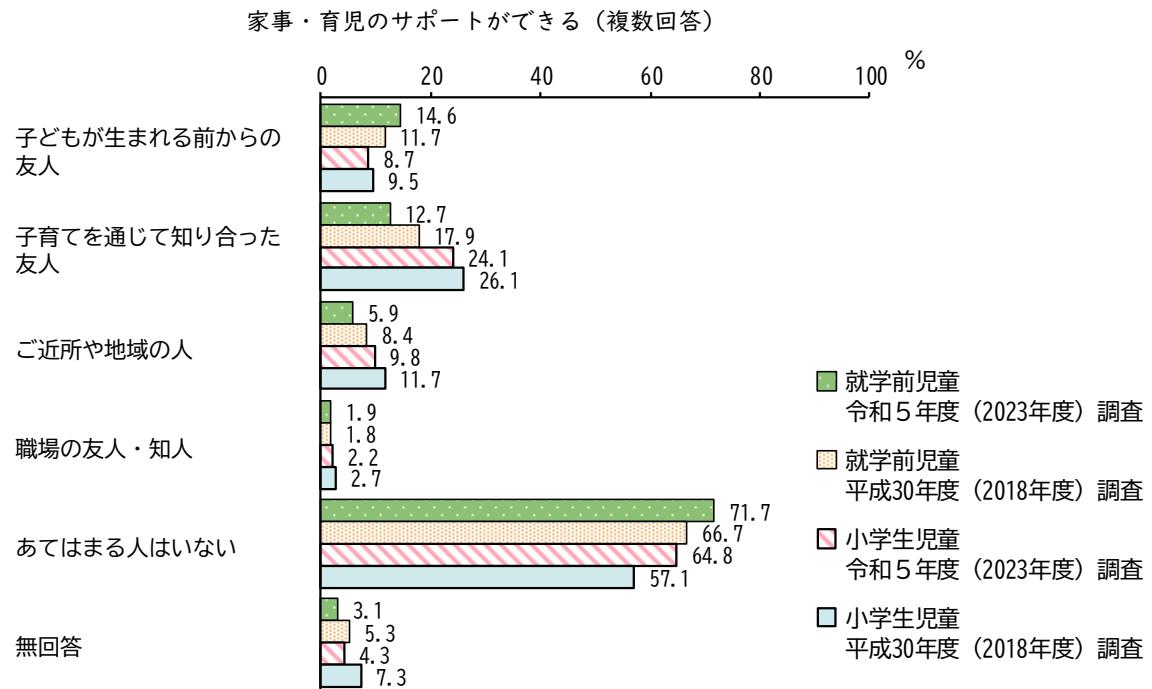
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

就学前児童では、「あてはまる人はいない」の割合が71.7%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が14.6%、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が12.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「あてはまる人はいない」の割合が64.8%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が24.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子育て支援について川西市でもっと力を入れてほしいもの

就学前児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が45.2%と最も高く、次いで「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が35.7%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が30.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が減少しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

小学生児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が26.9%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が26.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「児童館やプレイルームなど、親子が安心して集まれる身近な場や機会がほしい」の割合が減少しています。

【小学生】子育て支援について、川西市でもっと力を入れてほしいもの（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

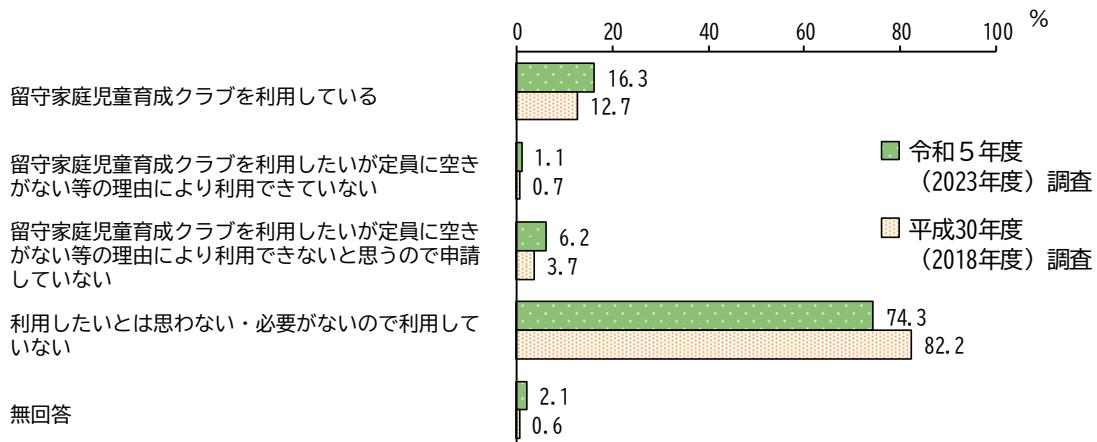
(2) 放課後の過ごし方について

① 留守家庭児童育成クラブの利用の有無

「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が74.3%と最も高く、次いで「留守家庭児童育成クラブを利用している」の割合が16.3%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用の有無



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 留守家庭児童育成クラブの利用日数

「5日」の割合が59.7%と最も高く、次いで「3日」の割合が16.8%、「4日」の割合が14.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「5日」の割合が増加しています。一方、「4日」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用日数（複数回答）

単位：%

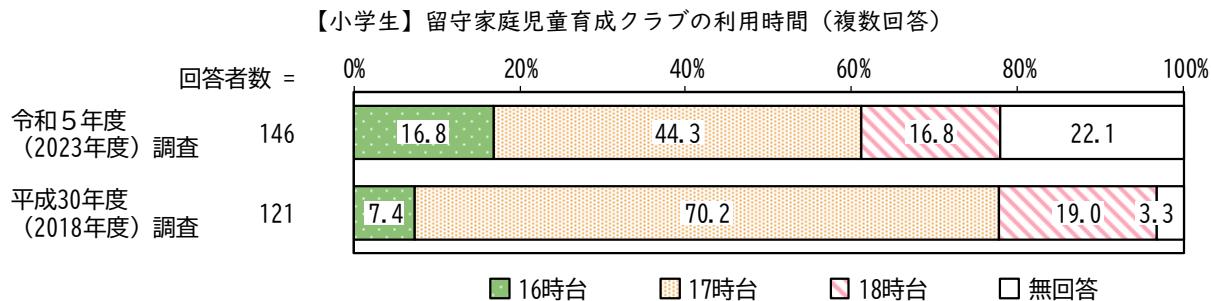
| 区分 | 回答者数（件） | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 無回答 |
|------------------|---------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 令和5年度（2023年度）調査 | 149 | 2.7 | 2.0 | 16.8 | 14.1 | 59.7 | 0.7 | - | 4.0 |
| 平成30年度（2018年度）調査 | 121 | 1.7 | 4.1 | 13.2 | 25.6 | 49.6 | 3.3 | 0.0 | 2.5 |

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 留守家庭児童育成クラブの利用時間

「17時台」の割合が44.3%と最も高く、次いで「16時台」、「18時台」の割合が16.8%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「16時台」の割合が増加しています。一方、「17時台」の割合が減少しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

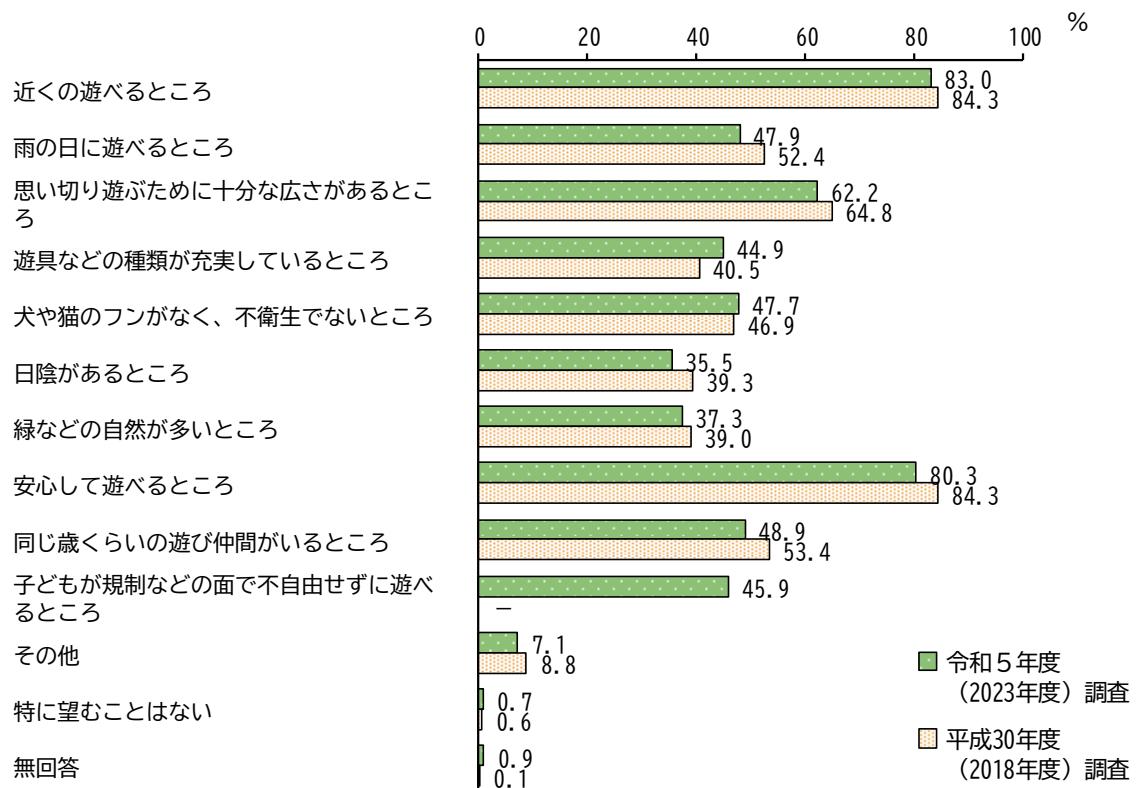
(3) 安全・安心な子育て環境づくり

① 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

小学生児童では、「近くの遊べるところ」の割合が83.0%と最も高く、次いで「安心して遊べるところ」の割合が80.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」の割合が62.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【小学生】子どもの遊び場について望ましいと思うこと（複数回答）

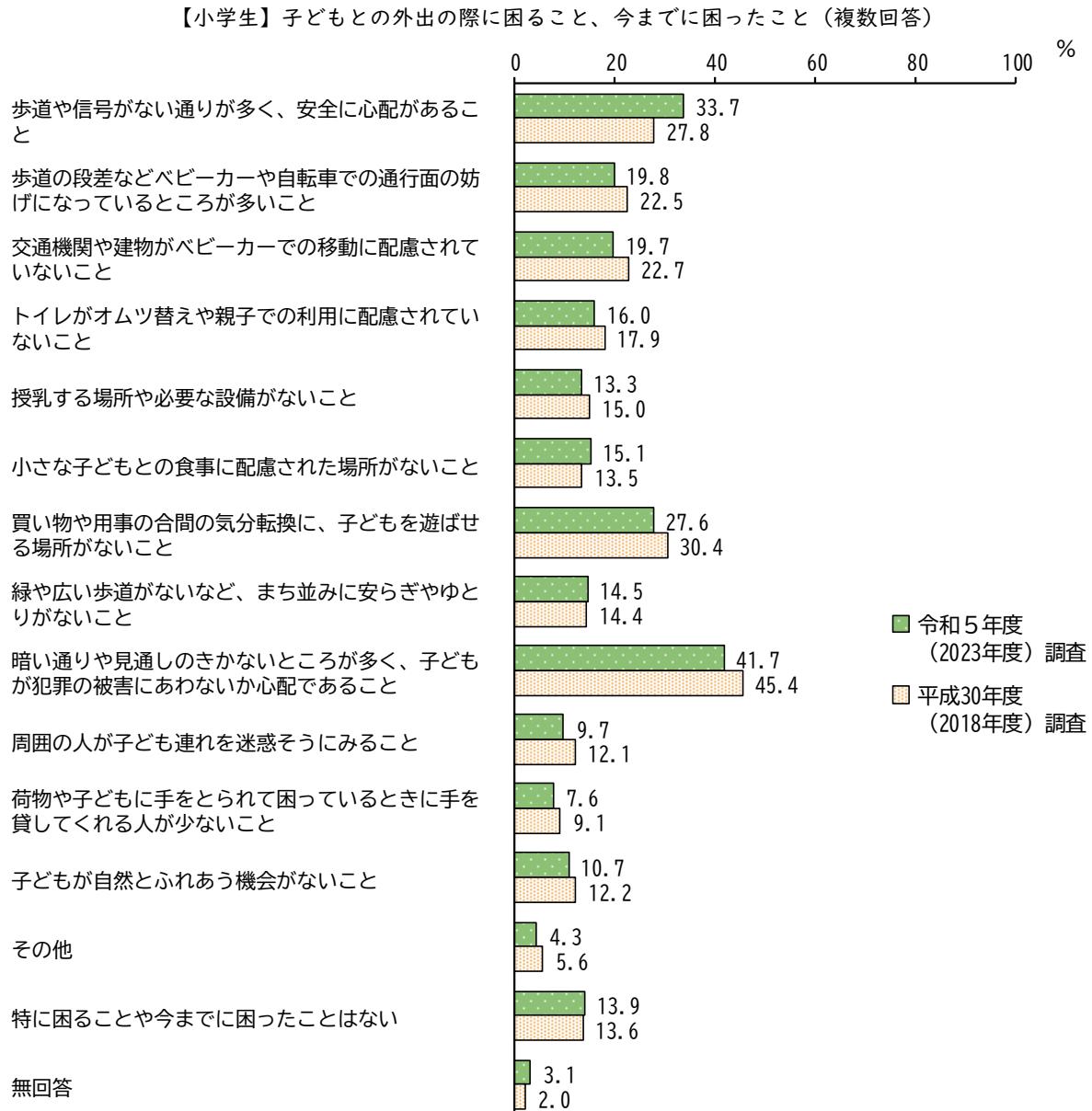


資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子どもとの外出の際に困ること、今までに困ったこと

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が41.7%と最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が33.7%、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が27.6%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が増加しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

5 | 若者の状況

【思春期・青年期】

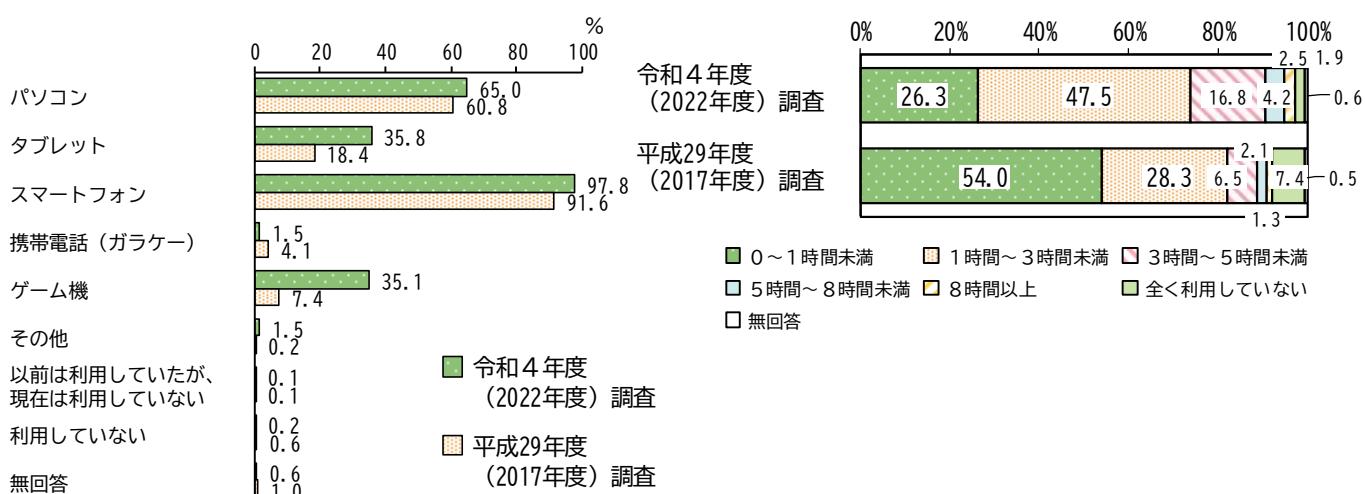
(1) こども・若者を取り巻く現状

スマートフォンの普及やSNS利用者の増加などにより、近年のこども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

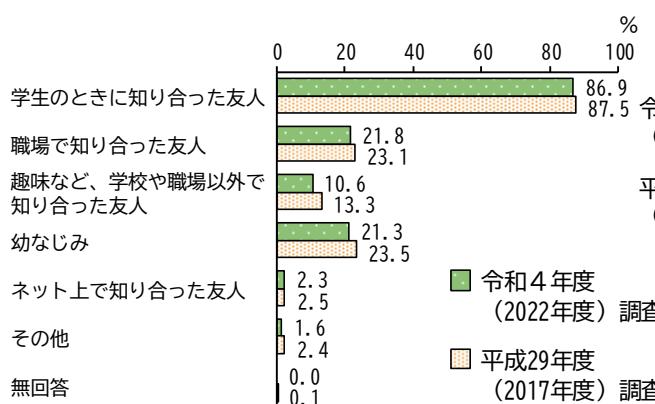
令和4年度(2022年度)「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、インターネット機器でスマートフォンの利用が97%を超え、タブレット利用も4割に迫るなど、インターネット機器の多様化が見られます。また、SNSを利用している人も95%を超え、さらに1日あたりの使用時間の長時間化が見られます。

「親友がいる」と答えた人の中で、その友人は「学生のときに知り合った友人」が86.9%であり、ネットで知り合った友人は2.3%という結果が出ており、平成29年度(2017年度)調査と比べ、大きな変化はありません。また、「家族と仲が良いと思うか」という問に対しても、95.0%が「そう思う」「ややそう思う」と答えており、多くの若者が、日常生活上の社会関係を大切にしていると考えられます。

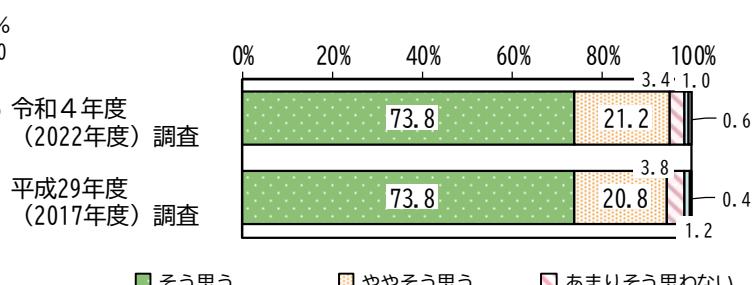
【一般】どんなインターネット機器を利用しているか（複数回答） 【一般】1日にどれくらいSNSを使うか（平日）



【一般】親友と呼べる人はどんな人か（複数回答）



【一般】家族と仲が良いと思うか



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

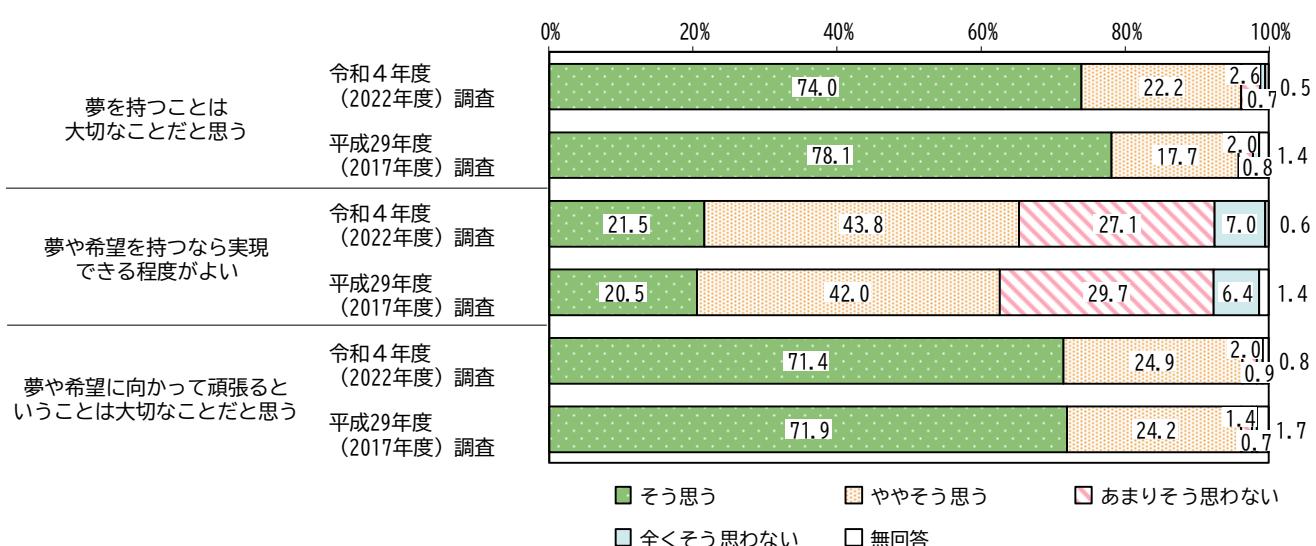
(2) 若者の気質

令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、「夢を持つことは大切なことだと思う」について「そう思う」「ややそう思う」と答えた人が96.2%で、「夢や希望に向かって頑張るということは大切なことだと思う」については96.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えています。平成29年度（2017年度）調査とほぼ同じ割合となっており、夢を持ち、それを実現させようとしていることについて、肯定的な立場の若者が多くみられます。

しかし、「夢や希望を持つなら実現できる程度がよい」については、65.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、現実的な考え方を持つ若者が多いことも伺えます。

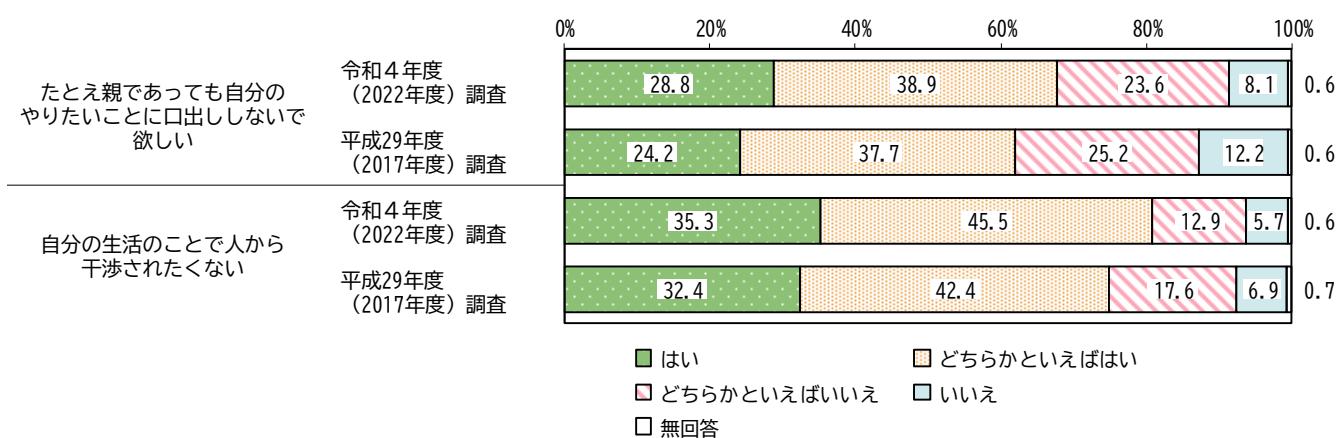
また、「たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい」には67.7%が「はい」「どちらかといえばはい」と答え、「自分の生活のことで人から干渉されたくない」には80.8%が「はい」「どちらかといえばはい」と答えるなど、平成29年度（2017年度）調査と比較してどちらも増加しており、個々人の価値観を尊重する傾向が見られます。

【一般】夢や希望に関する考え方



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

【一般】自分自身のことに関する考え方



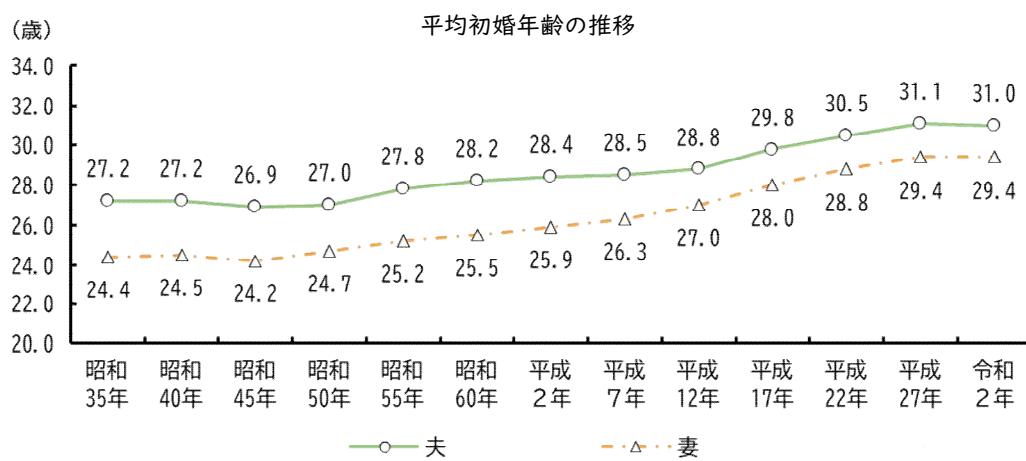
資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(3) 家庭を持つことに対する捉え方

日本人の平均初婚年齢は、令和2年（2020年）で男性が31.0歳、女性が29.4歳と晩婚化が続いている状況です。昭和60年（1985年）には、男性が28.2歳、女性が25.5歳で、35年間に男性は2.8歳、女性は3.9歳平均初婚年齢が上昇しています。

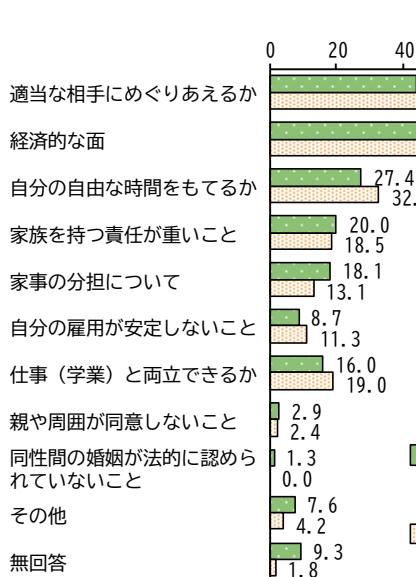
また、令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、いかは家庭を持ちたいですか」という問い合わせに対し、59.7%が「はい」と答えており、平成29年度（2017年度）調査の75%に比べて、家庭を持ちたいと考える人の割合が減少しています。

結婚に関しては、前述の問に「はい」と答えた人は経済的な面や適当な相手にめぐりあえるかどうかが課題となっており、「いいえ」と答えた人では、自分の自由な時間を持てるかや家族を持つ責任が重いことが課題となっています。

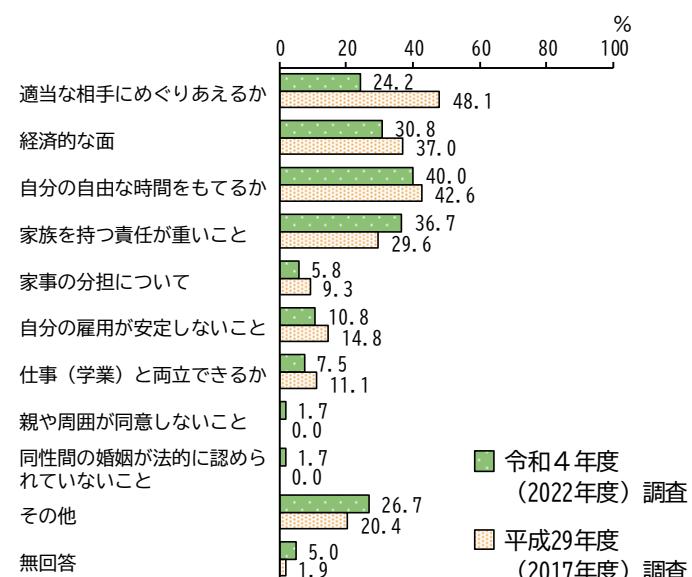


資料：厚生労働省「人口動態統計」

【一般】結婚したい人が抱いている不安（複数回答）



【一般】結婚したいと思わない人が「したくないと」思う理由（複数回答）



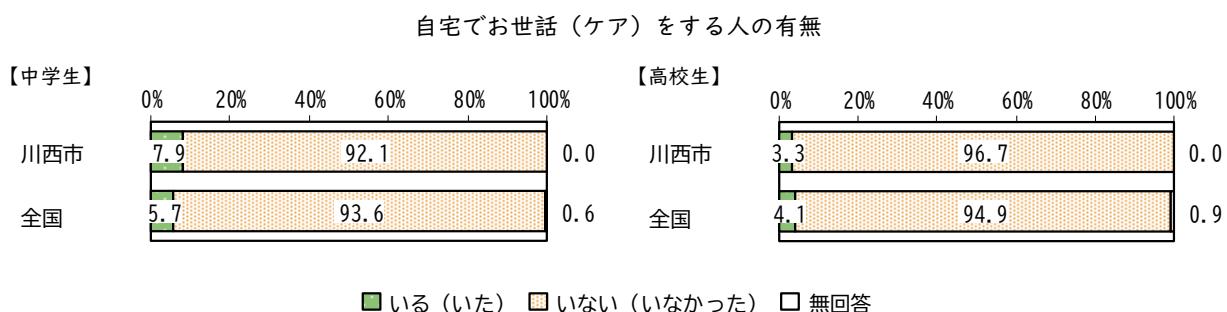
資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(4) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことです。

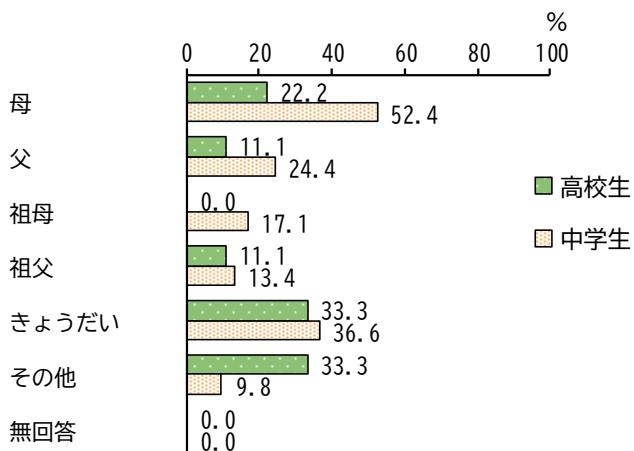
川西市で、自宅で家族をお世話（ケア）をしている人は、中学生では7.9%と国に比べて高く（国：5.7%）、高校生では3.3%と低く（国：4.1%）なっています。

お世話（ケア）による自分への影響について、中学生では約8割が特に影響はないと言っていますが、約2割は日常生活や学校生活などで影響が出ています。高校生ではすべての人が「アルバイトができない」と答えており、お世話（ケア）をしているすべての人に影響が出ています。支援の必要な子どもたちに対して必要な支援へつなげていくことが必要です。

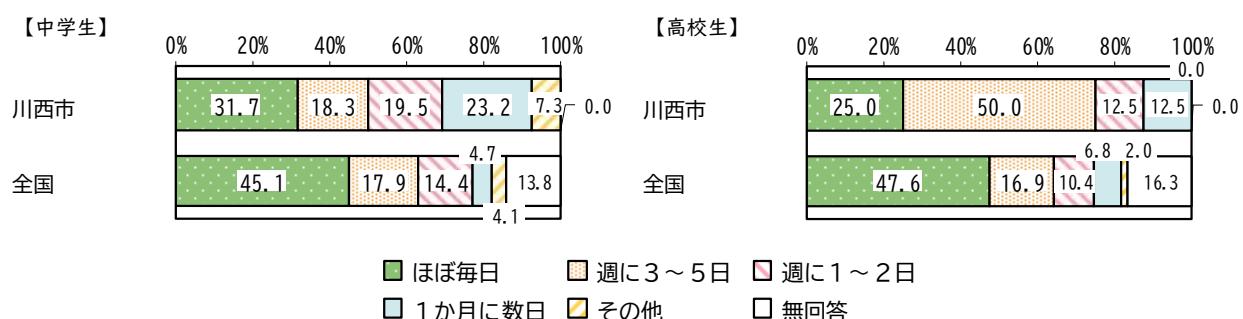


第2章 こども・若者を取り巻く現状

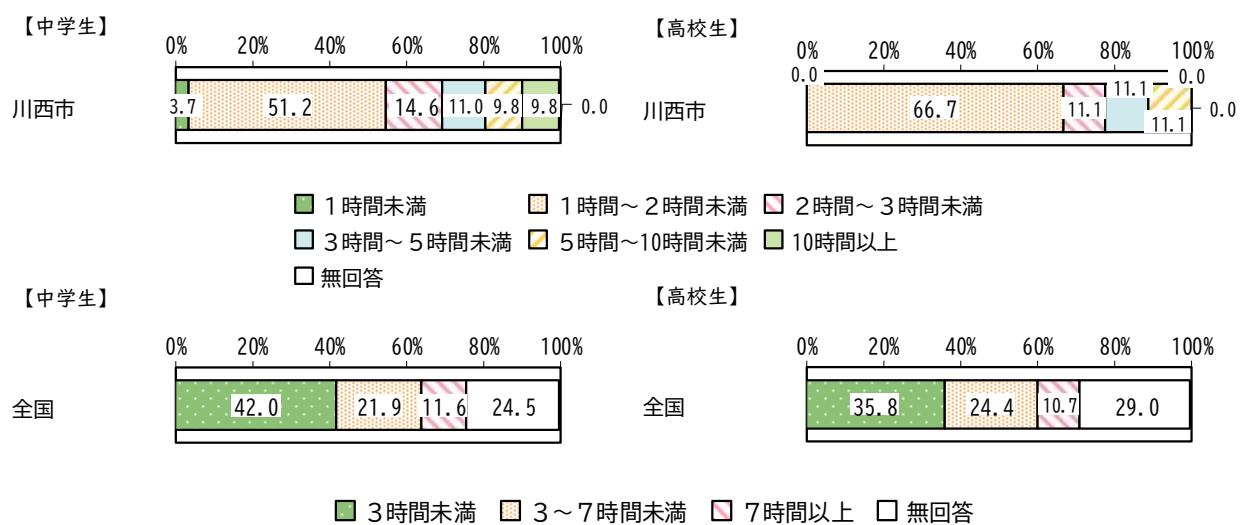
自宅でお世話（ケア）をする人は誰か（複数回答）



お世話（ケア）の頻度



お世話（ケア）にかける時間



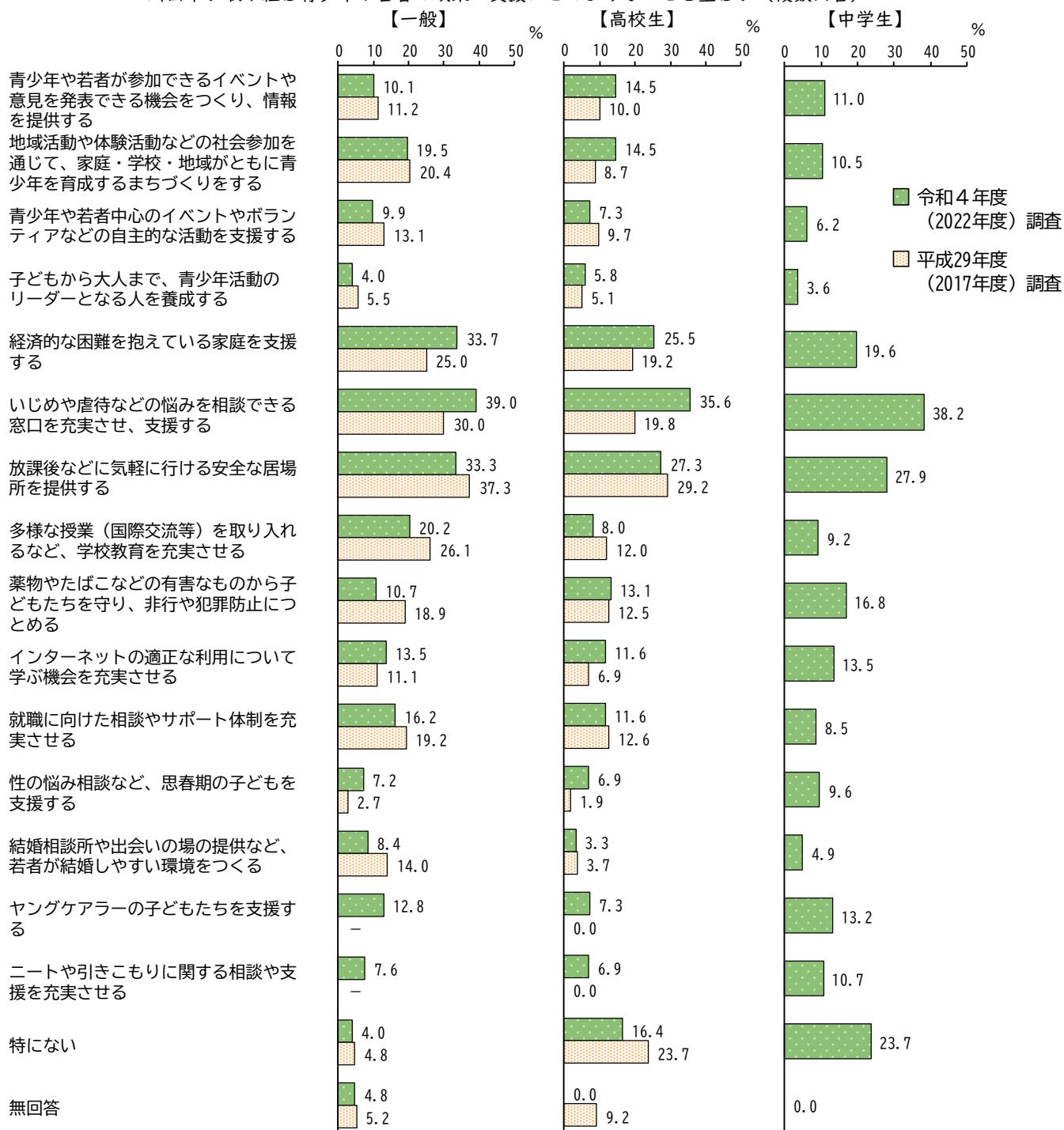
■ 3時間未満 ■ 3～7時間未満 □ 7時間以上 □ 無回答

資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」
 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年（2021年）3月）三菱UFJ
 リサーチ&コンサルティング株式会社

(5) こども・若者が行政に求めるもの

令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどんなことを望みますか」という問い合わせに対し、一般・高校生・中学生のいずれも「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」という回答が最も多く、次に一般では「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」、高校生と中学生では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が多い回答となっています。一般と高校生では平成29年度（2017年度）調査と比べて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」と「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が高くなっています。

川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどのようなことを望むか（複数回答）



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

6 | こども・若者の意見表明

(1) 意見表明することについて

① こども・若者は自分の意見や考えを言えているか

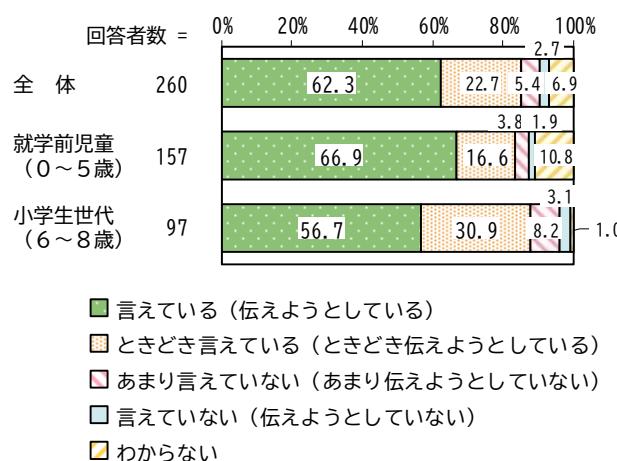
こども（0～8歳）の調査では、「言えている（伝えようとしている）」の割合が62.3%と最も高く、次いで「ときどき言えている（ときどき伝えようとしている）」の割合が22.7%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「言えている」の割合が47.5%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が36.6%となっています。

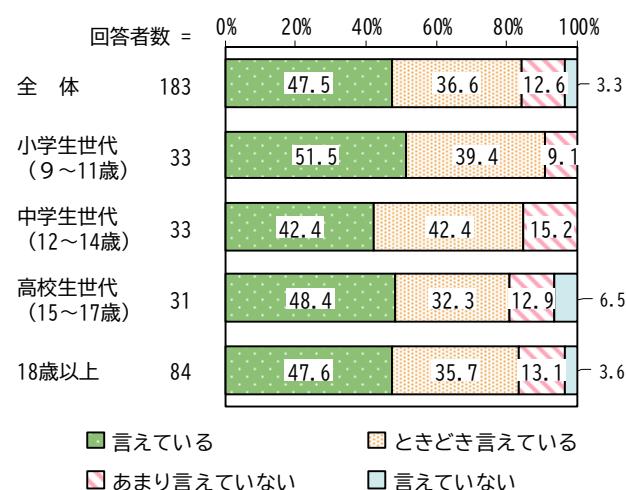
30歳以上調査では、「言えている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が30.6%となっています。

こども・若者は自分の意見や考えを言えているか

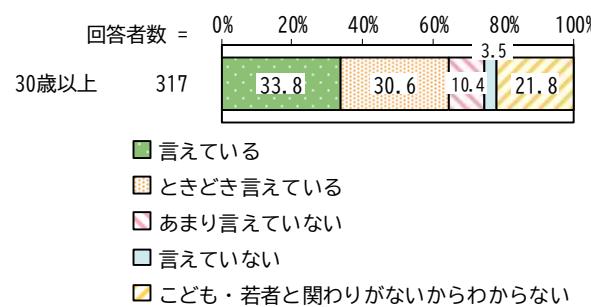
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② こども・若者が自分の意見や考えを言えない理由

こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が42.9%と最も高く、次いで「意見や考えに自信がないから」の割合が38.1%となっています。

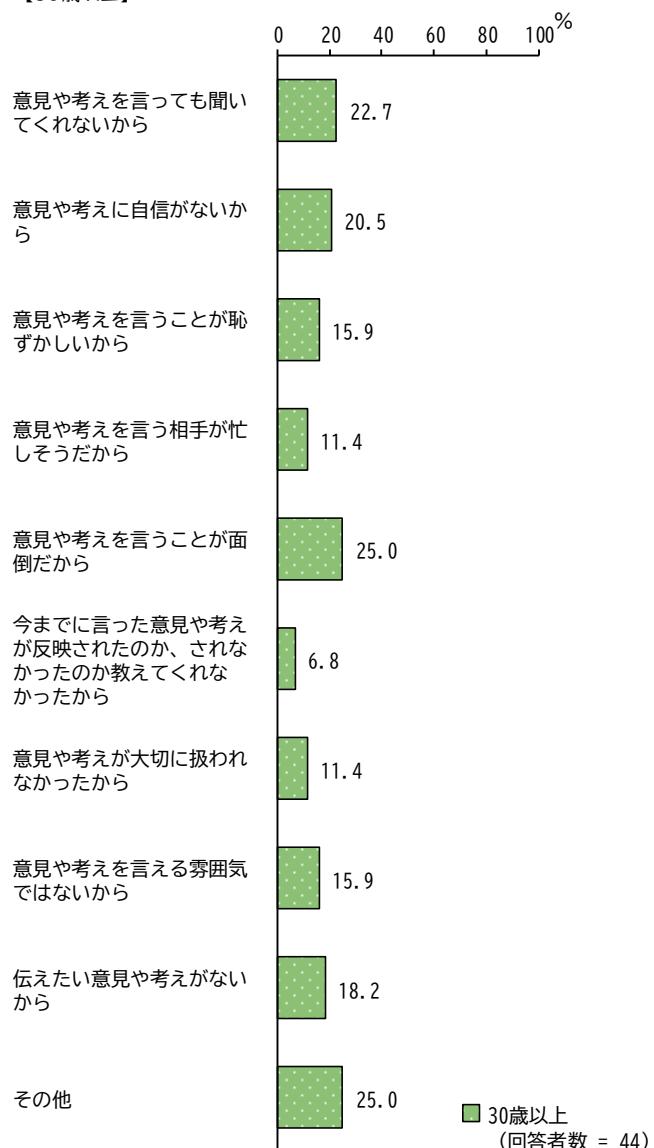
こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えに自信がないから」の割合が55.2%と最も高く、次いで「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が27.6%となっています。

30歳以上調査では、「意見や考えを言うことが面倒だから」の割合が25.0%と最も高く、次いで「意見や考えを言っても聞いてくれないから」の割合が22.7%となっています。

こども・若者が自分の意見や考えを言えない理由（最大3つまで）



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) おとなや年長者の対応について

① おとなはこども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

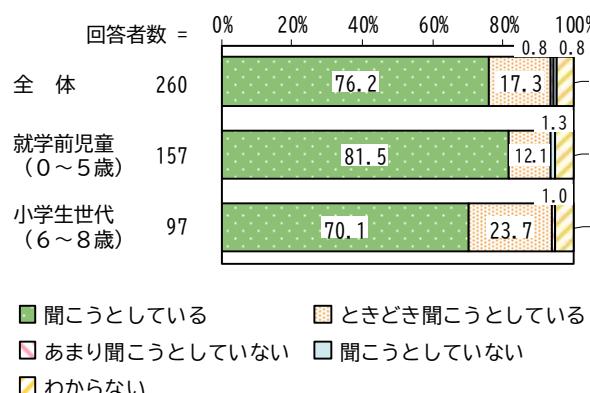
こども（0～8歳）の調査では、「聞こうとしている」の割合が76.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が17.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「聞こうとしている」の割合が55.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が36.6%となっています。

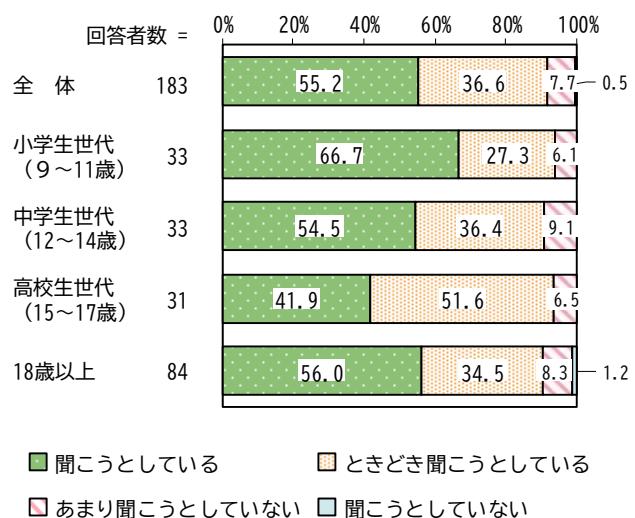
30歳以上調査では、「聞こうとしている」の割合が64.4%と最も高く、次いで「こども・若者と関わりがないからわからない」の割合が17.7%となっています。

おとなはこども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

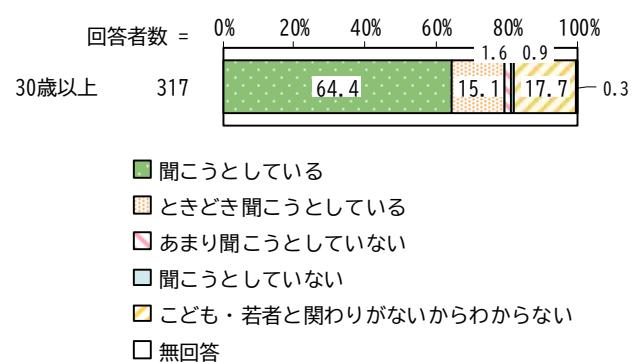
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

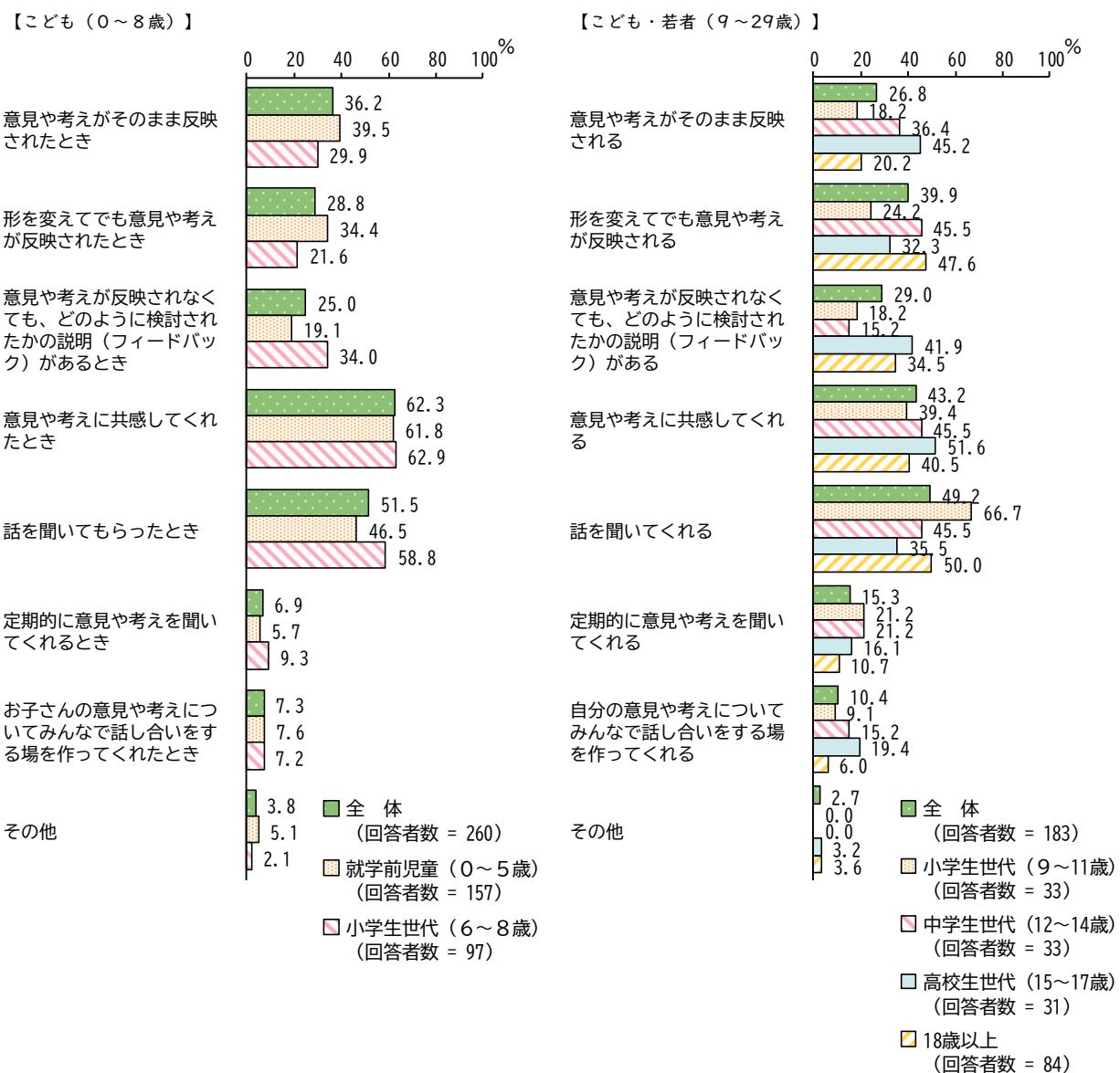
② こども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき

こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えに共感してくれたとき」の割合が62.3%と最も高く、次いで「話を聞いてもらったとき」の割合が51.5%となっています。

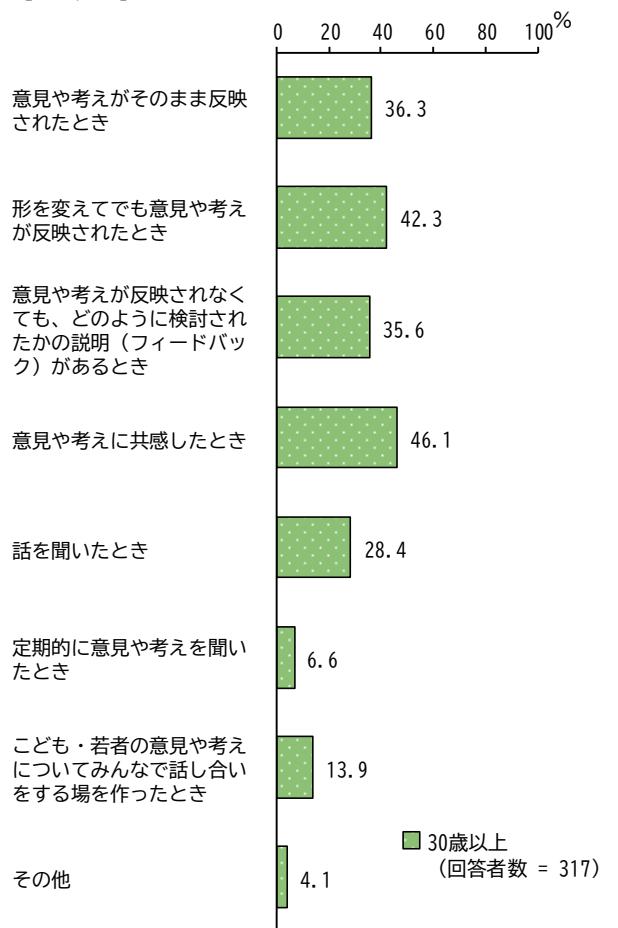
こども・若者（9～29歳）調査では、「話を聞いてくれる」の割合が49.2%と最も高く、次いで「意見や考えに共感してくれる」の割合が43.2%となっています。

30歳以上調査では、「意見や考えに共感したとき」の割合が46.1%と最も高く、次いで「形を変えてでも意見や考えが反映されたとき」の割合が42.3%となっています。

こども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき（最大3つまで）



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ こども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと

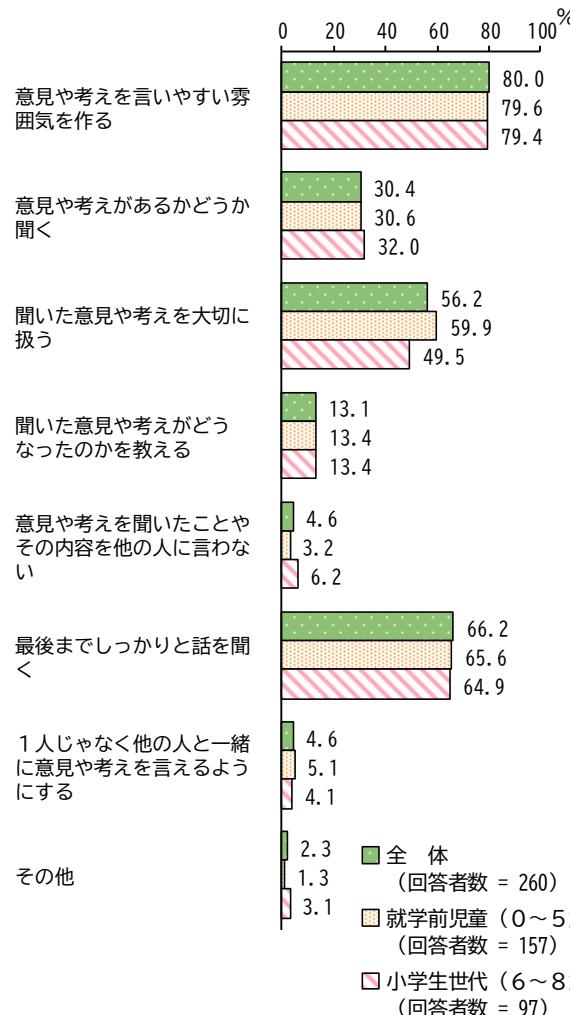
こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が80.0%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が66.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作つてほしい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞いてほしい」の割合が35.5%となっています。

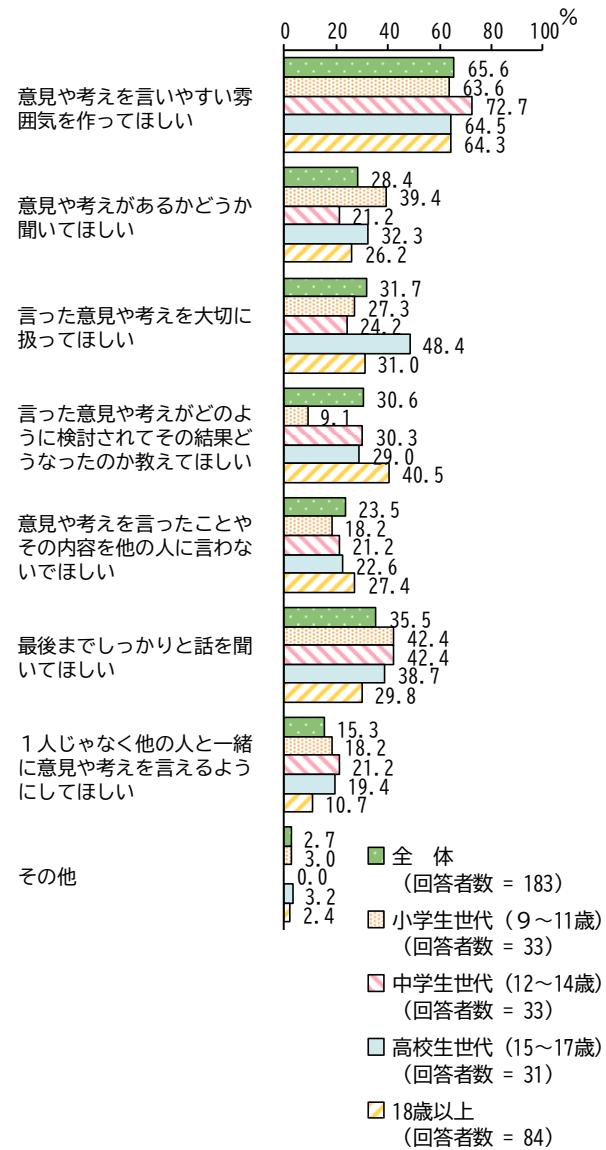
30歳以上調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が68.5%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が54.3%となっています。

こども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと（最大3つまで）

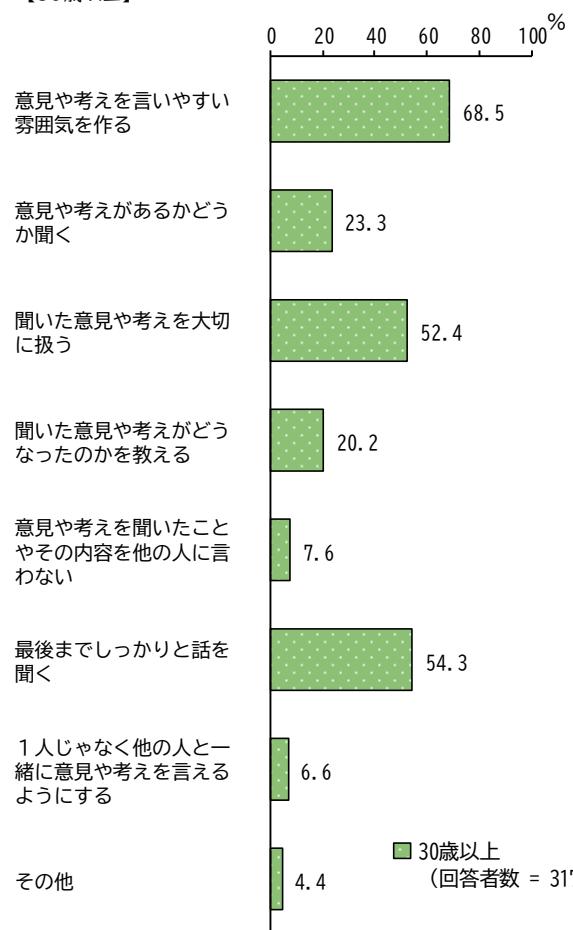
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 市や施設への意見について

① こども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

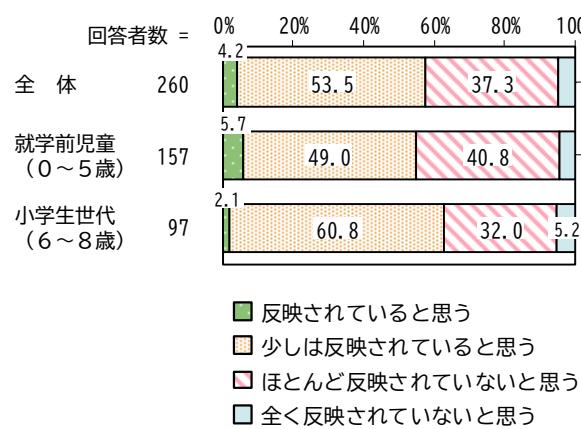
こども（0～8歳）の調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が53.5%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が37.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が51.4%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が31.7%となっています。

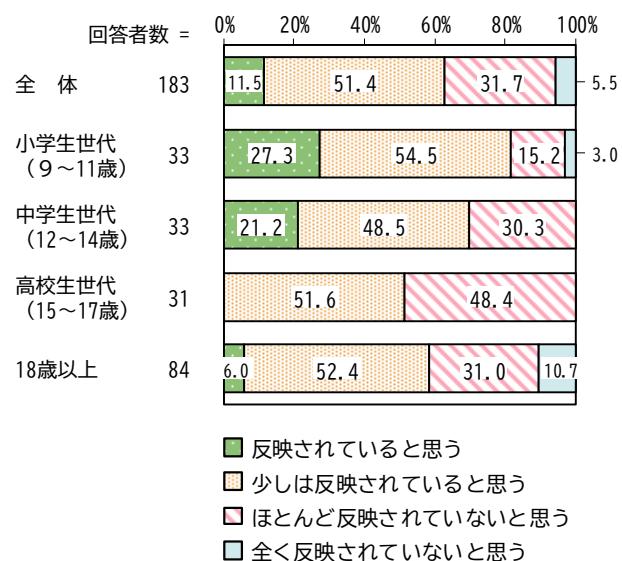
30歳以上調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が47.0%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が42.0%となっています。

こども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

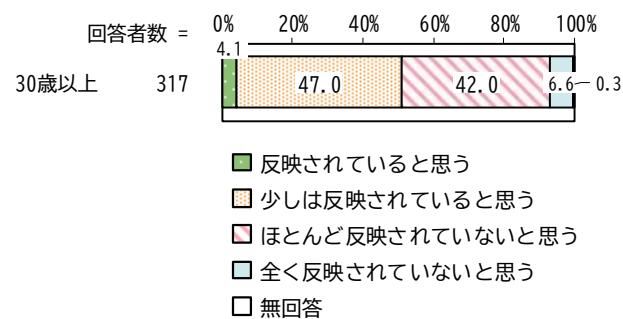
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

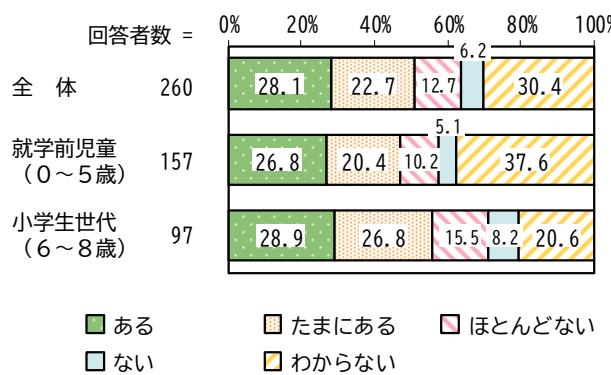
② こども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

こども（0～8歳）の調査では、「わからない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が28.1%となっています。

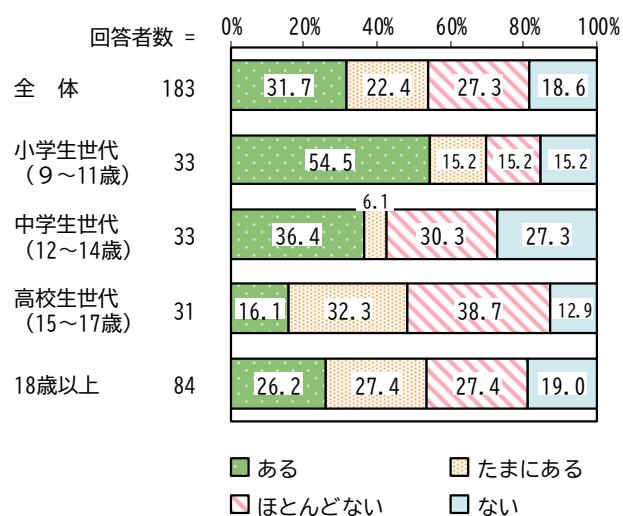
こども・若者（9～29歳）調査では、「ある」の割合が31.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が27.3%となっています。

こども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

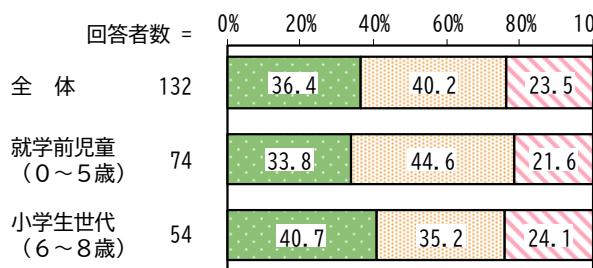
③ 言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

こども（0～8歳）の調査では、「あまり伝えたいと思っていないと思う」の割合が40.2%と最も高く、次いで「伝えたいと思っていると思う（もしくはすでに伝えている）」の割合が36.4%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「あまり伝えようと思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「伝えようと思う（もしくはすでに伝えている）」、「伝えようと思わない」の割合が19.2%となっています。

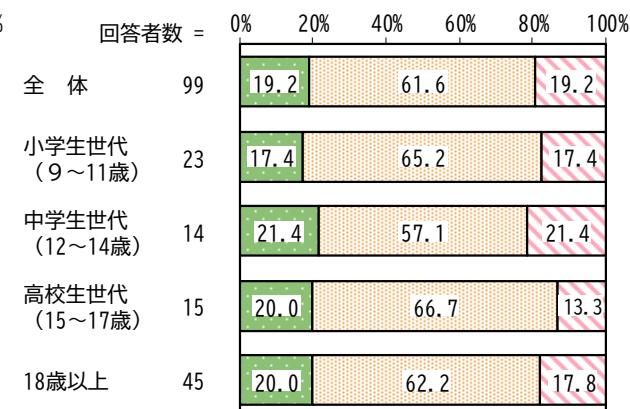
言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

【こども（0～8歳）】



- 伝えたいと思っていると思う（もしくはすでに伝えている）
- あまり伝えたいと思っていないと思う
- ▨ 伝えたいと思っていないと思う

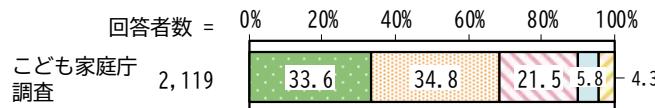
【こども・若者（9～29歳）】



- 伝えようと思う（もしくはすでに伝えている）
- あまり伝えようと思わない
- ▨ 伝えようと思わない

【参考（こども家庭庁調査）】

問 あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。



- そう思う
- ▢ ややそう思う
- ▨ あまり思わない
- そう思わない
- ▢ その他（分からぬい、答えたくないなど）

資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由

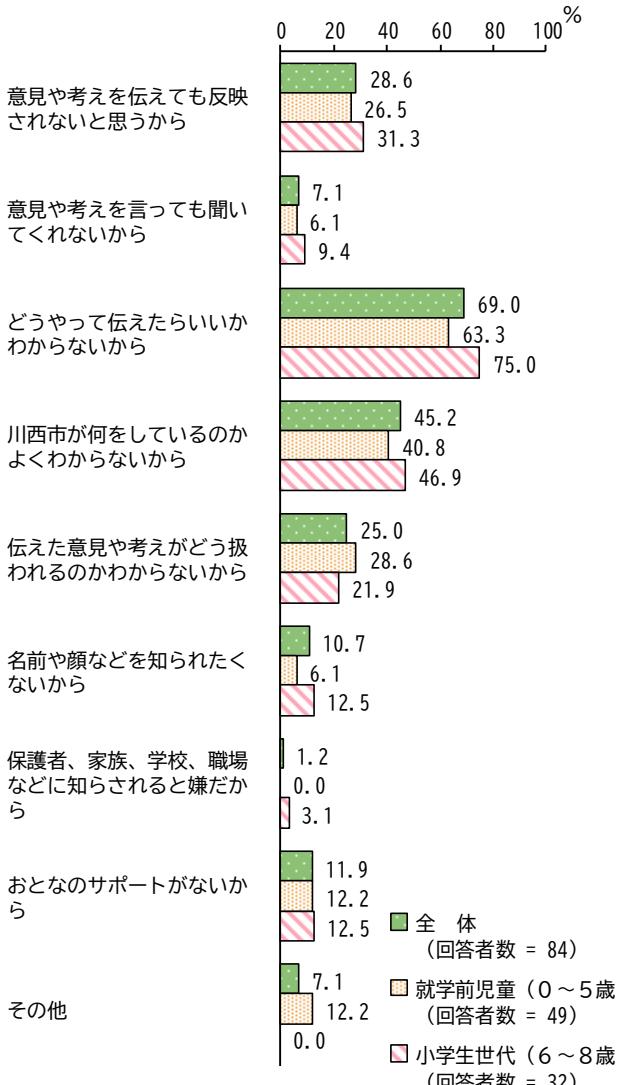
こども（0～8歳）の調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が69.0%と最も高く、次いで「川西市が何をしているのかよくわからないから」の割合が45.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が56.3%と最も高く、次いで「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が53.8%となっています。

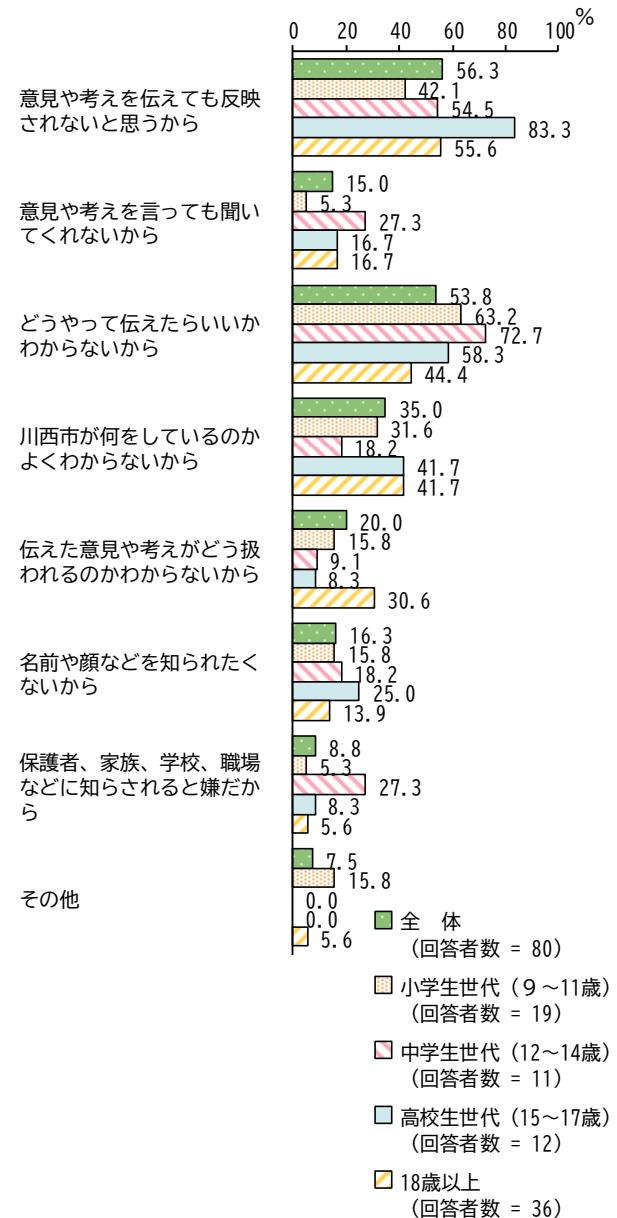
30歳以上調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が67.5%と最も高く、次いで「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が53.0%となっています。

言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】

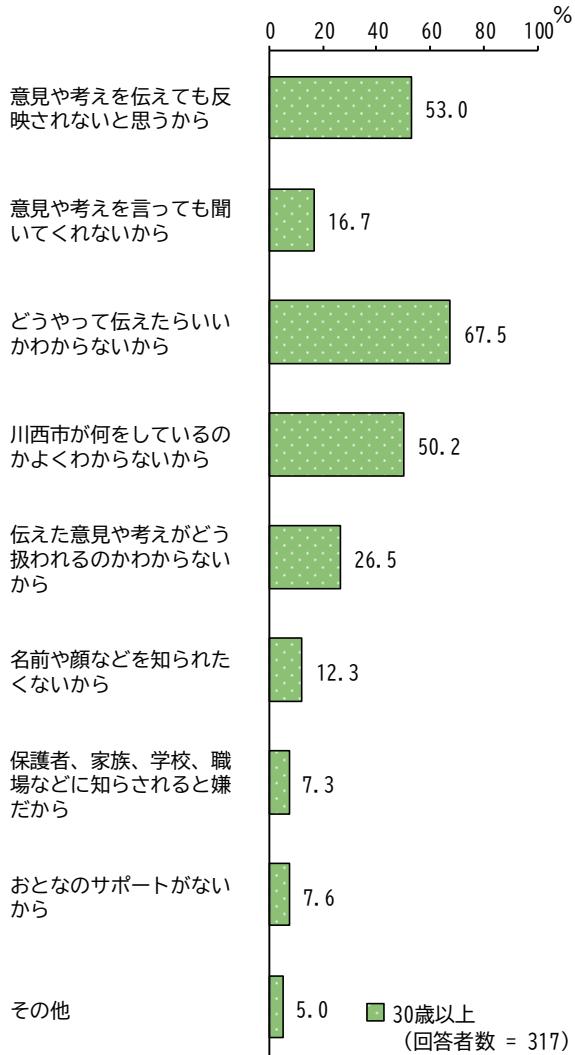


資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

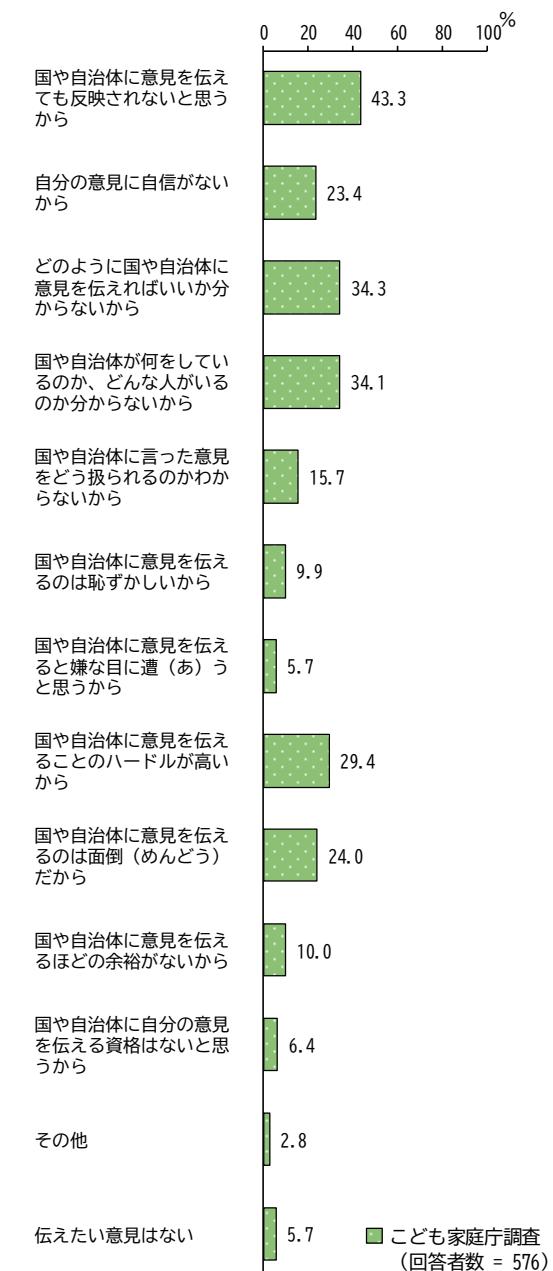
第2章 こども・若者を取り巻く現状

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 【前問で「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して】そう答えたのはどうしてですか。当てはまるものをすべて選んでください。



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

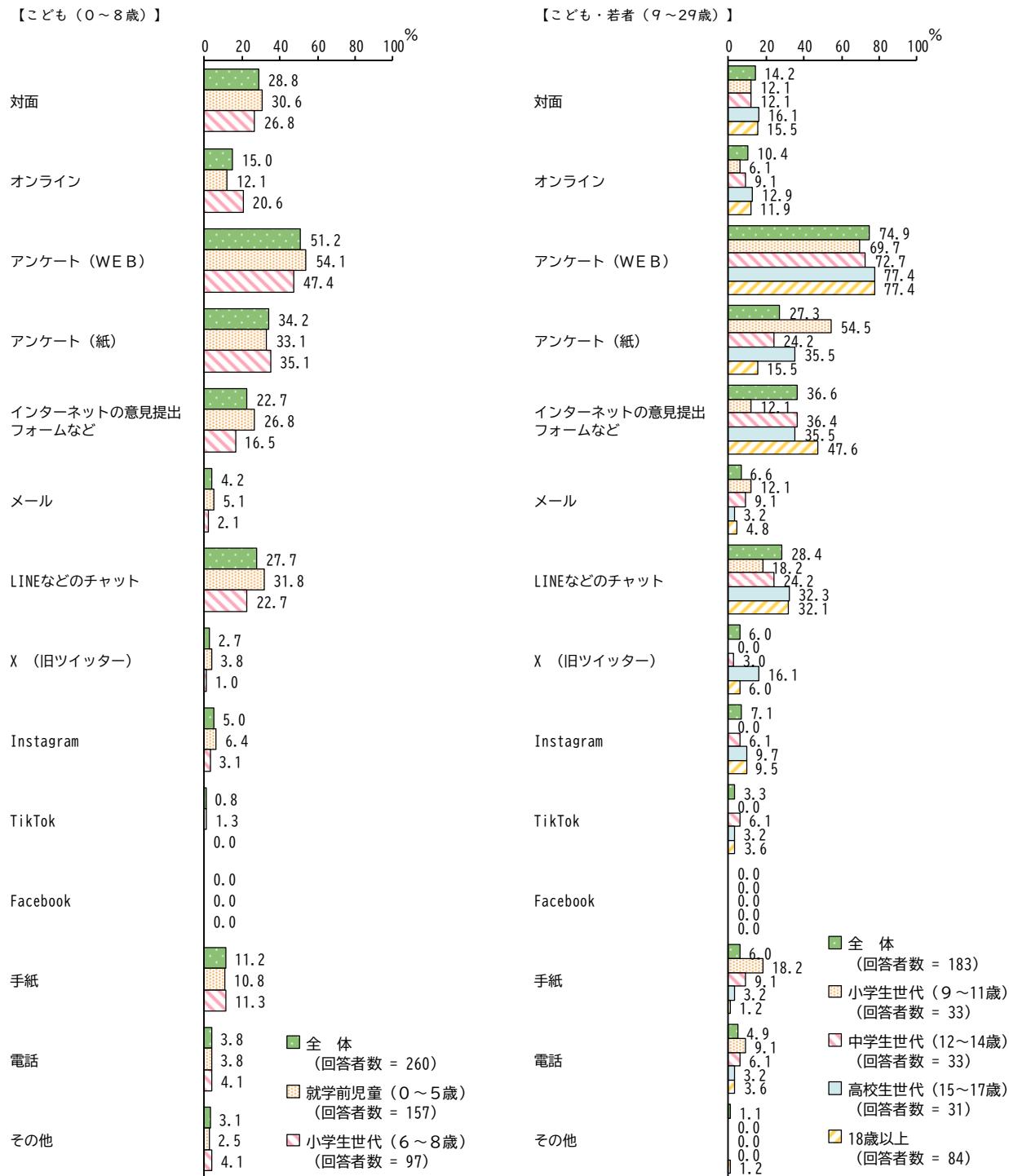
⑤ 市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか

こども（0～8歳）の調査では、「アンケート（WEB）」の割合が51.2%と最も高く、次いで「アンケート（紙）」の割合が34.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「アンケート（WEB）」の割合が74.9%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が36.6%となっています。

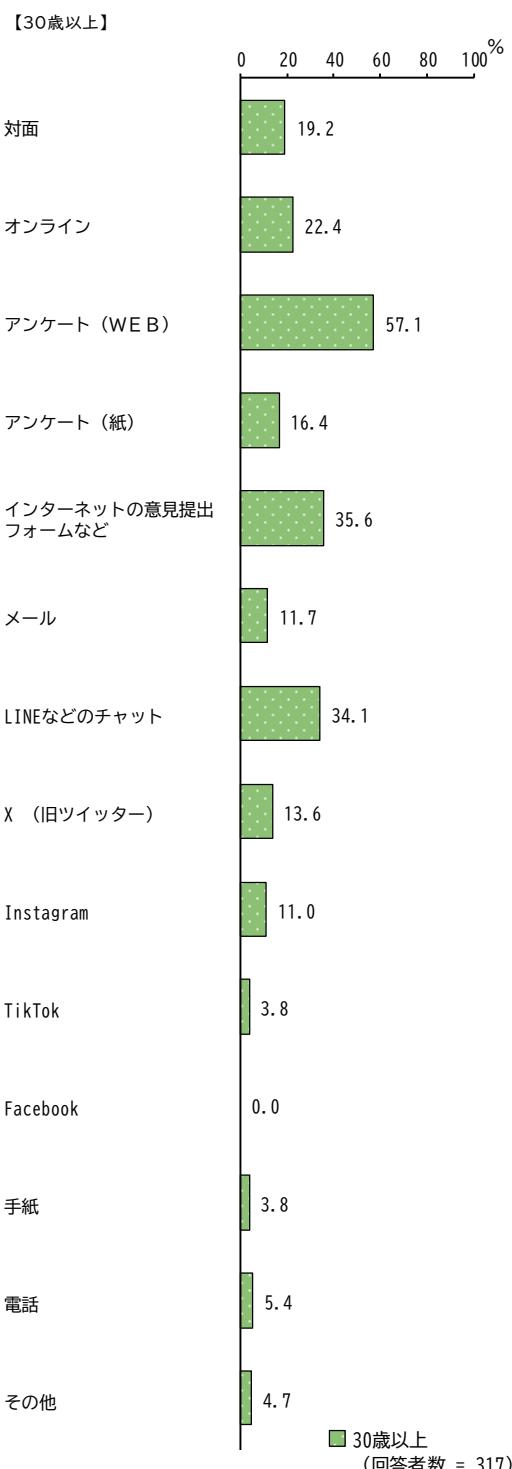
30歳以上調査では、「アンケート（WEB）」の割合が57.1%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が35.6%となっています。

市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか（最大3つまで）

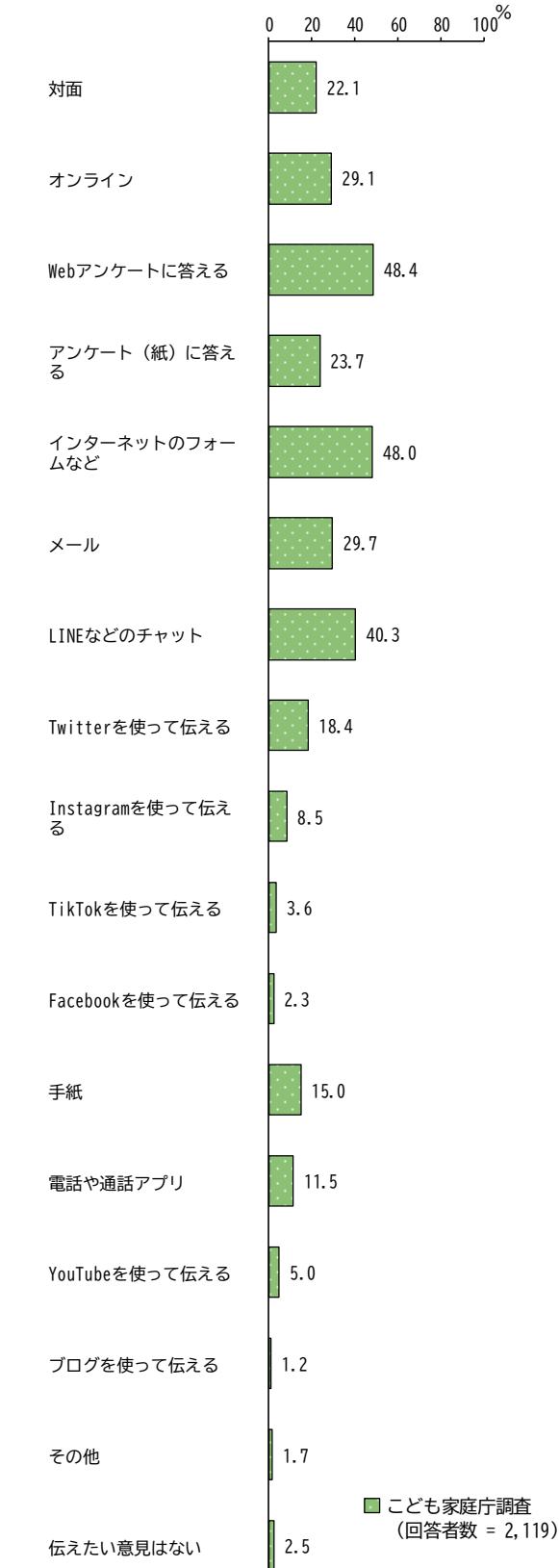


資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【参考（こども家庭庁調査）】



問 どのような方法や手段があれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。
当てはまるものをすべて選んでください。



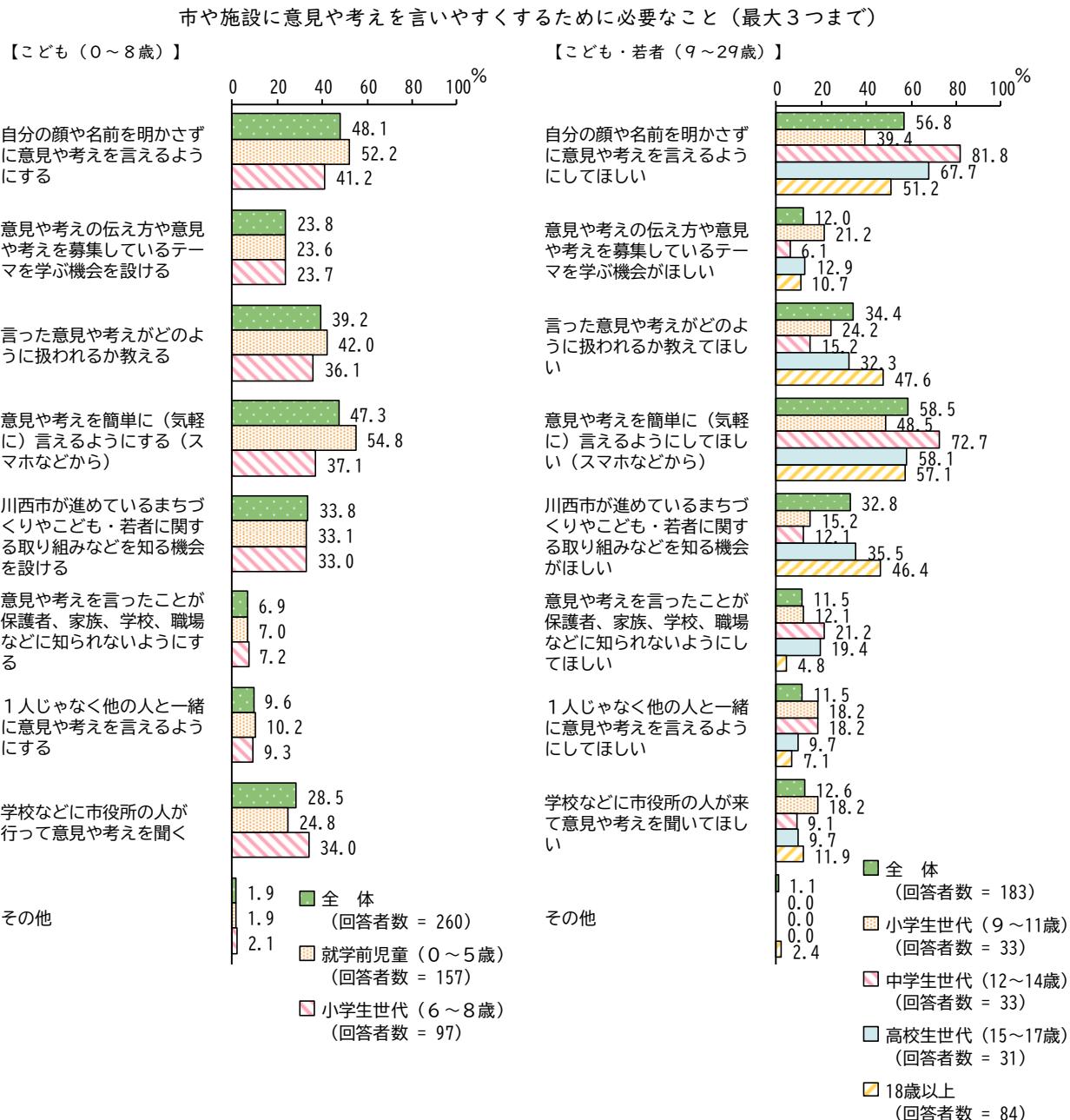
資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑥ 市や施設に意見や考えを言いやすくするために必要なこと

こども（0～8歳）の調査では、「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにする」の割合が48.1%と最も高く、次いで「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が47.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにしてほしい（スマホなどから）」の割合が58.5%と最も高く、次いで「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにしてほしい」の割合が56.8%となっています。

30歳以上調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が53.0%と最も高く、次いで「川西市が進めているまちづくりやこども・若者に関する取り組みなどを知る機会を設ける」の割合が51.1%となっています。

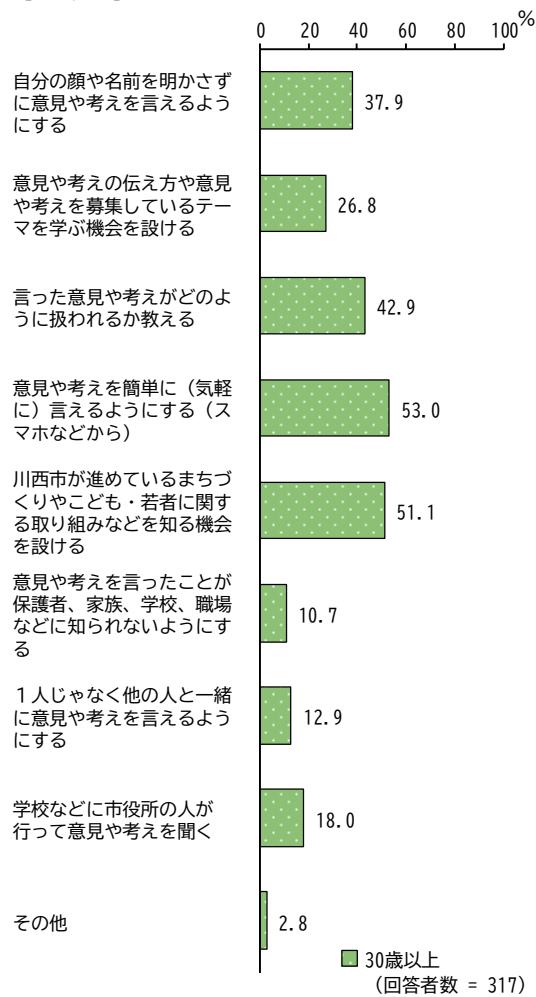


資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

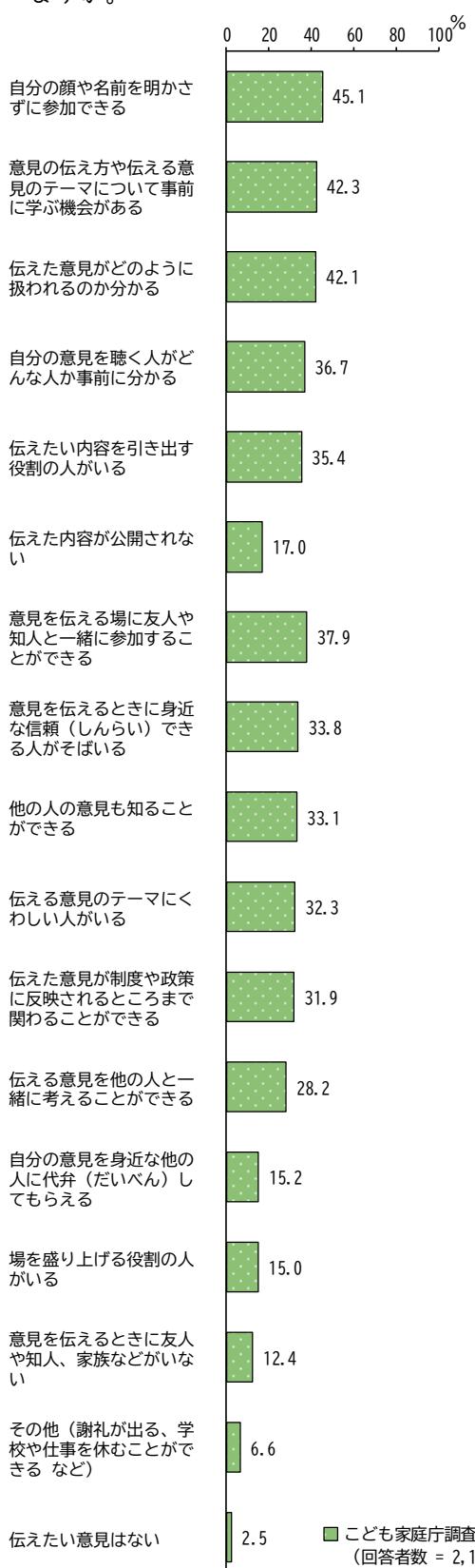
第2章 こども・若者を取り巻く現状

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 どのような工夫やルールがあれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいと思いますか。



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

7 ひきこもりや不登校などの状況

(1) ひきこもりのこども・若者

平成 28 年（2016 年）度に内閣府が示した「若者の生活に関する調査報告書」によれば、全国の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、1.57% の約 54.1 万人がひきこもり状態にあると推計されています。性別を見ると、男性が 63.3%、女性が 36.7% となっており、年代別では 10 代が 10%、20 代が 49.0%、30 代が 40.8% となっています。

ひきこもり状態になってからの期間については「7 年以上」が 34.7% と、最も多くの割合を占めています。年代別で見ると、15～19 歳、20～24 歳においては「6 ヶ月～1 年」の人が、それぞれ 20.0%、33.3% となっているのに対し、30～34 歳、35～39 歳では「7 年以上」がそれぞれ 70.0%、50.0% となっているなど、年齢を重ねるほど、長期に渡りひきこもりの状態が続く傾向にあります。

一方で、令和 4 年度（2022 年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、川西市におけるひきこもり状態にある人の割合は 1.82% で、推計者数は 646 人となります。また、川西市の調査結果ではひきこもり親和群の割合が全国調査に比べて高く、全国が 4.81% であるのに対し、川西市は 9.53% となっています。

ひきこもりとなった理由としては、「就職活動がうまくいかなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「不登校」などが挙げられます。

「川西市子ども・若者総合相談窓口」の相談件数の推移を見ると、ひきこもりなどを相談内容とする延べ件数は令和 5 年度（2023 年度）は 358 件で、うち新規相談者数は 48 人となっています。相談者には、就業支援機関と連携を取るなど継続した支援も行い、令和 5 年度（2023 年度）は 19 人が就業しています。

子ども・若者実態調査 平成 29 年度（2017 年度）調査及び国調査との比較

| | | 回答者数 | 有効回答率 | 広義のひきこもり群 | ひきこもり親和群 |
|--|-----|---------|-------|---------------|-----------------------------|
| 令和 4 年度 (2022 年度) 調査 ^{*1} | 一般 | 881 人 | 38.3% | 16 人 (1.82%) | 84 人 (9.53%) |
| | 高校生 | 275 人 | 34.4% | 0 人 (0.0%) | 45 人 (16.36%) |
| | 中学生 | 1,038 人 | 79.8% | 7 人 (0.67%) | 136 人 (13.10%) |
| 平成 29 年度 (2017 年度) 調査 | 一般 | 1,114 人 | 37.1% | 10 人 (0.90%) | 79 人 (7.09%) |
| | 高校生 | 898 人 | 93.5% | 3 人 (0.33%) | 93 人 (10.36%) |
| 参考) 国 ^{*2} | | 7,035 人 | 40.1% | 144 人 (2.05%) | 150 人 (4.81%) ^{*3} |

※1 令和 4 年度（2022 年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」令和 4 年（2022 年）1 月～5 月調査

- ・一般…19～39 歳、配付数 2,300 通
- ・高校生…市内の公立高等学校の 2 年生、配付数 800 通
- ・中学生…市内の公立中学校の 2 年生、配付数 1,300 通

※2 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」(令和 4 年（2022 年）11 月調査) 15～39 歳 17,187 人対象

※3 令和 4 年（2022 年）の調査では「ひきこもり親和群」の項目がないため、平成 27 年（2015 年）の結果を掲載している。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

全国におけるひきこもり推計者数

| | 該当する回答者数 | 有効回答に占める割合 | 全国の推計者数* | |
|----------------------------------|----------|------------|----------|--------------------|
| 5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 67人 | 0.95% | 36.5万人 | 準ひきこもり 36.5万人 |
| 6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける | 52人 | 0.74% | 12.1万人 | 狭義のひきこもり 17.6万人 |
| 7. 自室からは出るが、家からは出ない | 25人 | 0.36% | 5.5万人 | |
| 8. 自室からはほとんど出ない | | | | |
| 合計 | 144人 | 2.05% | 54.1万人 | 広義のひきこもり 54.1万人 |

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成27年（2015年）12月調査）

*令和4年（2022年）の調査では「全国の推計者数」の項目がないため、平成27年（2015年）の結果を掲載している。

川西市におけるひきこもり推計者数

| | 該当する回答者数 | 有効回答に占める割合 | 川西市の推計者数 | |
|----------------------------------|----------|------------|----------|------------------|
| 5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 8人 | 0.91% | 323人 | 準ひきこもり 323人 |
| 6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける | 8人 | 0.91% | 323人 | 狭義のひきこもり 323人 |
| 7. 自室からは出るが、家からは出ない | — | — | — | |
| 8. 自室からはほとんど出ない | | | | |
| 合計 | 16人 | 1.82% | 646人 | 広義のひきこもり 646人 |

資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

*推計者数は、令和3年（2021年）12月末時点での「川西市年齢別人口表（住民基本台帳）」から算出（15～39歳の人口は35,436人）。上表では「一般」群におけるひきこもりの発生率を採用している。

○ひきこもりの定義

- ・広義のひきこもり 下記1～4の状態が6カ月以上続く人
- ・準ひきこもり 下記1の状態が6カ月以上続く人

- 1 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
2 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
3 自室からは出るが、家からは出ない
4 自室からはほとんど出ない

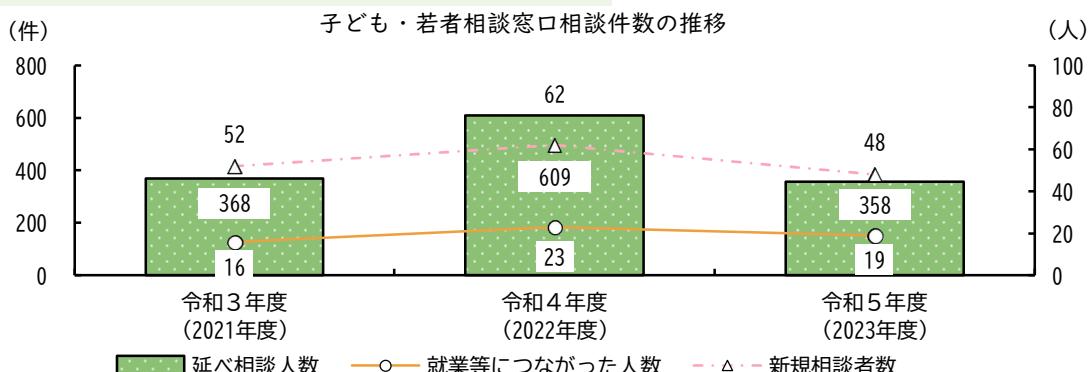
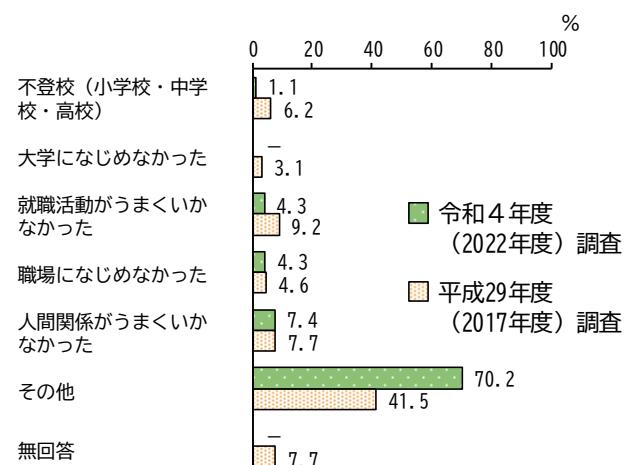
※きっかけが「病気」「妊娠」「専業主婦・主夫又は家事手伝い」の人を除く。
また、「新型コロナウイルス感染症による外出制限」をきっかけとしているケースについても除いている。

○ひきこもり親和群の定義

・下記1～4に3項目以上当てはまる人で、「広義のひきこもり」でない人

- 1 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
2 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
3 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
4 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

【一般】ひきこもりになったきっかけ（複数回答）



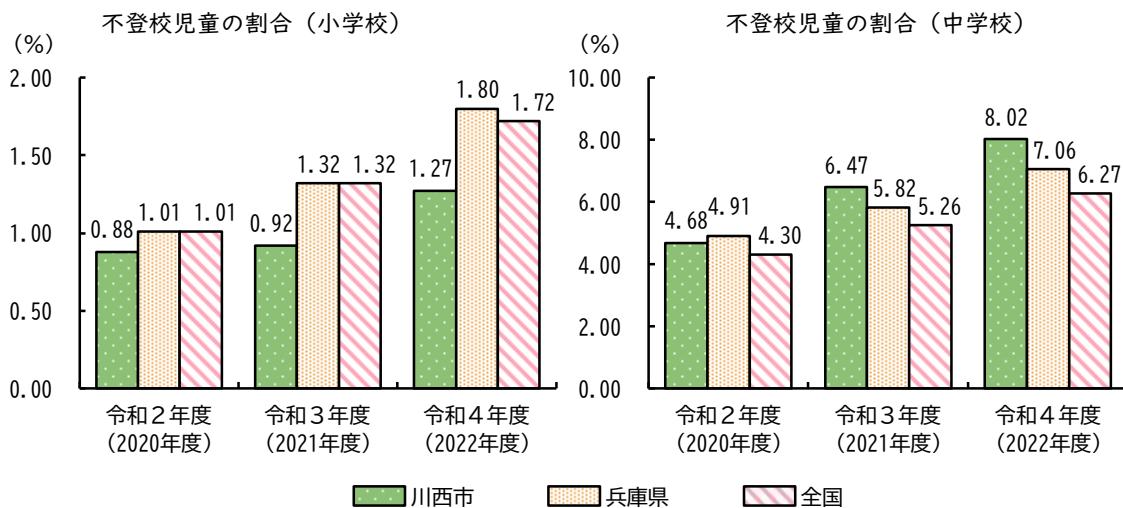
資料：川西市子ども・若者相談窓口利用実績

(2) 不登校

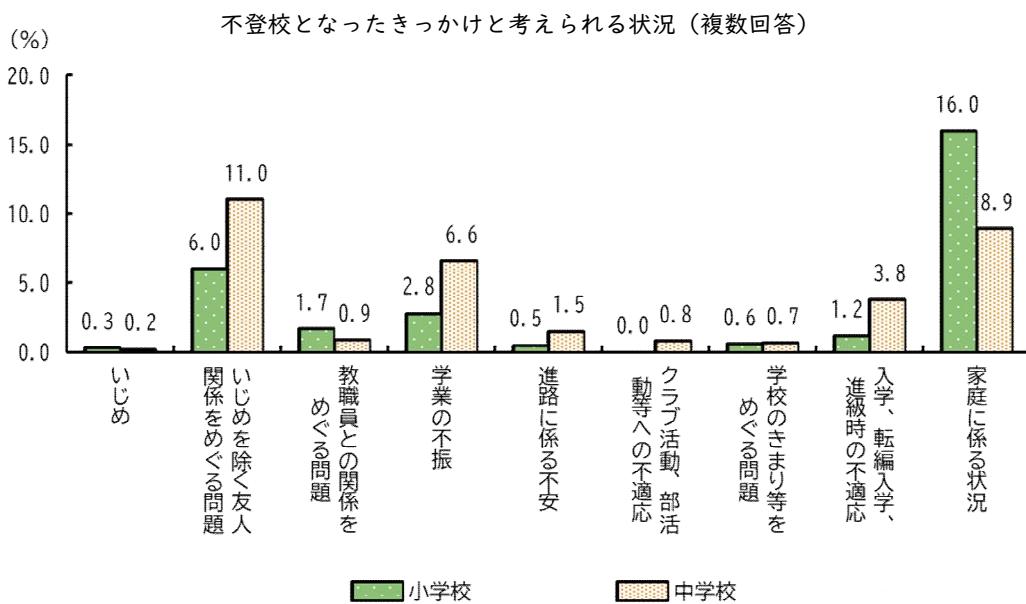
様々な原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、令和4年度（2022年度）時点では、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で1.72%、中学校で6.27%であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で1.27%、中学校で8.02%となっています。

また、兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公私立小中学校の不登校の要因について、小学校では「家庭にかかる状況」が最も多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています。



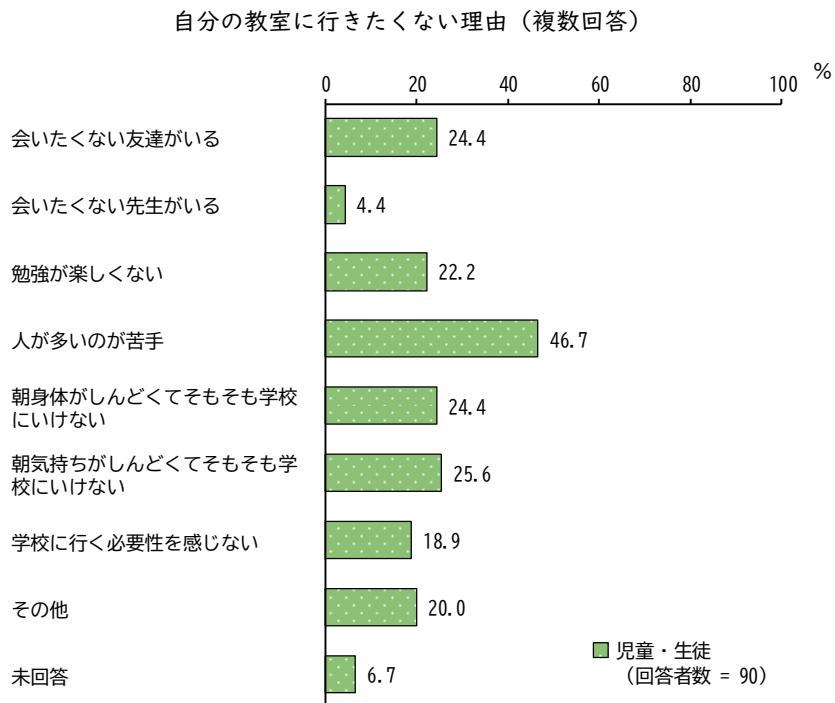
資料：兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」
(令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）)



資料：兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

第2章 こども・若者を取り巻く現状

川西市が実施した「児童・生徒の支援に関するアンケート」(令和6年度(2024年度))によると、児童・生徒の調査では「自分の教室に行きたくない理由」として、「人が多いのが苦手」の割合が46.7%と最も高く、次いで「朝気持ちがしんどくてそもそも学校にいけない」の割合が25.6%となっています。



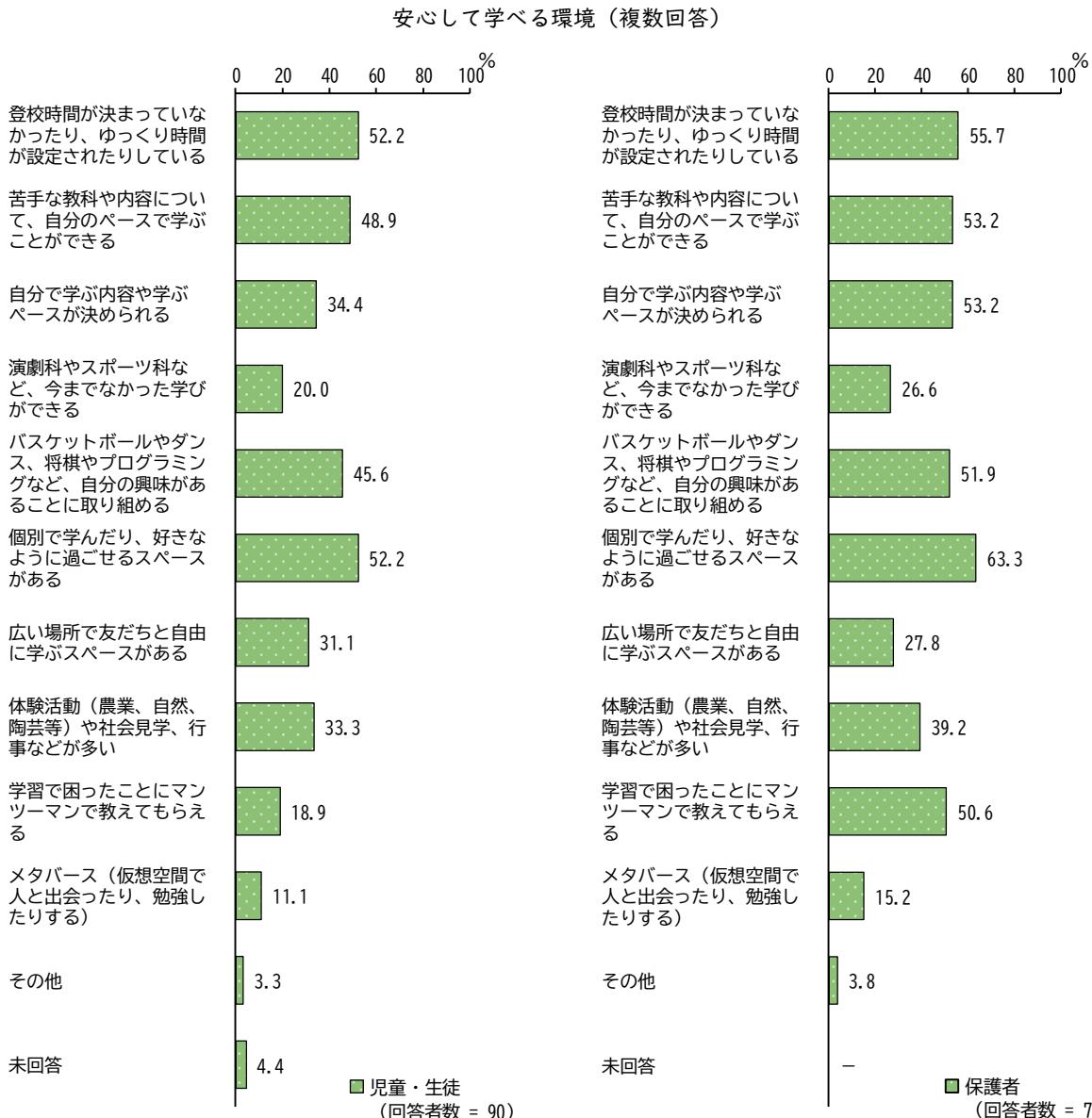
資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

【参考】

※不登校… 文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的因素・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

「安心して学べる環境」については、児童・生徒の調査では、「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が52.2%と高く、次いで「苦手な教科や内容について、自分のペースで学ぶことができる」の割合が48.9%となっています。

保護者の調査では、「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が63.3%と最も高く、次いで「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」の割合が55.7%となっています。



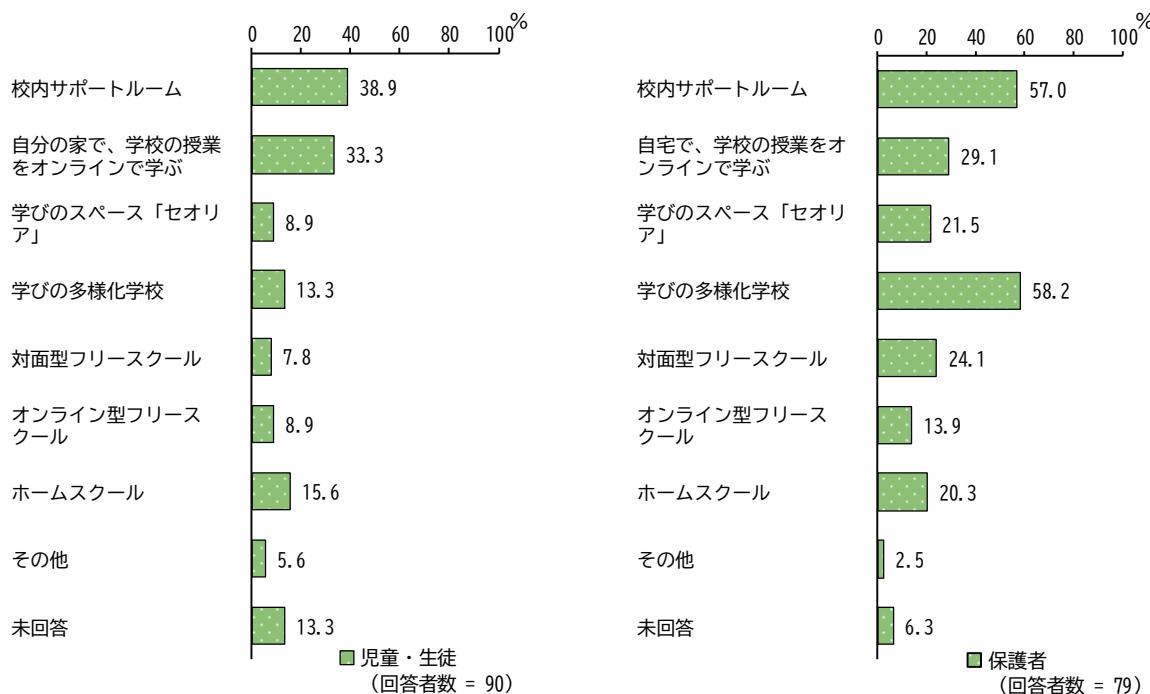
資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

「教室以外で安心して学べると思う場所」として、児童・生徒の調査では、「校内サポートルーム」の割合が38.9%と最も高く、次いで「自分の家で、学校の授業をオンラインで学ぶ」の割合が33.3%となっています。

保護者の調査では、「学びの多様化学校」※の割合が58.2%と最も高く、次いで「校内サポートルーム」の割合が57.0%となっています。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

教室以外で安心して学べると思う場所（複数回答）



資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

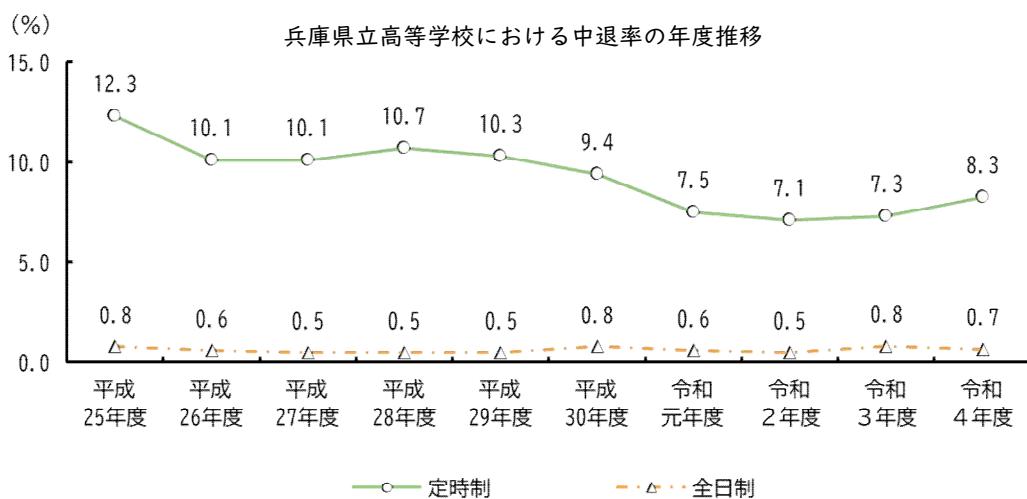
【参考】

※学びの多様化学校…学校に行きづらい児童生徒の実態に配慮し、特別の教育課程の編成による教育を行う学校のことです。

(3) 高等学校中途退学者

兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は横ばい傾向にあり、令和4年度（2022年度）は528人、0.7%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの令和4年度（2022年度）は293人、8.3%となっています。

兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら3つの理由の合計が全体の90%を占めています。



資料：兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

県立高等学校における中退の主な事由

単位：%

| 順位 | 1 | | 2 | | 3 | |
|----------|-------------|------|------------|------|------|-----|
| 事由 内訳 | 進路変更 | 57.0 | 学校生活・学業不適応 | 28.5 | 学業不振 | 5.4 |
| | 別の高校への入学を希望 | 30.9 | | | | |
| | 就職を希望 | 11.4 | | | | |
| | 高卒認定試験を希望 | 3.4 | | | | |
| | 専修学校への入学を希望 | 0.7 | | | | |
| | その他 | 10.5 | | | | |

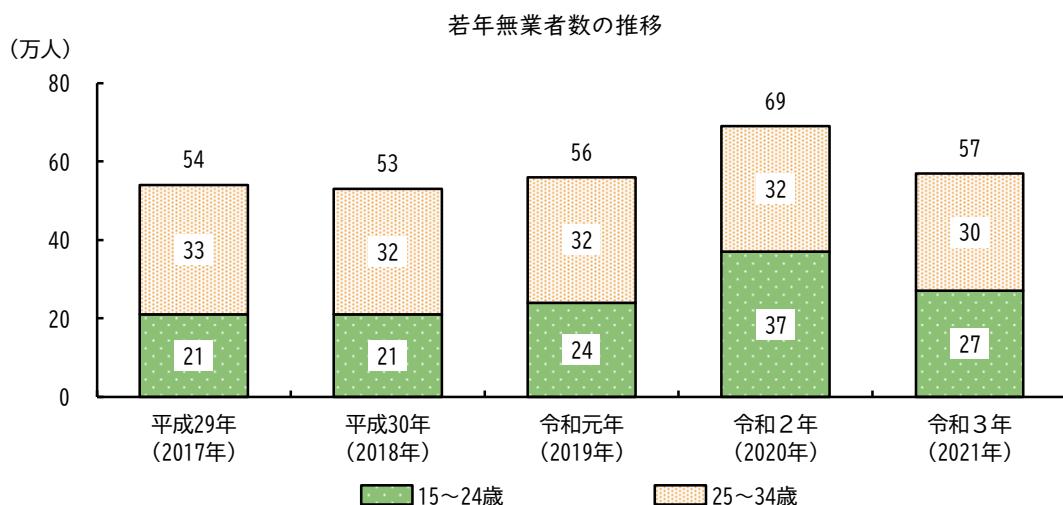
資料：兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

(4) 若年無業者・フリーター

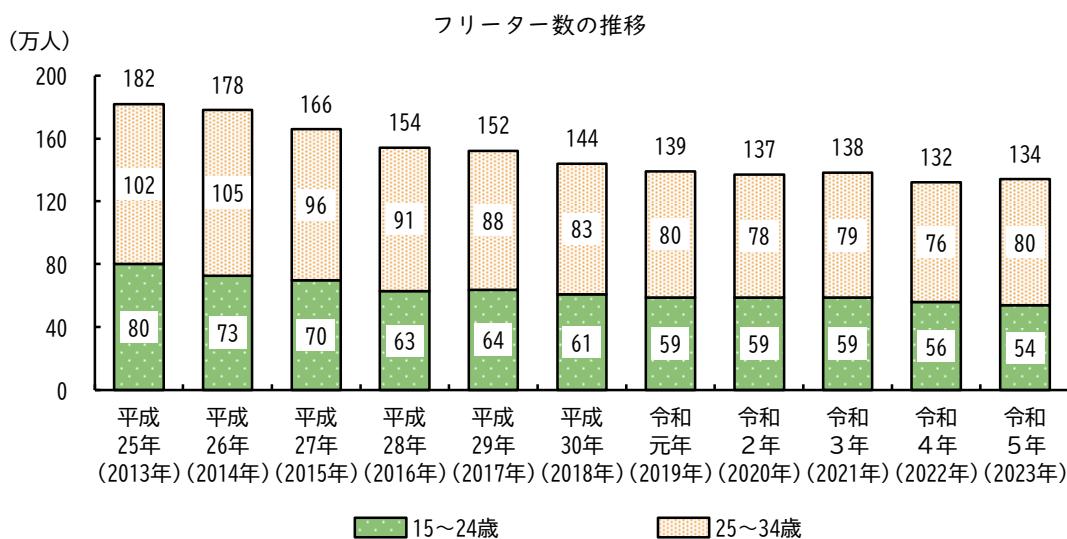
若者が充実した生活を送る上で就業は非常に重要であり、若年無業者（※1）やフリーター（※2）、非正規雇用率の高さなどが、産業構造や就業形態の変化による課題として挙げられます。

総務省「労働力調査」によると、若年無業者数は増加傾向にあり、特に令和2年（2020年）は令和元年（2019年）に比べ大きく増加し、約69万人となっています。

全国のフリーター数は、平成25年（2013年）の182万人をピークに年々減少し、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。



資料：総務省「労働力調査」



資料：総務省「労働力調査」

※1 若年無業者…高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事していない
15歳から34歳

※2 フリーター…15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者であることに加え、勤め先またはその希望先がパート・アルバイト（家事や通学もしていない）の人

8 貧困の状況

I 相対的貧困世帯の定義

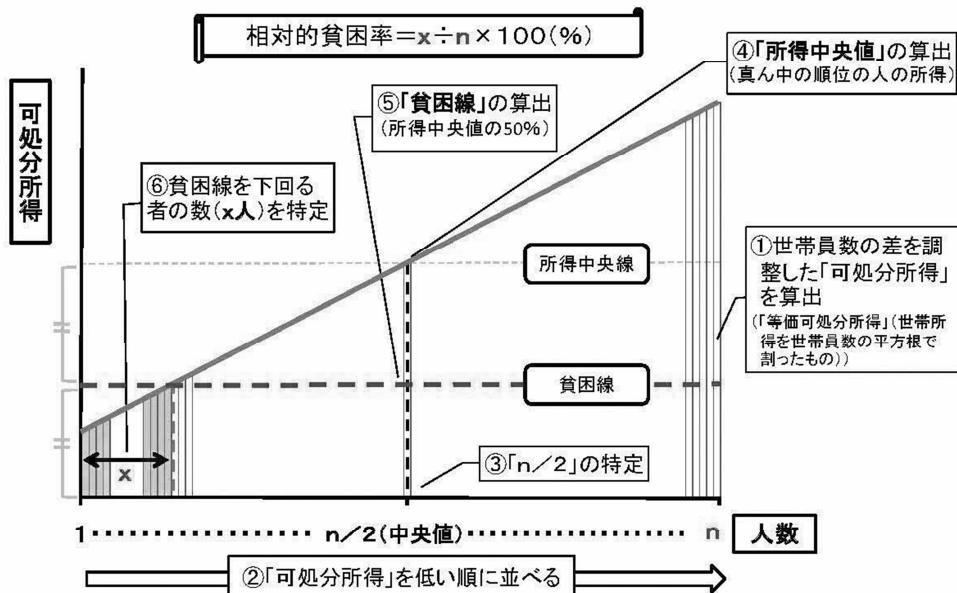
貧困状態かどうかについては、客観的に判断する指標はなく、複数の指標を参考にしながら、便宜的に、ある一定の所得や消費水準を下回った場合に「貧困」とみなしているのが実情です。したがって、本調査において貧困状態かどうかを指示する諸指標については、一定の幅を持って理解する必要があります。

なお、特定の固定値（絶対的な金額や状況）を貧困線として使用し、その水準を下回った場合を、「絶対的貧困」と呼ぶほか、OECD（経済協力開発機構）の統計など、一定の所得や消費水準（時点によって変移する金額や状況）を貧困線とし、それを下回る場合を「相対的貧困」と呼んでいます。

相対的貧困世帯とは、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を下回る世帯とします。

国が国民生活基礎調査により算出した貧困線とは、等価可処分所得※の中央値の半分の額をいい、OECDの作成基準に基づき算出しています。

「相対的貧困率」・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



資料：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>)

※等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

第2章 こども・若者を取り巻く現状

令和5年度（2023年度）に実施した、「川西市子育て支援に関するアンケート調査」では、保護者を対象とした調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を概算したうえで、相対的貧困となる区分を選定しました。

② 相対的貧困世帯の算出方法

まず、令和3年（2021年）国民生活基礎調査における所得5分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します。

| | 1世帯あたり 平均所得※(a) | 平均可処分所得※(b) | 所得5分位階級 ごとの係数(a/b) |
|---------------|--------------------|-------------|-----------------------|
| 第Ⅰ（～211万） | 133.1万円 | 118.4万円 | 1.12 |
| 第Ⅱ（211万～358万） | 284.3万円 | 246.2万円 | 1.15 |
| 第Ⅲ（358万～546万） | 443.6万円 | 366.7万円 | 1.21 |
| 第Ⅳ（546万～831万） | 676.5万円 | 546.6万円 | 1.24 |
| 第Ⅴ（831万～） | 1,284.1万円 | 989.4万円 | 1.30 |

※「1世帯あたり平均所得」は税込みの収入、「平均可処分所得」は手取り収入（可処分所得）に該当する。

次に、令和3年（2021年）国民生活基礎調査における貧困線（127万円）に世帯人員の平方根を乗じて世帯人員別に相対的貧困線*を算出します。

世帯人員別の相対的貧困線に対応する上記の「所得5分位階級ごとの係数」を乗じることで、相対的貧困線の値に対応する世帯収入を概算し、この世帯収入を下回る世帯を相対的貧困世帯とします。

| 世帯人員 | 相対的 貧困線 | 係数 | 対応する 世帯収入 | 相対的貧困世帯 となる区分 | 相対的貧困 世帯数 |
|------|------------|------|--------------|------------------|--------------|
| 2人 | 180万円 | 1.12 | 202万円 | 250万円未満 | 17世帯 |
| 3人 | 220万円 | 1.12 | 247万円 | 250万円未満 | 26世帯 |
| 4人 | 254万円 | 1.15 | 293万円 | 300万円未満 | 30世帯 |
| 5人 | 284万円 | 1.15 | 328万円 | 350万円未満 | 22世帯 |
| 6人 | 311万円 | 1.15 | 359万円 | 400万円未満 | 8世帯 |
| 7人 | 336万円 | 1.15 | 388万円 | 400万円未満 | 1世帯 |
| 8人 | 359万円 | 1.15 | 415万円 | 450万円未満 | 4世帯 |

※「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は税込みの収入、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査で尋ねた世帯全員の税込み収入。

③ 川西市の相対的貧困率

川西市の子どもがいる世帯の相対的貧困世帯数及び相対的貧困率は5.9%となっており、平成29年（2017年）度に実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」よりも低くなっています。

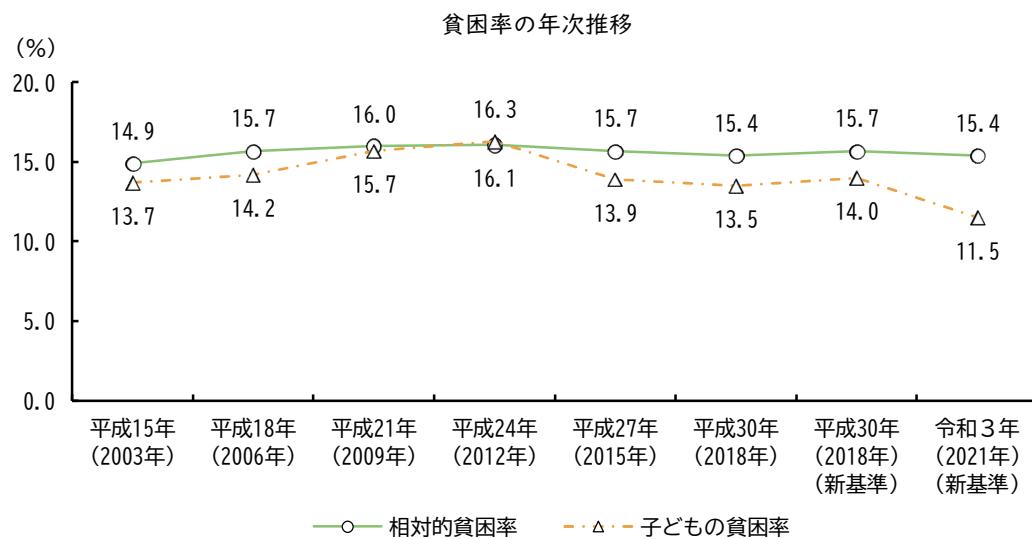
| 調査種類 | 保護者の回収数 | 相対的貧困世帯数 | 相対的貧困率 |
|---|---------|----------|--------|
| 川西市子育て支援に関するアンケート調査 | 1,821世帯 | 108世帯 | 5.9% |
| 子どもの生活に関するアンケート調査 (平成29年度(2017年度)実施) | 2,202世帯 | 205世帯 | 9.3% |

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 全国の経済的な困窮

厚生労働省が示す令和4年（2022年）「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率※」は、令和3年（2021年）には11.5%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

| 項目 | 平成15年 (2003年) | 平成18年 (2006年) | 平成21年 (2009年) | 平成24年 (2012年) | 平成27年 (2015年) | 平成30年 (2018年) | 平成30年 (2018年) (新基準) | 令和3年 (2021年) (新基準) |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|--------------------------|
| 貧困線 | 130 | 127 | 125 | 122 | 122 | 127 | 124 | 127 |

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭の子どもの進学率

単位：%

| 項目 | 母子世帯 | 父子世帯 | 全世帯 |
|-----------|------|------|------|
| 高校などへの進学率 | 94.5 | 96.2 | 98.9 |
| 大学などへの進学率 | 66.5 | 57.9 | 83.8 |

資料：令和3年度（2021年度）「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度（2021年度）「学校基本調査」

※子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合